

モロッコにおける国民統合の土壌

－独立にいたる社会の変容とベルベル人

Background to the Unification of People in Morocco:

Berbers during the Social Transformation to

Independence

金子 直也

NAOYA KANEKO

目次

序論	1
1.問題認識	1
2.先行研究の整理	2
2-1 王朝の正統性・権威	2
2-2 イスラームと慣習法	8
2-3 民族主義運動	9
2-4 旧宗主国側から見た考察	13
3. 本稿の視点と目的について	16
4. 仮説	17
5. 考察の方法と構成	18
第1章 モロッコにおけるベルベル人	19
1-1 領域と人口構成	19
1-2 ベルベル人の歴史と宗教	20
1-3 ベルベル語方言と多数の独立した部族社会	24
1-4 アラブ人とベルベル人の関係	27
1-5 モロッコにおけるベルベル民族運動	31
1-6 クルド人との比較	32
第2章 保護国化以前のアラウィー朝統治	33
2-1 シバの地（不和の地）とベルベル人	33
2-2 20世紀初頭の相次ぐ反乱・クーデターとベルベル人	37
第3章 保護領下の体制	40
3-1 シバの地の平定	41
3-2 慣習法とベルベル勅令	43

3-3 保護領統治体制	48
3-4 保護領体制におけるベルベル人有力者	53
第4章 民族主義運動、反植民地運動と独立への過程	53
4-1 アブドゥルカリームのリーフ戦争（1920-26）	53
4-2 ベルベル勅令と民族主義運動	60
4-3 反植民地運動と新たな対立	63
4-4 ムハンマド復位から独立へ向けた動きと各政治勢力の立ち位置	75
4-5 ムハンマドとイスティクラール党の関係	83
4-6 ベルベル人であることと政治行動	87
4-7 民族主義運動・反植民地運動におけるバイア、シャリーフの効用について	90
4-8 独立への過程に関する論点のまとめ	91
5章 結論	94
5-1 宗教的正統性による権威について	94
5-2 ベルベル人の立ち位置と帰属意識	97
5-3 アラブ・ベルベルの民族対立	98
5-4 まとめ	99
おわりに	99
図表	
表1 20世紀初頭・保護国化直前の反乱・クーデター一覧	37
表2 歴代スルタンとフランス保護領総督	105
表3 略年表（反スルタン運動以降）	107
図1 反スルタン運動と対立の構図	67

図 2 主要アクターの関係（廃位～復位～独立）	75
図 3 歴代スルタン（19 世紀末以降）の系譜とグラウイ家との関係	104
図 4 スペイン領モロッコ（北部モロッコ保護領）	105
図 5 ベルベル人豪族の帰属意識の変化	94
注	110
参考文献等	130

序論

1. 問題認識

モロッコはアラブ諸国の中で政治・社会が比較的安定していると評される。2011年のモロッコの「アラブの春」では、国王主導による憲法改正と民主化で大きな混乱に発展することなく乗り越えた。また、多くの国・地域においては民族の分断・対立が社会の不安定化の要因となっているが、アラブ人・ベルベル人の人口比率が各約半分であるモロッコにおいては、さしたる民族紛争は発生していない。

現在のアラウィー朝は17世紀以来、フランス、スペインによる保護領下の期間を含めて約350年続いており、また、シャリーフ（預言者ムハンマド一族の血統）としての正統性を持つ。しかしながら、保護国化以前のモロッコは、スルタンの支配が及ぶマフゼン（マクゼン）の地（政府の地）と、スルタンの権威を認めず、賦役・納税を拒否するシバの地（不服従の地、不和の地）が存在し、国土は分断された状態にあった。そして、シバの地の住人は主に農村・山岳部のベルベル人であり、独立以前はモロッコの全人口の過半を占めていた。保護国化後、シバの地は解消されて全土が（フランス領とスペイン領に二分されたとは言え、形式的には）スルタンの統治下となったが、保護領体制では新たな対立・分断が生まれ、独立に向けた過程では様々な政治勢力の思惑が錯綜する中で、それらはより複合的なものになっていた。このような対立・分断は、いつどのように出来、解消され、後の国民統合やそのための基礎形成がなされていったのだろうか。

先行研究の多くは、モロッコの国民統合や現在の社会の安定の歴史的背景や土壌として、王朝（スルタン）の正統性・権威、アラブ・イスラームを考察の文脈の中心に据えている。モロッコは16-17世紀のサアド朝、17世紀成立の現在のアラウィー朝以降、現在にいたるまで、約500年にわたって、アラブ人王朝の君主をいただいております、20世紀半ば以降の民族主義運動の主役は主として都市部のアラブ系住民であった。先行研究においても、多くがモロッコ民衆としてはアラブ人を前提とし、また民族運動についてはアラブ民族主義を中心とした文脈で考察が展開されている。ベルベル人はモロッコの人口の過半であったにもかかわらず、近現代のモロッコの政治・社会の変容に関する研究では、ベルベル人の関与、影響、位置づけ等について深く分析されているものは少なく、彼らを中心に据えて考

察したものはほとんど見当たらないという問題がある。

2. 先行研究の整理

白谷望は、モロッコ王制を支える制度の研究を 2 つの潮流に分類し、ひとつは、「第一に、歴史的・宗教的シンボルのポリティックスによる支配を分析する議論、言い換えれば、王国の歴史的連続性や文化、そして国王の宗教的正統性からアプローチするもの」であり、2 つ目の潮流は、「議会や選挙などの近代的な政治制度から、モロッコ王政の安定を比較政治学的に説明する¹⁾」ものとする。そして、第一の潮流の議論として、王朝の長期連続性について以下のように論じている。

現モロッコの国土の大部分は同じ王国の統治下に組み込まれ、その統治体制が非常に脆弱なものであったとしても、基本的に国土が大きく分断された経験を持たない。16 世紀には隣国アルジェリアまでがオスマン帝国領に組み込まれたが、モロッコはその支配を逃れ、また、フランス、スペインによる分割保護領となった際にも、17 世紀に確立されたアラウィー朝の王家が統治する政治体制が形式的にはあるが存続した。こうした歴史は、独立後のモロッコにおいて、国民国家の枠組みや国民の忠誠心を育みやすい土壌を提供したと考えられる。²⁾

以下では、先行研究を、1.王朝（スルタン）の正統性・権威（シャリーフの血統、バイアによる忠誠）、2.イスラーム（ムスリム・アイデンティティ等）、3.アラブ民族主義、4.宗主国からみた考察に分けて整理し、それらに対する疑問や問題認識を提示して個別に見ていくこととしたい。

2-1 王朝の正統性・権威

モロッコ王制の宗教的基盤としては、多くの研究者がシャリーフの血統の正統性とバイア（忠誠の誓い）を挙げている。近世以前、社会に多数の聖者が存在した中で、シャリーフであることはより強いバラカ³⁾を持つと信じられ、聖者として人々の尊敬を集めるうえで、

有用であり、また、バイアの儀式は、民衆がスルタンに忠誠を誓うことで、スルタンの権威を確認するうえで効用があった。そのようなシャリーフの血統やスルタンと民衆の間のバイアの関係は、20世紀初頭から独立にいたる過程のモロッコにおいてどのような役割を果たしたのだろうか。

2-1-1 シャリーフの血統

シャリーフ崇敬について、白谷は、「モロッコではネイション・ビルディングの過程において、王権の宗教的正統性が近代国家の枠組みに巧妙に組み込まれ、それらが王制の頑健性の要因の一端となっている。その背景には、モロッコの歴史的特異性、すなわち同地域の王朝支配の連続性と、伝統的マラブー崇敬に伴うシャリーフ崇敬があり、こうした特徴は、国王に対する国民の忠誠心を育みやすい土壌を与えたと言える⁴⁾」のように論じている。

中川恵は、モロッコの王朝の権力基盤は、アサビーヤによるものであったが、マリーン朝(1269-1465年)が転機となり、以降のサアド朝(1549-1659年)、アラウィー朝(1659年-現在)ではシャリーフであることを王朝の正当性の最重要基盤としたと論じている⁵⁾。そして、「モロッコの君主は権力基盤としてのアサビーヤへの依存度を低下させた後、サーデー朝以降の君主は、シャリーフというイデオロギーに正当性の基盤を置き、政治という場の核として存在するために、君主の権威にいくつもの側面を持たせた⁶⁾」とする。

同様に、私市正年は、マフザン体制下でのスルタンの正統性として、シャリーフであることを挙げている。私市は、シャリーフ政権であるアラウィー朝政権樹立の背景を説明しており、要約すると以下のようなものである。

サアド朝衰退のあと15-16世紀には政治的・社会的混乱状況が拡大し、人々が不安解消を期待する中で聖者が増え続けた。おびただしい数の聖者の中で、他の聖者との差別化をはかるものとして、他の聖者がいくら努力しても越えられないものがシャリーフの血統であった。シャリーフであることは社会的リーダーの資格として重要なものとなり、そのような中からアラウィー朝が成立した。⁷⁾

スルタンはシャリーフであり、神聖なる血統として特別視される。また、シャリーフはコーランを根拠として、非シャリーフよりも一段高い地位の血統であり、さらに無謬性やとりなす力を有するとされる。そのため、シャリーフであるスルタンの権威はいっさいの異議をとらえられないことがなく、批判を免れることができ、部族間の争いの調停や平和の保証が可能となる。シャリーフが持つバラカ（神の恵み）は血統によって伝えられ、非シャリーフはいくら努力をしてもシャリーフが持つバラカを身に着けることはできない。⁸

独立後の憲法においても、シャリーフであるがゆえに、国王は、「神聖にして不可侵」とされ、いっさいの政治的責任から免れている。また、バイアは、国民が国王に忠誠を誓い、国王は国の秩序と安全を確保する責任を負う契約であり、行幸の際にはバイアの儀式が営まれ、国王と国民の間のバイアの関係が確認されている。⁹

果たして、シャリーフ王朝であることが政権基盤の維持・強化につながったのだろうか。20世紀初頭の保護国化直前には、王族（主にスルタンの兄弟）によるクーデターが相次いで発生した。すなわち、政権側も反乱側もシャリーフであったがシャリーフであることの特別性や効用はあったのか。それらクーデターの支援者は主にその地域のベルベル人であったが、反乱首謀者がシャリーフであることで支援したのか。当時、非シャリーフによる大きな反乱も発生したが¹⁰、シャリーフでなかったことで支持者を確保できなかったわけではない。そもそも、サアド朝やアラウィー朝は、シャリーフの血統であることで求心力を得て政権を樹立したわけではないのではないか。政権が弱体化し、社会が混乱する状態にあってもシャリーフ王朝であることは政権基盤の安定に寄与したのかという疑問に行き着く。

アーネスト・ゲルナーは1912年以前の伝統的モロッコ¹¹に関する説明の中で、「モロッコには同じように預言者の子孫だと信じられている人々が大勢いることから見て、このことはさほど強力な効力は持たない¹²」との見解を述べている。これはシャリーフであることがそれほどには効力はないとする見方であり、重要な指摘として受けとめるべきである

う。

神秘主義教団の指導者や聖者たちは少なからず、預言者の血統を自称していたし、フェズ等の主要都市の多くのウラマーもシャリーフの血統であることを自称していた¹³。このような中、アラウィー朝は成立期や政権初期においては、モロッコ各地に存在したライバルとなり得るシャリーフ勢力を恐れて武力による排除を進め、政権基盤を固めていった¹⁴。それらライバルとなるシャリーフ勢力を抑え込み、政権が安定していく過程で、政権王朝であることの唯一性とシャリーフの血統の正統性とを組み合わせで強調したのである。

また、保護領末期には、有力タリーカ（神秘主義教団）指導者のキッターニが反スルタン運動（ムハンマド廃位運動等）を開始し、その運動にベルベル人有力者たち¹⁵が同調して大きな運動となっていったが、キッターニ一族はシャリーフの血統であった¹⁶。そのような反スルタン運動に対して、アラウィー朝スルタンがシャリーフであることが、政権や社会の安定に資するものとなっていたのだろうか。

モロッコではシャリーフの血統は大きく二つに分けられ¹⁷、一つはアリー、ハサンを経てモロッコ初の王朝を建設したイドリース1世につながる直系で、もう一つは預言者の叔父ウマルからの出自を主張する傍系の現アラウィー朝である¹⁸。モロッコでは前者の方が格上とみなされることがあったが¹⁹、キッターニ一族は前者のシャリーフであった²⁰。また、もともとは、預言者ムハンマド一族の血統は、父系の系譜が原則であったが、14-15世紀には、各地で母方でしかムハンマド一族につながらない人々がシャリーフの列に加えられるようになった²¹。モロッコにおいても、イドリース朝の末裔のほか、預言者一族の血統はさまざまなルートで入って来たのであり、彼らの子孫はいたる所に存在していた²²。シャリーフの血統であることは、証明するものはなく、全ては自称であり、周囲（宗教権威者や部族有力者等）がそれを認めるかどうかの問題であった。

2-1-2 バイアによる忠誠の誓い

バイアの機能と王制の正統性について白谷は以下のように述べている。

バイアの儀礼は王権の歴史的・宗教的正統性が最も可視的なかたちで提示される儀礼である。1934年以降、毎年実施されており、国民が国王に直接的に忠誠を示し、君主－国民間の「忠誠の契約の更新」として位置づけられ、王朝国家としての歴史を国民間で共有し、愛国心やナショナル・アイデンティティを再確認する機能を有している。

23

また、私市は、マフゼン体制下でのスルタンの正統性として、シャリーフに加えてバイアの関係を挙げている。バイアはカリフ（モロッコではスルタン）が臣民から受ける忠誠の誓いのことであり、臣下がスルタンに忠誠を誓う代わりに、スルタンは臣民の安全を保障しなければならず、互いの義務と権利によって結ばれた双務関係から成り立っていると説明し、現在の立憲君主制下においても、国民投票はバイアと位置づけられ、国王は主権者たる国民からバイアによって全権を委託されていると解釈されると論じている²⁴。

それに関連して、19世紀後半からのマフゼンによる西欧的改革は伝統的価値に向かわせ、1907-1908年にはウラマー、ザーウィア（神秘主義修道場）指導者、部族長、シャリーフなどが新スルタンにバイアを行い、伝統的バイアが再建されたとし、保護領期にもバイアが重視され、モロッコ全土に広がったと述べている²⁵。

中川恵は、国王（スルタン）と国民（臣民）との間のバイア（忠誠の誓い）の関係が国家体制のベースとなってきたとすることに関連して、保護国化以前から、モロッコの王権と社会の間には利益や象徴を交換する関係があり、社会はバイアによって宗教的にも政治的にもスルタンを長として承認したとする²⁶。そして、「保護領化される以前の時代から、モロッコ王制と社会の様々な集団との関係は一方的ではなく、利益や象徴を交換する関係にあった。社会はバイアによって宗教的にも政治的にもスルタンを長として承認し、少なくとも理論上は、社会はスルタンを廃位することも可能であった²⁷」のように論じている。

保護国化以前のシバの地の住人は主にベルベル人であり、彼らはスルタンの政治的権威を認めていなかった。これについては、各先行研究においても大きな差異はない。議論のポイントとしては、彼らとスルタンの間のバイアの関係をどのように捉えるのかである。権威を認めていないのであるから、バイアの関係はなかったと考えるのが自然であろう。

先行研究によってはそのことを明示的には述べていないが、クリフォード・ギアーツは『二つのイスラーム社会』で、ベルベル人が居住する山岳・草原地帯ではバイアは存在せず、マフゼンの地であればスルタンが任命することになるカーイドやカーディ（法官）は存在していなかったということを明確に述べている²⁸。また、アーネスト・ゲルナーは『イスラーム社会』の中で、保護国化後のシバの地の平定に関連して、地元ベルベル人首長や部族、地元宗教教団の特異性として、「彼らはフランスの権力を受け入れることを表明したが、マフゼンへの服従は拒否した²⁹」ことを挙げている。ここからは、未平定状態にあったシバの地のベルベル人たちは保護国化後も、スルタンに対して政治的忠誠を誓う意識を持っていなかったことが読み取れる。

平定された後、シバの地にあったベルベル人部族長等の有力者は、形式上はスルタンによってカーイドやパシャに任命されることとなったが、そのことでスルタンに対する真の忠誠心を有するようになったとは考えにくい。なぜなら、スルタン・ムハンマドが反植民地運動を展開するナショナリスト擁護の立場をとったことで、彼らは既に反スルタンの立場であった有力神秘主義教団とともにムハンマドに対する反スルタン運動を展開することになったからである。さらに、ムハンマド廃位後、ベルベル人有力者の指導者であったグラウイ（タミ）たちによって、後任スルタンとしてアラファ³⁰が即位するが、白谷の論ずるように毎年バイアの儀礼が行われていたのであれば、アラファ本人に対するテロや、アラファの名の下で金曜礼拝のフトゥバ（集団礼拝時の説教）を行ったモスクのイスラーム聖職者に対するテロをはじめとする暴力活動、反アラファの運動は、当時現職スルタンであったアラファに対する反逆であろう。アラファと彼の支持者の関係は、形式的かつ実質的なバイアであったであろうが、そのようなアラファ支持者は大勢派ではなかった。アラファを否定する親ムハンマドの人びとは、ムハンマドに対する忠誠心を持っていたが、廃位・国外追放されたムハンマドは社会秩序や臣民を守るというバイアの関係における責任を果たしようがなかったし、バイアの儀礼や金曜礼拝のフトゥバのような形式的なバイアも実施しようがなかったという状況にあったのである。このような状況からは、当時、モロッコ全体としてスルタンと民衆の間にバイアの関係が成立していたとすることには疑問を持たざるを得ない。

2-2 イスラームと慣習法

7-8世紀のアラブ人の侵入以降、ベルベル人はイスラーム化していったとの理解が一般的である。しかし、それ以前からの土着信仰（自然崇拝や多神教的なもの）の要素は彼らのイスラーム信仰の中に融合または併存して残り、そのような彼らのイスラーム信仰は神秘主義や聖者信仰との親和性があったとされる³¹。そして、そのことが背景となってベルベル人たちの間に神秘主義や聖者崇拝が深く根付いていったと考えられる。また、多くのベルベル人が農村・山岳地帯に居住し、スルタンの支配を離れて部族ごとに自立した社会を形成していたことは、彼らの慣習法が温存される要因となった。

ギアーツは、ベルベル人は真のイスラーム教徒ではなく、スルタンはモロッコ全土の精神的首長とは言えないとし³²、ゲルナーは、部族の慣習法はスルタンの権威と支配が依拠するクルアーンの法から逸脱していたと述べている³³。これらの指摘は、ベルベル人たちのイスラームに基づく社会・生活の規則・取り決め（慣習法）がスルタン支配の基盤であったイスラーム(シャリーアの法)とは異なるものであったことを述べているものだろう。

ゲルナーは、一方で、宗教的統合は達成されており、すべてのモロッコ人はスンナ派のムスリムであるとする³⁴。また、国がマフゼンとシバに分断されていたことは、国の統一と両立し得たとし、その理由として、経済と宗教が境界を越えて往来したからであると述べている³⁵。また、不和の地が領域の約半分を占めていたが、全体がイスラームによって統一されていたとし、また、ベルベル勅令との関連では、部族の慣習法は様々な点でイスラーム法と異なるが、相違点として重要なのは、訓練を受けた個々の専門の裁判官に頼るのではなく、地元の世俗の法廷に訴えるということであったとしている³⁶。すなわち、ゲルナーの見解をまとめると、モロッコはシバの地とマフゼンの地に分断されていたし、シバの地のベルベル人の慣習法はシャリーアの法とは相違する点があったとは言え、全土はイスラームによって統一されていたと見るべきであるというものである。

イスラーム化され、一部ではアラビア語化された影響について、セルヴィエは、ベルベル人の信仰や民衆の伝統はイスラーム化以前と変わることはなかったとし³⁷、フェリペは、19世紀末-20世紀初頭のモロッコのイスラームについて扱ったほとんどの記述では、イス

ラーム化にもかかわらず、ベルベル人には祖先からの慣習が温存されていたと指摘し、ベルベル人の間では、(シャリーアの法の地域と比較して) 女性はより自由で、イスラームの教義の順守はより緩やかなものであったことを紹介している³⁸。

保護領化初期において、フランス領、スペイン領はそれぞれベルベル人の慣習や宗教等について調査している。斉藤毅はフランス領におけるベルベル人調査の結果として、生活上の取り決めに関する慣習法はあるが、必ずしもイスラーム法とは無縁ではないこと、慣習法は部族ごとに異なり、かつイスラーム法との境界は明確でなく、慣習の内容も多様であることがわかったと述べている³⁹。

ベルベル人のイスラーム・慣習法をどのように位置づけるべきであろうか。彼らのイスラームは、シャリーアの法とは多少の差異はあったかもしれないが、彼らはムスリムであることを自認していたし、その差異や慣習法が問題となってアラブ人とベルベル人との民族対立や紛争に発展したことはなかった。ベルベル人とアラブ人は8世紀以来の長い歴史を経て互いにその差異を受容していたと考えるべきであろう。フランスはその宗教的差異を利用してアラブとベルベルの分断統治を図ったとされるが⁴⁰、そのことによる両民族の対立や分断とはならなかったのである。保護領体制に対する反発者としての都市部アラブ人と受益者の地方のベルベル人という大まかな分断・対立は起きたが、それは民族対立を理由とするものではなく、経済的利害の違いが生じさせた政治的立場の相違によるものであった。モロッコではアラブ人もベルベル人もほとんどがスンナ派のムスリムである。しかし、聖者崇拜や神秘主義はベルベル人が多く住む農村・山岳地帯に深く入り込み、正統派イスラームはアラブ人が多く住んでいた都市部ほどには、地方に浸透しなかったという実態がある。この神秘主義と正統派イスラームという信仰の違いは、民族や居住地域によってきれいに区分されたものではなく、それぞれが互いに入り組んでおり、政治運動における対立と重なることはあったが、民族間の対立や紛争になることはなかった。

2-3 民族主義運動

イスラームと民族主義運動との関連については、宮地美江子が、『民族の生成と論理』中の「8民族を超えるもの－イスラームの宗教共同体と民族」で、マグリブ地域の民族と

宗教について考察している。対象期間はアラブ・イスラーム以前からであり、対象地域はマグリブ全体、対象民族はベルベル人でも特にアルジェリアのカビール族に焦点をあてたものであるが、一部はモロッコのベルベル人も含んだ内容となっている。その中で、モロッコのベルベル人に関係するものとして、ベルベル勅令、民族主義運動、独立後の国家建設について以下のように論じている。

独立への過程の中で、マグリブ三国それぞれの住民がイスラームを、民族主義運動の最も強力な旗印として掲げた。独立後はそれぞれの国家、というより為政者が、イスラームをその政体の正統性と国民統合の象徴として用いてきた。植民地期にフランスが、1930年のモロッコのベルベル勅令（Dahir Berber）に象徴されるような、ベルベル／アラブ分割統治策をとったこと、それがムスリムとしての両民族の一致した反発を招き、とくにモロッコではナショナリズムの強力な引き金になったことはよく知られる。従って「独立国家の建設」という共通の目標の前では、ベルベルもアラブもなく、ムスリム・アイデンティティが強力であった。⁴¹

上記の見解は、アラブ人とベルベル人はイスラーム（またはムスリム）という共通のアイデンティティの下、両民族が一致してベルベル勅令に反発し、反植民地運動を展開し、独立を勝ち取り、国家建設に立向かったとするものであるが、果たしてそのように言えるのであろうか。20世紀初頭に中東で起こったアラブ民族主義は、他民族に対するアラブの優越性、被支配の他民族をアラブとして包含する考え方を含むものであった。モロッコではベルベル勅令を機としてアラブ民族主義運動が盛んとなり、後に反植民地運動に発展していくことになるが、深澤安博は、スペイン領の民族主義運動であった「モロッコの統一」の運動の基本的政治宣言では、イスラーム主義、汎イスラーム主義、アラブ主義、汎アラブ主義等が掲げられ⁴²、このアラブ主義については「新たにモロッコ人をベルベル化するあらゆる試み（アラブ系人とベルベル系人を分ける）と戦う。アラビア語が唯一の公用語。ベルベル語は局地的使用言語で文化・科学・文明を代表していない（文字をもたない）⁴³」と説明している。このような運動はアラブ人中心の考え方に基づいたものであり、ベルベ

ル人のアイデンティティが考慮されるはことなく、ベルベル人をアラブ人に包含して捉えるアラブ主義に基づくものであったと言えよう。そして、「イスラームの下にはアラブもベルベルもなく」との捉え方は、当時のアラブ民族主義の要素を肯定的に捉えたものであり、後に歴史上の勝者として体制派となったアラブ人側の捉え方に沿ったもののようにも思える。

齋藤剛が述べているように、「1930年代生まれのベルベル系の出稼ぎ者など、独立前後に都市に流入したベルベル人は、都市に在住するアラブ人からの差別を経験していた⁴⁴」のであり、アラブ人側には、ベルベル人を心のどこかで、被征服民、二級市民と捉えるアラブ人優越の意識が根底にあったと思われ、都市に出たベルベル人はそれを敏感に感じ取っていたのである。しかしながら、そのようなことでベルベル人によるアラブ人に対するエスニック上の反発・抵抗運動が発生したわけではなかった。また、独立前年の1955年10月に発生したリーフ地域の反乱では、解放軍の下士官や兵士たちには「義務を果たすのは、国家のため、イスラームのため、アラブのアイデンティティのため」と記載された配布物が配られた⁴⁵。これを見た者の中にはベルベル人も含まれていたと考えられるが、ベルベル人が進んでアラブのアイデンティティの中に包含されようとしたとは考えられない。彼らは解放軍やイスティクラール党（独立党）の中にあつたアラブ主義や反ベルベル主義の体質を感じており、独立達成後はそれらから離れていったのである。

また、ベルベル人の慣習法とシバの地の平定やベルベル勅令との関係では、歴史的事実として、ゲルナーやペネルが以下で述べているようにシバの地平定の際、なかなか降伏に応じないシバの地のベルベル人に対して、彼らの慣習法を認めることで平定が進んだということがある。このようなベルベル人に慣習法を認めるとの政策が後のベルベル勅令となつていったのである。

ゲルナーは、フランスの将軍 P.J.アンドレのシバの地の平定に関連した発言として、ベルベル部族の首長や部族民、地元の宗教教団がフランスを受け入れることは表明したが、マフゼンへの服従は拒否したことを紹介し、フランスは、彼らの慣習法を認めることで平定を進めたと述べている⁴⁶。

また、ペネルは、シバの地平定の際、フランスのアンリ将軍⁴⁷が、なかなか降伏に応じな

いベルベル部族に対し、マフゼンに支配されるのではなく、彼らの習慣や彼らの部族会議に従った慣習法によって統治されることを約束したことに言及し、それが1914年の第1次ベルベル勅令となり、それによって抵抗していたベルベル人が鎮静化していったとしている⁴⁸。

ベルベル勅令に対してアラブ人は都市部のインテリ層を中心に民族主義運動に入っていたが、ベルベル人による抵抗運動も展開されたという事実はあったのか。アラブ人たちの反発については、多くの先行研究が述べているところではあるが、ベルベル人による具体的な反発・抵抗の事実について述べられているものは見当たらない。そのような中で、ペネルは、歴史的事実として、ベルベル人たちはこの勅令を好んだというわけではなかったが、フランス領の大方の支配地（平定済みの地）では彼らの反発は抑制的なものであったとし⁴⁹、フランス領での唯一の抵抗者は、戦闘が続いている未平定地域の部族であったと述べている⁵⁰。すなわち、平定後はフランスに対する抵抗はなかったことを意味するものである。

ベルベル勅令後の民族主義運動については、多くの先行研究ではベルベル勅令に対する民族主義運動がベルベル人によるものを含むものかどうかを明示的に述べていない。それらの多くはアラブ民族主義運動を指すと思われるが、池田はベルベル勅令の影響として、「アラブ人の反発、アラブ・ナショナリズム」と明示的に述べている⁵¹。また、ウォーターベリーは、シバの地の平定の終わり頃に新しい動きとして出てきた民族主義運動について、サラフィー主義（聖典主義）が復活し、フェズで教育を受けたブルジョアジー層であるエリートたちによる運動であったと位置づけている⁵²。これらからは、ベルベル勅令後に出てきた民族主義運動は、アラブ民族主義であり、アラブ・ベルベルが一体となったモロッコ民族主義とは言えないのではなかろうか。

独立国家建設の目標のためには、ムスリムとしての共通のアイデンティティの下、アラブもベルベルもなかったと言えるのか。1950年代初頭のスルタン廃位運動では、神秘主義教団指導者やベルベル人有力者が、本来、モロッコの宗教上の長であるべきスルタン・ムハンマドがテロや暴力活動を行う非合法政党やナショナリストを容認していることは、社会の混乱を助長し、民衆に対するイスラームの義務を放棄するものであり、反イスラーム

的であるとして非難したのである。それに対して、ナショナリスト側の指導者であるアラ
ル・ファシーはサラフィー主義者であり、ベルベル人の信仰に深く入り込んでいた神秘主
義や聖者信仰とは宗教的にも相容れない立場であり、両者はナショナリスト対反ナショナ
リストとして政治的に対立する以前から、イスラーム宗教者として対立関係にあった。こ
れらは、双方がイスラームを掲げて対立していたことを示すものであり、モロッコ民衆が
アラブもベルベルもなくイスラームの下に一致団結して独立のために進んでいったとの見
方には懐疑的にならざるを得ない。

スルタンの廃位・国外追放の後、事態が急速に変化していき、独立前年にはベルベル人
の中には反仏の解放軍に参加するものが出てくるが、それはムスリムのアイデンティティ
によるものなのか。それは宗教的なものに根ざした行動というよりは、スルタン廃位とい
う、考えられなかったような事態が現実となって驚愕し、それが憤激の感情を伴う反仏意
識となっていったことによると考えるべきではないか。スルタン廃位以降、テロはさらに
激化していくが（多くは都市部のアラブ人ナショナリストたちによるもの）、それらのテロ
では、非ムスリムのフランス人コロンだけでなく、モロッコ全体のイスラーム社会の頂点
であるスルタンのアラファ、アラファをスルタンとして認めたイスラーム聖職者、ムハン
マドを反イスラームであると非難してスルタン廃位運動に参加したベルベル人有力者たち
もターゲットとなったのである。このような事態からはムスリム・アイデンティティは見
えてこない。

2-4 旧宗主国側から見た考察

アラブ・イスラームの文脈に偏ることなく、宗主国側から植民地統治を考察したもの
としては、以下の池田亮（主にフランス領）と深澤安博（主にスペイン領）の研究がある。

池田亮は「フランスとモロッコ独立－「公式の帝国」から「非公式の帝国」へ」（池田亮
2007 一橋法学 第6巻第1号 2007年3月）と、著書『植民地独立の起源』で、モロッ
コの独立への過程における宗主国フランスの植民地統治政策から脱植民化（自治、独立）
への政策変化とその要因について、（後者ではチュニジア・モロッコ両国を比較しつつ）論
じている。池田は、先行研究では宗主国の政策判断を軽視してきた点や、独立を承認する

動機が問われることが少なかった点に問題があるとして、宗主国にとって植民地における協力者の確保が重要であったことを強調している。そして、その分析の主たる視点として、植民地政策および脱植民地政策遂行のための「実効的協力者」や現地・国際情勢の変化に着目しており、考察の中にはアラブ民族主義やイスラームに関連する歴史的事実や要素は含まれているものの、大勢としてはアラブ・イスラームの文脈によって考察したものではない。しかしながら、フランス（本国、保護領当局）はもとより、モロッコ国内のスルタン、ナショナリスト、ベルベル人有力者等のさまざまな政治勢力の動向に関する歴史的事実が一次資料を基に考察されているものである。それらの中には、アラブ・イスラームの文脈に重きを置いた考察では触れられていないような歴史的事実も含まれており、大変示唆に富むものである。

池田の論点では、モロッコにおいては大きな権力基盤を持つような協力者が存在せず、国内に多様な政治勢力が存在し、対立しあう中で、フランスは協力者をベルベル人伝統主義者からナショナリスト、その後は廃位してしまったムハンマドとせざるを得なかったとする。また、国際情勢としては、エジプトに対するソ連の軍事協力に端を発したナセルの中立主義⁵³の動きがモロッコにも波及し、中立主義に基づく独立を求める勢力が拡大し、このような動きの中で、ベルベル人伝統主義者グラウイがムハンマドの復位を認めることとなったとする。当時、ムハンマドは国内での権威を保っていたわけではなく、中立主義的独立を求めるサラフィー主義者でイスティクラール党急進派のアラル・ファシーからの挑戦を受けており、混乱の事態打開のためフランス寄りの立場に変化していった。このような情勢の中、フランスはムハンマドを協力者とするため、彼により権威を持たせる必要があり、何らかの形で独立を約束せざるを得なかった。すなわち、現地エリートであるムハンマドの権力基盤があって独立に至ったわけではなく、ソ連・エジプトの関係がフランスのモロッコの脱植民地化政策を一変（国内自治の容認から独立承認へ変化）させたのだと捉えている。

深澤安博は、「スペイン領モロッコ植民地の「平定」（1926-1931年）」（茨城大学人文コミュニケーション論集 13 2012年9月）で、スペインによるモロッコ植民地政策について、1909年から1927年の18年間に及んだスペイン保護領の平定のための戦争「18年戦

争」のうち、アブドゥルカリームによるリーフ戦争の抵抗が終わった 1926 年からの 5 年
間を対象として、考察しており、その目的は第一に、平定・植民地統治の開始はどのよう
になされたのか、第二にどのような統治方法が導入されようとしたのか、第三にスペイン
本国への影響はどのようなものであったかを明らかにするものである。この研究は、スペ
インによる植民地統治の観点から見たものであるが、スペイン領では現地人人口の約 8 割
がベルベル人であったこともあり、スペイン保護領における現地人統治政策はベルベル人
政策と大きく重なるところがある。特に、フランスのベルベル勅令に対してとったスペ
イン保護領での異なる対応や、ベルベル人部族調査（慣習法やイスラーム等）について詳し
く考察されており、当時のベルベル人の状況を理解するうえで参考となるものである。

深澤は、アブドゥルカリームによるリーフ戦争、スペイン内戦とモロッコについては、
それぞれ、『アブドゥルカリームの恐怖』、「スペイン内戦とモロッコ（上）（中）（下）」で、
フランス領を中心に考察した研究ではなかなか得られない史的事実によって詳しく考察が
なされている。これら深澤の研究からは、以下のような実態が読み取れる。アブドゥルカ
リームのリーフ戦争では、ベルベル人で構成するリーフ軍に対して、リーフ政府に反発し
た多くのベルベル部族がスペイン軍やフランス軍側として戦ったのであり、ベルベル人と
しての一体性はうかがえず、ベルベル人による民族運動とはいえない。アブドゥルカリー
ムが標榜した正統派イスラームに対しては神秘主義教団が反発して反リーフ勢力となり、
イスラームが一致して欧州の異教徒と戦ったというものではなかった。リーフ勢力はアラ
ウィー朝スルタンの政治的権力を否定する立場を鮮明にしており、スルタンは自らへの反
乱と捉えていた。また、スペイン領を席卷して仏領へと勢力を拡大するにつれて、次第に
反植民地闘争から逸脱し、モロッコ全土の支配を視野に入れたクーデターとしての側面が
見て取れるものである（ただし、深澤は、アブドゥルカリーム自身はモロッコの全土支配
の意向を持っていなかったとの見方をしている）。また、スペインの保護領統治では、アラ
ブ人の反発を考慮してフランスにおけるベルベル勅令と同様の施策は取らず、イスラーム
のよき理解者であることを演出しつつ、慣習法を認めてベルベル人に配慮した。加えて経
済的恩恵供与により保護領内のベルベル部族長たちを親スペイン派として保護領体制に組
み込み、スペイン内戦では多数のモロッコ兵を徴募したのである。

旧宗主国側から見た池田と深澤の考察は別として、先行研究の多くはアラブ人側の文脈で考察され、ベルベル人の役割にはあまり焦点が当てられていないが、その理由を推論すると、以下のようなことが考えられる（以下のうちの一つまたは複数の組み合わせ。研究者によって事情は異なるだろう）。

- ・モロッコにおけるベルベル人のような、人口の約半分が非アラブ人であるような他のアラブの国・地域は存在しない（中東からアルジェリアまでは、アラブ人が圧倒的多数派であるが、モロッコでは全く異なるのである）。そのようなことから、モロッコでは事情が異なるのではないかと疑問を持つことなく、それら諸国と同様に民衆＝アラブ人を前提として考察することになったのではないだろうか。
- ・そのようなことから、モロッコの保護国化前の「シバの地」とその地の主たる住民であったベルベル人の存在は認識しつつも、保護国化から独立にいたる期間の政治変容をアラブ人側からの目線を中心に据えて見ることになったのではないか。
- ・植民地主義に対する批判的な立場から、反植民地運動を展開したアラブ人を中心に据えて考察されることとなり、ベルベル人豪族たちが反植民地運動とは真逆の立場をとったことについて意識的に触れないか、強調されないようこととなったのではなかろうか。

3. 本稿の視点と目的について

このように、先行研究の多くは、王朝の正統性やスルタンの権威、イスラーム、民族主義等を独立運動の展開や独立後の国民国家形成のファクターとして挙げている。それらはほとんどの場合、アラブ人を前提または中心に据えて論じられたものである。また、宗主国側から植民地政策とその限界・破綻を考察したものにおいては、アラブ・イスラームの文脈に偏ることなく考察されているが、ベルベル人に焦点を当てたものではない。

しかしながら、冒頭で触れたように、モロッコでは保護領時代以前はベルベル人が人口の過半を占めていたという事実は考慮されるべきであろう。そこで、本稿では、ベルベル人の置かれた状況や意識に着眼し、本格的に近代的国家建設が開始される直前の期間であ

る 20 世紀初頭から保護国化を経て独立に至る過程を射程として、シャリーフやバイアに代表される王朝やスルタンの権威、イスラーム等がその後の国民統合や社会の安定の歴史的背景、土壌となっていたと言えるのかどうかを検証するとともに、当該期間のモロッコ社会の分断と変容の実情を明らかにすることを試みる。本稿はモロッコの分断の解消、保護国化から独立への過程を経た国民統合の枠組み形成について、ベルベル人を中心に据えて考察する必要性の問題を提起し、一石を投じるものである。

4. 仮説

モロッコの国民統合や国民国家の枠組み形成の土壌としては、王権の長期連続性や宗教的正統性によるもの（シャリーフの血統、バイアの関係）や、イスラームの下での人々（アラブおよびベルベル）の独立に向けた結束があったというよりはむしろ、保護国化から独立への過程において、ベルベル人たちのモロッコ国内での立ち位置が変化し、帰属意識⁵⁴が部族・地域から徐々にモロッコ全体に移っていき、モロッコ社会全体に大きな影響力を持つ勢力となり、社会全体を左右する構成要素として政治参加するようになったことにあるのではないか。

保護国化前のシバの地の存在による分断から、保護領下では、アラブ民族主義・ナショナリストと保護領体制支持派の有力ベルベル人たちとの分断となり、それは独立前夜には様々の政治勢力による複合的な対立・分断となっていた。そのような展開の中、ナショナリストの多くはアラブ人、親仏・保護領体制支持派はベルベル人有力者と大まかな区分はあったとしても、両方の民族が各政治・宗教勢力の中で少数であっても混在していたし、政治的対立や分断がアラブ・ベルベルの民族対立として顕在化することはなかった。また、ムハンマド廃位後、だれをスルタンとして支持するかの問題は別として、スルタンを君主とする統治体制については、ムハンマド支持派もアラファ支持派も疑いを持つことなく肯定していたし、その中には、30-50 年前まではシバの地であってアラウィー朝スルタンの政治的権威を認めていなかったベルベル人たちも含まれていたのである。これらのことが独立後の国民統合の基礎形成や社会の安定の土壌となっていたと言えるのではないか。

5. 考察の方法と構成

考察の方法としては、主として各種の文献や資料から得られる歴史的事実等をレビューし、それらの事柄を積み上げることにより、先行研究の主張に対する疑問点を検証し、仮説の合理性を説明する。

モロッコにおける近代国家としての国民統合は独立後の新生モロッコにおいて形成されたとしても良いであろう。本稿ではその歴史的背景や土壌として、保護国化前から保護領体制下、その後の独立に至る過程を射程として、大きな政治的・社会的局面ごとに考察する。まず、第1章ではモロッコにおけるベルベル人について理解を深める。モロッコのベルベル人は領域内人口構成や王朝国家建設の歴史、居住地域ごとの方言による意思疎通の状況等、他の北アフリカ諸国のベルベル人や中東の少数民族や被支配民とは同様ではない点も多く、これらの要素を含めて理解することは第2章以降を考察していくにあたっての前提ともなるものである。第2章では、保護国化以前のアラウィー朝による統治体制の状況について見ていく。モロッコではスルタンの政治的権威が及ばないシバの地が存在し、その住人は主に農村・山岳地帯のベルベル人であった。また、保護国化前夜の20世紀初頭には王族たちによるクーデターが頻発するが、混乱状況の中でベルベル人たちの立ち位置や帰属意識がどのようなものだったのかについて考察する。次に、第3章では保護領下の体制におけるベルベル人の立ち位置や意識の状況と変化を見ていく。フランス、スペインによるシバの地の平定とベルベル人の保護領体制への取り込み、ベルベル勅令の位置づけ、ベルベル人のイスラームや慣習法をどのように捉えるべきか考察する。第4章では、まず、スペイン領を席卷し、アラウィー朝スルタンを否定してフランス領にまで侵入したベルベル人のアブドゥルカリームによるリーフ戦争の位置づけについて考察し、その後の民族主義運動、反仏・反植民地運動と独立への過程を考察対象とする。政治的・社会的局面の変容の中で、様々な政治勢力による複合的対立と分断となり、ベルベル人たちも政治的立場が一様ではなかった。彼らはどのような立ち位置にあり、意識を変化させ、行動したのかを考察する。そこでは、有力神秘主義教団や有力ベルベル人たちによる反スルタン運動の展開、その結果としてのスルタン・ムハンマドの廃位・国外追放とその影響、複合的対立の中で混迷が深まり出口が見えない中で、国際情勢の変化を機に、さまざまな政治

アクターが現実路線に向けて動くこととなった独立直前の政治状況の変容の実態を考察する。そこでは、グラウイ等ベルベル人豪族、穏健派のベッカイ⁵⁵のようなベルベル人エリート、一般のベルベル人の意識や位置づけについて考察する。最後に第5章においてこのような一連の変化の中で、王朝の長期連続性、バイアやシャリーフの血統等の宗教的権威はどのような効用があったのか、国民統合の歴史的土壌であったと言えるのか、イスラームが国民統合の基礎となっていたのか、また、ベルベル人の立ち位置や意識の変化をどのように捉え、政治的対立はあってもベルベル人対アラブ人の民族対立・民族紛争に発展することがなかったことをどのように評価するかについて結論づける。おわりにでは、本稿の射程外ではあるが、独立後のモロッコ社会の状況やベルベル人の文化的権利拡大について概観する。そして、本稿の含意・貢献について触れるとともに分析の限界等について述べ、今後の課題を付す。

第1章 モロッコにおけるベルベル人

1-1 領域と人口構成

モロッコにおけるベルベル人を理解するためには先ず、モロッコの領域と人口構成について見ておく必要があるだろう。北アフリカは、7-8世紀に中東から侵入したアラブ人の影響を大きく受けることになるが、人口構成における影響は西に行くほど薄くなり、それが先住民ベルベル人の人口構成比率に反映されている⁵⁶。現在のモロッコ領域はオスマン帝国の非進出という歴史によって出来上がった。進出を受けたアルジェリア（オスマン領アルジェ州）と進出を受けなかった現地王朝のモロッコの間で大まかな国境の原型ができたのである⁵⁷。このようにして北アフリカの最西端⁵⁸に大まかなモロッコ領域が形成され、そのモロッコ領域においてはベルベル人が人口構成において多数派となった。モロッコでは、人口のほとんどが農村、山岳部に居住し⁵⁹、それらの地域ではベルベル人が大勢を占めていた。現在、ベルベル人はモロッコ全人口の4-6割とされるが⁶⁰、1900年当時の人口割合は約6割であった⁶¹。フランス領では独立直前の1952年当時で約5分の3⁶²、スペイン領では1930年後半の時点でムスリム人口の約80%を占めていた⁶³。

ベルベル人たちは、「自分たちは遠い昔に中東からやってきたアラブ人とは違う」ということは認識していたが、遠隔地や近隣であっても方言や習慣が異なる部族に対して自分たちと同じベルベル人であるという意識は持たなかったのではないか。ベルベル人とは、古くは北西アフリカの住民をギリシャ、ローマ人が野蛮を意味する「バルバロイ」と呼んだことによるものであり、ベルベル人が自分たちをベルベルと呼ぶことはなかったし、そもそも言葉や習慣が異なり、部族ごとの独立性が高く、他地域と隔絶された生活を送っていたのであり、遠隔地や近隣であっても言葉が異なる住民との「我々意識」は醸成されなかったと考えられる。近年のベルベル（アマズィグ）文化運動で、彼らは自分たちを「アマズィグ（自由な人を意味する）」やその複数形の「イマズィゲン」と呼ぶが、それは2000年代以降の文化運動の中で広がっていったものであり、中近世のころから自分たちをそのように呼称していたわけではなく、そもそも同じ一つの民族という意識はなかったと捉えるべきであろう。

なお、現代の一般のベルベル人が自分たちのことを、「ベルベル人」であることを強く意識しているかと言えば、そうではないだろう。特に国外に旅行、在住しているような場合、自分たちは「モロッコ人」であり、あえて、「ベルベル系モロッコ人」と説明する必要はないのである。このことに関して塩川の以下の説明は的を射たものであろう。

「人間のアイデンティティ（帰属意識）は単一であるわけではなく、むしろ重層的である。—小さな対面集団への帰属、特定の個別国家のもとでの「国民」、エスニックな紐帯を主とする「民族」、宗教による超民族的な統合など—が、そのうちどれが特に前面に出るかは、その時々局面によって異なりうる⁶⁴」

また、ベルベル人の特性等についてモロッコの北部、中・南部を比較考察した先行研究は見当たらない。ただし、北部については、中・南部とは言語コミュニケーションが取れず、北部の中でも言語の違いによりコミュニケーションが取れない部族・地域が存在した。地形的に、険しい山岳地帯であり、他の部族とは隔絶された部族・地域が多く存在し、勇猛果敢、好戦的な部族が多く、スルタンと戦闘を交えてきた歴史がある。

1-2 ベルベル人の歴史と宗教

ベルベル人はアラブ人の侵入以前は、キリスト教、ユダヤ教、現地の土着信仰（自然崇拜、多神教的要素を含む）であったが、アラブ侵入以降、イスラーム化され、当初はハーワリジュ派、イスマーイール派の影響を受けた。しかし、イスラーム化初期には、自然崇拜、呪術、魔術、偶像崇拜等の要素を持つ土俗の信仰⁶⁵の影響が残る現地イスラームのようなものが登場したが、部族内や地域を超えては広がらなかった⁶⁶。イスラームを模倣・修正したこれらの信仰は次第に消滅していったが、一部は山岳部の部族・地域の独自の習慣として 20 世紀の保護領下まで受け継がれていったと考えられる。

ギアーツは、18-19 世紀の地方におけるイスラームの理解や伝道・布教について述べており、以下はその要約である。

極貧の中で故郷を捨てた子弟が寺子屋式の宗教教育を受けてターレブ（修学僧）となり、巡回し、伝道・布教して歩いた。彼らはほとんど学識がなく、僅かに知っているところにも間違いが多かった。魔除けを売ったり、妖術に手を出したりした。⁶⁷

イスラームへの改宗にともない、一部のベルベル部族はアラビア語化され、アラビア語化されなかった部族においてもイスラームに関してはアラビア語が使用されたが、このことについてセルヴィエは、「アラビア語がベルベル人の信仰や民衆的伝統を変えることはなかった⁶⁸」とし、また、ベルベル人のイスラームへの改宗による生活の変化について、「イスラームはしばらくの間、いくつかの要素を付け加えはしたが、それ以前のものをも壊しはしなかった。マグリブでは、魔術信仰への非難は起こらず、古い宗教儀礼が、近代的な生活に適応しつつ、他者の啓示宗教のなかによりも、イスラームのなかによりよく維持された⁶⁹」と述べている。

以下の事例は、魔術信仰が聖者信仰における呪術治病として現在も近代医学と同居していることを示すものである。ラビノーは 1968-1969 年に、モロッコ中部アトラスのセフルー周辺山村でのフィールドワークを実施し、その中で、聖者による呪術による治病行為⁷⁰に立ち会うという経験をしている。また、斎藤剛は、2006 年にフィールドワークとしてラバトのベルベル人家庭に滞在した。それによると、病気で高齢の父親はラバトで CT ス

キャン、インシュリン投薬等近代医学の検査、治療を受けたが改善せず、聖者による伝統的治療を強く望み、家族も同意した（長男だけが非現代的であると反対していたが、最終的には父親の希望であり、かつ治療効果は否定できないとして同意した）。サレのモスクを預かるシュルーフ出身⁷¹のベルベル人聖者（フキー⁷²）が呼ばれ、齋藤はその呪術的治療⁷³の場に立ち会っている。このような呪術治病が現代のモロッコにおいてもなお残存していることは、ベルベル人の社会生活の中に聖者崇拝が深く入り込んでいたことを示すものである。

なお、14世紀のマリーン朝時代の歴史家イブン=ハルドゥーン⁷⁴はアラブ人の侵入以前および侵入当時のイフリーキヤ、マグリブのベルベル人について述べており、以下はその要約である。

この地方はイスラーム以前何千年となくベルベル人に属し（ママ）、その文明形態、生活基盤は遊牧であった⁷⁵。ベルベル人はすべて連帯集団や血族集団からなっており、これからはみ出るものはない⁷⁶。イフリーキヤやマグリブには、イスラーム以前、偉大な王権は存在しなかった。ローマ人やゲルマン人がイフリーキヤに渡り、海岸地帯を領有しただけで、原住民のベルベル人をよく服従させることが出来ず、支配は一時的なものであった。一方、マグリブでは近くに王朝は存在せず、彼らは時たま海を隔てたゴート族⁷⁷（金子注）に服従心を示すにすぎなかった。イスラームが勃興し、アラブ人がイフリーキヤやマグリブを占領したが、アラブ人の支配は長続きせず、イスラームの初期に止まった。当時はアラブ人も遊牧生活を送っていた。まもなく、モロッコのベルベル人はマイサラ⁷⁸のもとに反乱を起こし、その後はアラブの支配下に復帰することなく独立した。ベルベル人はイドリース朝に忠誠を誓ったことはあったが、モロッコを支配したのはベルベル人自身であり、アラブ人の数も多くなかったので、アラブによる支配とはみなされない。⁷⁹

以上のように、イブン=ハルドゥーンの説明では、ベルベル人は何千年も前からマグリブに在住し、遊牧生活を送っていた。彼らの社会は連帯集団、部族集団で構成されていた。

アラブ侵入以前にはローマ人やゲルマン人等に沿岸部支配を受けたが、一時的なものであった。7世紀以降、アラブ人が侵入し、イスラーム化が進んだ。モロッコではイドリース朝が成立したが、人口を考慮するとモロッコの実質的支配は引き続きベルベル人によるものであったと言うものである。これは、イブン=ハルドゥーンの時代から振り返れば、直近数世紀のモロッコはベルベル人王朝が続いた時代であり⁸⁰、イドリース朝以降はアラブ系遊牧民の侵入による混乱期はあったものの、アラブ人による政権は成立していなかったことからこのような見解となったと考えられる。

11-16世紀の複数のベルベル王朝ではスンナ派（マーリク派）が主流となるが、民衆（ほとんどがベルベル人であった）に理解しやすく受け入れられたのはスーフィズム（神秘主義）や聖者信仰であった。シャリーフ崇敬はイドリース朝以降後退していたが、マリーン朝が転機となって復活し、サアド朝、アラウィー朝とアラブ系のシャリーフ王朝が成立した。そして、シャリーフの持つバラカ（神聖力）の概念は聖者信仰と融合していった⁸¹。

ベルベル人とシャリーフとの関係を言えば、イスラーム化されていく過程でベルベル人の間にもシャリーフに対する崇敬の念が広まっていったと考えられる。カリフ、アリーの息子ハサンの後裔で、モロッコにおいてイマーム（シーア派の宗教上の最高指導者）となったイドリース1世はベルベル人部族に受け入れられてベルベル人女性と結婚し⁸²、その息子イドリース2世がイドリース朝（モロッコの歴代王朝で唯一のシーア派）を興した。その後、同王朝は崩壊するが、シャリーフの血統を持つ多数のイドリース朝の子孫は聖者、宗教教師、修行者としてアトラスの山中に入っていったのである⁸³。このイドリース朝以外にもシャリーフたちは様々なルートでモロッコに入って来たとし、ベルベル人との通婚もかなりの割合に上ったと考えられ、彼らの子孫はシャリーフの血統を持つベルベル人となっていた。例えば12-13世紀にマグリブからイベリア半島にかけて支配したムワヒッド朝の創始者でベルベル系マスムーダ族に属するイブン=トゥーマルトは、みづからを「マフディー」と称し、人々は彼を預言者の後裔と信じ、承認した⁸⁴。17-18世紀のアラウィー朝スルタン・ムーライ・イスマーイール⁸⁵（在位1672-1729年）の時代に人々の尊敬を集めた聖者、リウスィー（シディー・ラハセン・リウスィー）は、アトラス中部の山中に生

まれたベルベル人のシャリーフであり⁸⁶、現代では、暴力的手段を否定するが王制を認めない非合法組織「公正と慈善の集団」のカリスマ的指導者であったヤスィーン（アブドゥッサラーム・ヤスィーン）はベルベル人であり、イドリース系のシャリーフであることを自称していた⁸⁷。

しかし、ベルベル人のイスラーム信仰については、フランス保護領下のベルベル勅令に関連して、ギアーツは、ベルベル人は真のイスラーム教徒ではなく、山岳部等の地域ではイスラームは根を下ろしておらず、スルタンはモロッコ全体の信仰上の長ではないと述べている⁸⁸。また、ゲルナーは、スルタンの権威と支配はクルアーンの法によっていたが、「部族の慣習法はこの聖法（クルアーン）から逸脱していた⁸⁹」と論じている。

フランス、スペインはベルベル人部族の慣習法等を調査し、保護領体制を運営した。実際のところ、両者（正統派イスラームと慣習法）の信仰の境目は曖昧で、無縁のものではなかったとする調査結果がある⁹⁰。また、ベルベル人社会には彼らの土着信仰と親和性があったとされる聖者信仰・神秘主義がアラブ人社会に比して、より深く入り込んでいた。そして、正統派イスラームというよりは、聖者信仰、神秘主義を通じてベルベル人のイスラーム化が進んでいったのであり⁹¹、彼らは自らをムスリムと自認していた。ベルベル人とアラブ人のイスラームを全く同一視して単純に一括りにすることには躊躇せざるを得ないが、その差異は両民族の宗教的な対立に発展するようなものではなく、お互いにその差異を受容してきたと捉えるべきであろう。

1-3 ベルベル語方言と多数の独立した部族社会

ベルベル語はモロッコ内では大きく分けて3つの方言があり⁹²、多くの場合、互いに意思疎通はほとんど困難である⁹³。現在のベルベル語教育ではその一つのタマズィクト語が標準語とされている。文字はなくアラビア文字を使用してきた⁹⁴。現在はアルジェリアのトゥアレグ族のティフィナグ文字（古代フェニキア文字、古代リビア文字に由来）が学校で教育されている。多数の独立した部族社会で、遠隔地の部族と連繫したり、広域で行動（政治的運動や武力闘争）したりすることはなく、それは方言のため意思疎通が困難であったことが要因となり⁹⁵、同じ民族としての強い一体感を持つことがなかったからである

う⁹⁶。隣接部族とは対立し⁹⁷、その隣の部族とは同盟するような関係であったが⁹⁸、それは近隣地域であり、遠隔地や広域での同盟ではない。部族内では部族長や有力者一族が圧倒的権力を持つが、ジャマア⁹⁹（部族会議）のようなものを持ち、独立した小国家のようなものでもあった¹⁰⁰。正確な部族の数は不詳だが、モロッコだけで大まかな区分で千以上、さらに細かい部族に分けるとその何倍にもなると思われる¹⁰¹。

上記に関連して、モロッコにおけるベルベル部族の自身の領域外への進出について考察してみたい。ベルベル部族が自身の領域外に進出しなかったわけではなく、例えば 11-15 世紀の複数のベルベル人王朝はイフリーキヤやイベリア半島の一部に及ぶ広域の領域を支配した。しかし、アラウィー朝統治下（保護国化前）のベルベル人たちは、自身の領域を越えて支配地域を拡大したり、遠隔地の他部族と広域で連携したりすることはなかった。その理由は以下のように考えられる。

A. ベルベル人としての帰属意識が希薄であった

上述のように、遠隔地の部族とは方言の差異によって意思疎通が困難であったこと、部族によって慣習が少しずつ違っていったことから遠隔地部族は異人であり、ベルベル人としての同胞意識が希薄であった。同一民族として共通の敵や問題に立ち向かうという発想はなかったと考えられる。ただし、このベルベル人としての帰属意識が希薄だったことは 11-15 世紀のベルベル王朝の時代でも同じ条件であるので、このことが単独で理由となるものではなく、以下に示すアラウィー朝時代の他の要素と組み合わせることでその理由となったと考えるべきであろう。

B. 外部からの影響を受けた部族・地域は限定的であった。

a) スルタンによる軍事遠征

アラウィー朝の支配は、主に都市や平野部を点・線（点を結ぶルート）や地域で支配したのであり、広域を囲い込んで一気に支配下とするものではなかった。スルタンによるハルカ（軍事遠征）は、不服従部族、反乱部族に対して行われたが、それは、スルタンが宮廷、マフゼン（スルタンの政府）の役人、軍隊を引き連れて、まるで首都が移動するかのよう¹⁰²ターゲット部族に対してピンポイントで軍事制圧したものであり、遠隔地の協力者とターゲット地域を取り囲んで、面で支配地域を確保するものではなかった。すなわち、

ハルカの対象は点、線（点の集合）や狭い地域であって広域の面取りではなかったのであり、ハルカで直接影響を受ける部族・地域は限定的であった。影響を受けなかった地域にとっては他所の出来事であり、それに関わることで不利益をこうむる必要はなかった。

b) 欧州等外敵の侵入

サアド朝やアラウィー朝初期のスペインやポルトガル等の侵入は沿岸部の要塞拠点であり、モロッコの内陸部まで入り込んで、面で支配しようとしなかったこともあり、影響を受けた部族はそれらの要塞拠点とその周辺に限られていた。保護国化前のフランスの侵入は東部のアルジェリア国境地域とカサブランカ周辺地域であり、スペインによる北部モロッコへの侵入は沿岸部（および近くの山岳部）であった。このように外敵による直接影響を受けた地域は限定的であり、影響を受けなかった遠隔地部族が襲撃等外敵への反発の行動に参加することはなかった。

C. アラウィー朝の軍事力

自らの地域を越えた勢力拡大について見てみると、アラウィー朝の政権確立以前は、いくつもの宗教教団が武装集団として勢力を争い、その中でディラーイー教団のような神秘主義教団が強力な武装勢力として北部モロッコの主要部を席卷していた（ディラーイー教団の創始者はベルベル人であり、支持者にはベルベル人が多かったと思われるが、アラブ人も含まれており、ベルベル人の教団とは言えないだろう）。これに対して、軍事力で勝ったアラウィー家はディラーイー教団等の有力な勢力を駆逐して政権を確立し、その後は20世紀初頭までは、地方の部族や宗教勢力による地域を越えた大規模な反乱は起きなかった。これはマフゼンの軍事力が一定の牽制力を持っていたためと考えられる。

ベルベル王朝時代には、ベルベル人はマラケシュやフェズ等の都市部、平野部にも居住していたが、アラウィー朝となり、アラブ人はアラウィー朝支配の都市・平野部に、ベルベル人は山岳部・砂漠に居住という図式がより鮮明になったと考えられる。地方の部族にとって、強力な軍事力を持つアラウィー朝支配地域を避けながら山岳地域を移動・進軍することは平野部や海沿いのそれに比してより困難を伴うものであり、このことは、域外までの支配領域の拡大や、そのために遠隔地部族と連携しようとする動機付けに対する負の要素として働いたであろう。

D. 最低限の生活ができる環境

ベルベル人の多くは山岳・砂漠地帯に居住し、隣接部族と対立し、しばしば抗争した。それは農業（牧畜・耕作）を主業として生活を維持するために、干ばつ時の水の確保やより良い農地を確保する目的によるものであった。しかし、モロッコは他の北アフリカ地域や中東と異なり、2000-4000級メートル級の広大な山岳地帯があり、冬場には高地は積雪して河川、地下水脈を作り、アトラス山脈の西側山麓、地中海、大西洋沿岸に近い地域はある程度の降雨がある。山岳地帯の農地は急峻、狭隘であり、干ばつは数年に一度あるが、上記のような環境の下で最低限の生活は維持できていたのである¹⁰³。彼らは、食料や水を確保して一族・部族の生存を維持するという最も基本的な生理的欲求のために隣接部族と抗争した。

アラウィー朝マフゼンによる強制徴税や増税に対する反乱は生活のための生理的欲求によるものであったが、他地域に進出したり、遠隔地の部族と連携したりしなければならぬものではなかった。隣接部族からの襲撃への対抗やスルタン軍による軍事遠征への抵抗は部族の安全確保の欲求によるものであった。これらの2つの基本的な欲求¹⁰⁴を確保することは一族・部族の維持・存続にどうしても必要であったが、これら2つの欲求以上のものを求めるために域外に進出することは、どうしても必要というわけではなかったのである。

20世紀初頭、王族等による反乱・クーデターが頻発した際にベルベル人たちが反乱勢力に参加したのは、外敵を排除して新たな政権を打ち立てようとする政治的な志を支持したからではなく、一族・部族の生活を維持し、生存を確保するため、略奪の機会を得ようとするものであった¹⁰⁵。彼らにとって生活の維持と安全確保が最大の目的かつ最優先されるべき必要事項であり、それらのことは自らの地域とせいぜい隣接・近隣地域において確保可能であり、それ以上を求めるために域外への進出は必要なかったと考えられる。

1-4 アラブ人とベルベル人の関係

モロッコの地方や山岳部におけるアラブ人、ベルベル人の居住地は一つの村落の中でも別々の地域に居住し（一般には平地にアラブ人、山地・丘陵地にベルベル人だが、平地の

集落で居住するベルベル人もいた)、地図上で分けすることは無数のモザイクを作るようなものであり事実上困難である。

一つの村では(周辺の村を含めて)、両民族の間には宗教上の祭礼や市場での売買・交換で交流が存在したし、民族間の通婚もあった。以下のフィールドワークは彼らの生活を理解するのに有益である。

ラビノーはクリフォード・ギアーツを研究助言者として、1968-69年に中アトラスのセフルー地域周辺部族についてフィールドワークによる調査を行った。それによると、ある村では平地の集落から少し小高いところにベルベル人の複合家屋の要塞があり、それらは、かつては部族間抗争、スルタンへの抵抗、その後はフランス保護領軍によるシバの地平定への抵抗のために使われたとする¹⁰⁶。それらの集落では、平地にはアラブ人だけでなく、かつてのユダヤ人居住地区には周辺からやってきた貧しいベルベル人たちやベルベル人売春婦たちも居住し¹⁰⁷、市場には周辺ベルベル人が家畜等売りにやってきたし、春と秋の収穫の祭礼にも参加していた。

また、ラビノーは、ベルベル人のことわざとして、「一人だけで真の人間らしく生きているのが、ベルベル人、羊のように群をなして生活しているのがアラブ人」、それに対してアラブ人は「凶暴な動物のように誰とでも戦うのがベルベル人で、人間らしく、互いに連れ立って生きていくことの方を好むのがアラブ人」のように言い返す、と双方のことわざを紹介している¹⁰⁸。これらからは、アラブ人とベルベル人はきれいに分離して居住する社会を構成していたのではなく、生活空間の大まかな分離があり、互いに相手民族との生活慣習や意識の違いを認識・受容しつつ共生してきたことが窺える。

このように、無数のモザイクとも言えるぐらいに分かれた部族や地域はきれいにアラブ、ベルベルに分かれていたわけではなく、都市部ではほとんどがアラブ人であっても、農村・山岳部では地域・村落の中にはベルベル人だけでなく、アラブ人も居住していた。周辺のベルベル人には部族によりアラビア語化した部族もいたし¹⁰⁹、ベルベル人社会の方に同化したアラブ人もいたのである。

ラビノーのフィールドワークでも、ムースム(聖者を称える祝祭)は、春の収穫前と秋の収穫後に開催されるが、ベルベル部族民の集団が村(スイディ・ラハスン)にやってき

てベルベル人の詩が披露され、馬の背乗りの見せ物等で三日間の祝宴を楽しむ¹¹⁰。これに加えて、毎年、聖者に崇敬を表すためにやってくるベルベル部族集団があったが、そのうち、一つの部族はアラビア語を話す部族であり、その部族の領土はベルベル語を話すユーシ部族とフッリ部族に囲まれていたが、なぜその部族がアラビア語を話すことになったのかは不明であるとしている¹¹¹。

また、堀内正樹が調査した大アトラス山中のザーウィヤ・シディ・ハムザ（以下ハムザ村、標高 1500 メートルの高地で周囲は乾燥した土漠と岩山）では、イドリース朝創始者の直系子孫の一人が定住し、宗教教師（フキー）として受け入れられた。子孫はベルベル部族（アイト・アイヤーシュ）の女性と結婚し、周辺部族から「聖者」として認められ、以降、一族はニスバ（出身を示す姓）をアイヤーシュとし、一族のザーウィヤを「ザーウィヤ・アイト・アイヤーシュ」とした¹¹²。その後の子孫ハムザのときに勢力が最大となり、村の名称もハムザ村となった¹¹³。ハムザ村の住民は、系譜上はアラブ人だが、周辺部族同様、ベルベル語のタマジクト方言を話す¹¹⁴。このように、ベルベル化したアラブ人もいたのである。

中東・アフリカ諸国の中で、現在モロッコのアラブ人・ベルベル人と同じような共存類型は見られない。その中で強いてあげると、かつてのオスマン帝国時代（第 1 次大戦より前）のクルドが類似している。クルドは、トルコ人と差別なく教育の機会や、統治機構の中で昇進の機会があり、統治機構や軍部の中枢や重要国の大使の地位に就いていた。当時のオスマン帝国では、民族の違いが問題ではなく、ムスリムであることが重要であり、クルド人もスルタンに忠誠を誓っていた。地方のクルド人豪族はその地域の首長としての地位と権限が認められていた。これは、支配民族と別民族の共存関係であったと言える。

モロッコでは、アラブとベルベルが人口の約半分を分け合い、一部のベルベル人はアラブ化した。アラウィー朝王家のように、モロッコのアラブ人は少なからず、祖先がベルベル人との通婚による子孫である。そして、アルジェリアのカビールのように、居住地域がある地域に集中しておらず、古くからほぼ全モロッコに分散して居住していた。

独立後の近代国家建設の過程で、「アラビア語」化が進められたが、オスマン帝国崩壊後の新生トルコ等、国家建設の過程でとられた強力な「同化政策」や少数派であるクルド人に対するような弾圧はなく、また、バハレーン（シーア派住民に対する一票の格差）やクウェート（バドゥと呼ばれるクウェート市街地の外側住民に対する一票の格差、国籍取得における差別）でとられたような政治的権利における差別制度がベルベル人に対してとられたことはなかった。

独立後、アラブ主義で反ベルベル主義であったイスティクラール党に対して、国王は距離を置き、同党は分裂、弱体化していった。そして、国王の下でベルベル語等の文化的権利が徐々にではあるが拡大していった。保護領統治から独立までの政治変容の中で、シバの地の住人がアラウィー朝による君主制統治を認めるようになったという土壌が先に存在し、独立獲得に対する畏敬の念、その後のベルベルの権利拡大を含む政治運営を肯定的に評価する中で、国王に対する強固な支持ができあがっていったと考えられる。

独立後しばらくの間の近代国家建設を旗印として、モロッコ化、アラブ化が進められた。一方では、アラブ優越主義、反ベルベルの思想を持つイスティクラール党は弱体化し、政権の中核からはずれていった。独立直後のリーフ地方の反乱に対して好意的立場をとり、支持者の多くがベルベル人であった人民運動（MP）に対して、国王による反乱鎮圧後の措置は寛大なものであった（政治活動への早期復帰を認めた）。このようなモロッコ化、アラブ化では、その間、ベルベル人たちが民族を理由として政治的権利における差別を受けたり、政府や軍隊の要職につけないといったことはなかった。また、ベルベル語の公共の場での使用制限等の文化的な抑圧はあったが、それは「同化政策」のような強いものではなく、ハサン2世の時代から徐々にベルベル文化は解放され、現国王の時代になって大きく前進したと言って良いだろう。

アラブ化、モロッコ化の一方で、ベルベル人たちは、国王が一方的にアラブに傾斜することなく、ベルベル人たちにも配慮していることを、理解していたのであり、それが現在のベルベル人たちの国王支持の根底にある。モロッコにおけるアラブとベルベルの共存関係は、アラブ、ベルベルが歩み寄ったことで出来上がったと言うよりは、国王による両民族に配慮した政策があり、それが双方の民族に理解され、支持されていると見るべきであ

ろう。そして、そのような国王への支持は王権の宗教的正統性が先にあるものではなく、独立から現在に至る国王の政策に対する肯定的評価や社会の安定という結果があり、そのうえでの付加的要素と位置付けるべきであろう。アラブとベルベルの関係は長い歴史によってもたらされた相互受容と融和があり、20世紀の保護領化によってシバの地が消滅し、ベルベル人を含む全民衆がアラウィー朝による統治を認めるようになった。独立という成果物とその後の国王による統治、政治運営に対する信頼と支持はアラブ、ベルベル共通のものである。これらのことが両民族の共存の基礎となっている。

1-5 モロッコにおけるベルベル民族運動

モロッコにおけるベルベル人は民族として政治目的で運動し、自治や分離独立をめざしたことはなく、「民族」と位置付けられるかは議論があるところであろう。1960年代以降、アルジェリアのカビール系ベルベル人のフランスへの移民により、ベルベル文化運動が開始され、その後モロッコ系のベルベル人も加わって世界アマズィグ会議が組織され、国境を越えたベルベル文化運動となっていった¹¹⁵。現在では、自分たちを「アマズィグ」とする共通意識を持っており、一つのエスニック・グループと位置づけられている。

7-8世紀のアラブ人の侵入時の抵抗と、その後アラブ人がベルベル人を二級市民として扱い、差別的に課税した時代における抵抗があったものの、中世以降は、ベルベル人対アラブ人の民族対立の構図による大きな武力紛争はない。保護国化初期のアブドゥルカリームによるリーフ戦争や、末期近くのグラウィ等ベルベル人豪族等による反スルタン運動では、ベルベル人を主な運動の主体としていたが、ベルベル民族主義をかかげたものではなかった。近年においても、アルジェリアのカビール地方の「ベルベルの春」(1980年)を除き、ベルベル人のアラブ人に対する大きなエスニック闘争は起きていない。

現在、国境を超えたアマズィグのエスニック運動やその組織は複数あるが、それらは政治運動ではなくベルベル文化主張の運動である(モロッコ国内の運動も同様である)。独立後の国家建設の中で、モロッコでもモロッコ化としてのアラブ化、アラビア語化政策がとられたが、アルジェリアに比較して緩やかなものであった。

1-6 クルド人との比較

モロッコのベルベル人の人口比率は4-6割であり、残りがアラブ人である。モロッコのベルベル人のように、先住民や被支配民族が約半数という大きな人口構成を持つ国は世界の中には見当たらない。しかし、中東・北アフリカにおいて、一国の人口比率では少数派ではあるが、隣接する複数国での居住領域の合計では大きな人口を持つ非アラブ民族として、クルド人があげられる。

中東のクルド人は居住地の人口では多数派だが、各領域国家内では少数派である。ベルベル人とは異なり、これまで抵抗運動や独立・自治を求める政治運動を繰り返してきた。クルド人ではベルベル人とは以下のような相違点が見出されるが、比較することでモロッコのベルベル人を理解するのに有益である。

- ・過去、クルド人による王朝国家は成立したことがなかった。
 - ーモロッコでは11-16世紀にはモロッコ発祥の複数のベルベル王朝がマグリブ、イフリース、イベリア半島南部まで支配した歴史を持つ。
- ・クルド人は所属する領域国家において、マイノリティである¹¹⁶。
 - ーモロッコではベルベル人の人口構成比は4-6割であり、マイノリティではない。
- ・クルド方言はあるが、互いになんとか意思疎通が可能である¹¹⁷。
 - ーモロッコのベルベル方言は一部を除き、互いに意思疎通は困難である。
- ・オスマン帝国解体後、新生国家（トルコ、イラク、シリア等）が形成され、それぞれの国家では支配者による同化政策（トルコ化、アラブ化）がとられ、それに抵抗したクルド人は厳しい弾圧を受けた。
 - ーモロッコでは、17世紀以降、ベルベル人がアラブ人王朝や支配民族であるアラブ人から民族弾圧や迫害を受けた歴史はない。独立後のモロッコ化の中でアラブ化、アラビア語化政策がとられたが、比較的緩やかなものであった。
- ・クルドではそのような弾圧を受けながらも、独立や自治をめざす武力闘争が展開された。
 - ー独立後、モロッコでは、アラビア語化やベルベル語の公の場での使用禁止等の規制を受けたが、弾圧や迫害に相当するものはなかった。また、独立や自治をめざす運動も発生していない。

- ・クルドでは、政権から弾圧を受けた際に、隣国のクルド人地域に避難するような、広域の活動が見られる。
 - －モロッコでは、ベルベル人が他の地域に逃れたり、遠隔地の他の部族と連携したりするような広域の活動は見られなかった。
- ・新生トルコでは、クルド人は教育を受けても昇進の機会を得られず、政権への反発や民族運動となっていた。
 - －モロッコでは、保護領体制下で教育を受けても昇進の機会が得られず、民族主義運動反仏運動を展開したのはアラブ人で、ベルベル人は保護領体制の受益者であった。独立後も政権や軍部の主要な地位に就いたベルベル人が少なからずいた。

クルド人との比較において注目すべき最大のポイントの一つは、各地域の方言で意思疎通が可能であったかどうかである。モロッコのベルベル人の場合、方言により意思疎通が困難であったことは、遠隔地の部族との同胞意識醸成や広域での活動、遠隔地部族との連携の阻害要因となり、民族として大きな勢力となることが難しかったことにつながった。そして、多くの部族はスルタンの支配を受けず政治的に自立し、自分の部族・地域に影響がない限り、反乱等を起こすことがなかった。このようなことは、自らの地域や部族といった枠を超えた集団・地域への帰属意識や視野を持つことへの障害となり、民族グループの一つの塊として政治行動をとるきっかけをつくることにならなかったと考えられる。

第2章 保護国化以前のアラウィー朝統治

2-1 シバの地（不和の地）とベルベル人

2-1-1 先行研究

保護国化前は納税や賦役を拒否し、スルタンの統治が及ばないシバの地（不和の地、不服従の地）が存在し、国土面積・人口の約半分を占めていた。ベルベル人のほとんどはそのような不和の地の住民であった。スルタンとその政府（マフゼン）は、そのような不和の地の部族に対し強制的に徴税を行い、反発する部族を武力制圧するための軍事遠征（ハルカ）を行った。

ベルベル人のすべてが不和の地に居住し、スルタンやマフゼンと分断されていたわけではない。スルタンが最も信頼する近衛兵たるギッシュ軍¹¹⁸の一部にはベルベル人部族が含まれていたし、後に弟スルタンのアブデル・アズィーズ（在位 1894-1907 年）に対してクーデターを起こしてスルタン位についたアブドゥル・ハフィーズ（在位 1907-1912 年）を軍事的に支援し、マフゼンのグラン・ヴィジール（大宰相）の地位についたグラウィ（マダニ）¹¹⁹はモロッコ南部のベルベル人グラワ部族の首長一族でマフゼン側の豪族であり、グラウィ一族はアラウィー王家との縁戚関係にあった¹²⁰。また、シバの地とマフゼンの地は政治的に分断されていたが、経済や宗教生活ではこの二つの領域を越えた交流があった¹²¹。

19 世紀後半以降、欧州列強の沿岸部進出、部族民による欧州人や拠点襲撃に対する賠償金支払い、近代化の失敗等によりマフゼンの財政悪化が進行した。そのため、重税・増税や強制徴税の措置がとられたため、部族反乱やそれに対するハルカは増加し、それがさらなる財政悪化を招くという悪循環に陥った¹²²。そして、そのようなマフゼンによる増税、武力による強制徴税の対象はシバの地の住民に留まることなく、マフゼンの地の住民をも対象としたことから、マフゼンによる支配から離反して不和の地となっていく地域・部族が続出した。

保護国化前のシバの地のベルベル人たちとスルタンの関係については、ローガン、ゲルナー、ギアーツは以下のように述べている。

ローガンは、「モロッコは保護領になる前に、数百年にわたって独立国家を謳歌してきたが、その支配者たちは、国土全体にその権威を行きわたらせることに成功したことはなかった。スルタンの支配力はいつも都市部でもっとも強く、山村部では弱かった¹²³」、ゲルナーは、国の約半分は政治秩序の外にあって言語も異なっていたが、「これは「国」だと思ふ¹²⁴」とし、ある程度の地理的連続とイスラームによる統一を理由とする。また、「不和の地は国土の半分を占め、地理的に分散して不連続であったが、それぞれは、“何かあるものとの不和”として自己を認識していた¹²⁵」と述べている。一方、ロベール・モンターニュが、部族共和国、ベルベル人共和国と呼んでいることを紹介している¹²⁶。これは「国」の別次元の捉え方であろう。ここで言う「国」は本稿で扱う国民統合や国家建設が意味す

る国家とはまったく別物である。ゲルナーは、部族によっては部族の長から構成されるかなり平等主義的な部族議会によって統治されており、それらについて、「マグレブの山岳地帯をカバーする五、六千の小さな初歩的国家¹²⁷」と表現している。ここで言う「国」とはそのような初歩的国家と理解すべきであり、モロッコでは、部族ごとの多数の政治体が各々「国」のようにマフゼンからは政治的に独立して存在したことを意味していると捉えるべきであろう。

また、ギアーツは、「ベルベル人は真のイスラム教徒ではない。事実上、スルタンはモロッコ全土の精神的首長などではない。コーランの法はこの国の遠隔地方に根を下ろしていない。大方のベルベル人が居住する山岳部や草原地帯では、バイアなどはなく、知事も首長も裁判官もない¹²⁸」と論じている。アラブもベルベルも同様にイスラーム教徒であるという前提から、スルタンとモロッコ民衆とはバイアの関係にあったとして議論されることがある中で、このような指摘は注目に値する。モロッコの人口の過半を占めていたシバの地のベルベル人たちとスルタンはバイアの関係にはなかったということだからである。言い換えれば、スルトンの支配が及んだところではバイアの関係は存在したが、モロッコ全体においてバイアの関係があったとは言えないのであり、そのようなスルトンの支配が及ばない地域の民衆の割合はモロッコ全体の過半を占めていたのである。

2-1-2 ベルベル人の立ち位置・意識

A. シバの地に対する強制徴税、武力鎮圧

保護国化以前はシバの地が存在し、アラウィー朝はモロッコ全体を支配していたわけではなかった。スルタン、マフゼンはシバの地の住民（大多数はベルベル人）に対して、武力によって納税を強制しようとし、反乱には武力鎮圧（ハルカ）を実施した。しかし、それは納税を強制し、反乱を鎮圧する目的のものであり、ベルベル人だけを狙い撃ちしたのではなく、ベルベル人を対象とした民族弾圧と捉えるべきではないだろう。シバの地には少数ながらアラブ人も居住していたし、アラブ人が多く居住するマフゼンの地¹²⁹にも同様に重税が課され、納税拒否や反乱に対しては武力による強制措置の対象となっていたからである。

B. シャリーフとバイアについて

ベルベル人は部族単位で独立し¹³⁰、スルタンに服従するマフゼン地域との経済的・宗教的結びつきはあったものの、シバの地の部族は政治的にはスルタンによる支配から独立していた。宗教的にはスルタンをイマームとして認めていたが、納税・賦役を拒否し、スルタンに対するバイア（忠誠の誓い）はなされず、アラウィー朝の臣民とは言えなかった。また、不和の地のベルベル人とスルタンの間はバイアの契約関係では結ばれていなかったものであり、それを前提に考察すべきであろう。不和の地のベルベル人たちもシャリーフの血統に対する尊敬の念を有していたが、シャリーフはいたるところに存在した。

アトラスの小さな山村の神秘主義ザーウィヤの指導者や聖者がシャリーフであることは珍しくなく¹³¹、アラウィー朝王家がシャリーフの血統であることはスルタンをイマームとして認める要素の一つではあったとしても、シバの地のベルベル人たちにとって政治的忠誠に発展するものではなかった。そのような状況下で、シバの地のベルベル人にはアラウィー朝に対する臣民としての帰属意識は存在しなかったし、部族ごとに政治的に独立しており、帰属意識は部族、地域に対するものであり、モロッコ全体を視野とするものではなかった。

C. 地域、部族への帰属意識

19世紀後半以降、スペイン、フランスの干渉や沿岸部進出に対し外敵排除の武力行動や欧州人襲撃に出た部族が出現したが、それらは自分たちの部族や地域に影響が及ぶ場合であって、直接影響の及ばない遠隔地の部族が同盟してスペイン、フランスの施設等を襲撃するようなことはなかった。同様に、マフゼンによる重税・増税への反発や納税拒否の反乱においても、そのことをモロッコ全体の共通の問題として捉えて遠隔地の部族が呼応して行動を起こしたり、広域の部族が同盟してマフゼンに対抗したりするようなことは生じなかった。すなわち、自分の地域・部族にとっての影響の有無が問題なのであり、マフゼンによる重税や異教徒の侵入についても、モロッコ全体の問題としてとらえるような素地はできていなかったのである。

2-2 20世紀初頭の相次ぐ反乱・クーデターとベルベル人

保護国化直前の20世紀初頭には、外敵排除を実行しないアブドゥル・アズィーズ、その後は兄のアブドゥル・ハフィーズ¹³²に対する反乱・クーデターが各地で相次いで発生した。それらのほとんどは時のスルタンの兄弟が地方でスルタンを宣言し、その地方の部族民が軍事的に支援するものであったが、それら支援部族の多くはベルベル人であった。（「表1 20世紀初頭・保護国化直前の反乱・クーデター一覧」参照）

表1 20世紀初頭・保護国化直前の反乱・クーデター一覧

発生時期	首謀者	属性	シャリーフ	支援者
1902年夏~1909年8月	ブー・ハマラ（ろば男／ロギ）	山地出身のベルベル人、スルタンの兄と詐称	N（詐称）	ギアタ族（ベルベル）、エル・タハール部族、ウーレッド・シディ・シェイク部族（アラブ）
1907年	アブドゥル・ハフィーズ	スルタンの兄弟	Y	グラウィー族（マラケシュ～南部アトラスの有カベルベル人）
20世紀初頭	ライスーリ（ムーライ・アフメッド・ベン・モハメッド・ベル＝ライスーリ）	王族、タンジェ近くのザウィアの長	Y	周辺部族、民衆
1908年	シディ・モハメッド	スルタンの兄弟	Y	ラバトの南の諸部族
1909年	モハメッド・キッターニ	神秘主義教団	Y	メクネス地方のベルベル部族
1909年	ムーライ・ケビール	スルタンの兄弟	Y	リーフ地方のベルベル部族
1911年	アッカ・エル・ブイドマーニ	ベルベル人のカーイド	N	ゲルーアン諸部族（ベルベル）、ベルベル部族だけでなく、後にアラブ諸部族とも同盟
1911年	ムーライ・ジン	スルタンの兄弟	Y	ベルベルの諸部族
1911年	シェラルダ部族	ギッシュ部族	N	ベニ・アーセン、ヘジャウアの両アラブ部族

南村(1988)pp.97-105,106-114,174-192,218-225,228-229,235、ローガン(2013)pp.212-213、Pennell(2000)pp.136,140-142,146,149-151等から筆者作成

2-2-1 反乱参加におけるベルベル人の意識

ベルベル人たちはどのような目的意識をもってそれらの反乱・クーデターを支援したのであろうか。当時、反乱・クーデターに参加した部族民に給与は支払われず、部族民は主として略奪による戦利品を目的として参加した¹³³。また、重要な軍事作戦が控えていても、小麦の収穫など、部族にとってより重要な事柄が優先され、戦線を離脱したのである。保護国化前年の1911年のアッカによる反乱では以下のような事態が発生した。それらについて、南村は『モロッコ近代外交史』で述べており、以下はその要約である。

1911年、ベルベル人ベニ・ムティール部族のアッカによる反乱軍に囲まれたスルタンは、反徒側と交渉を試みたが、アッカ軍のベルベル兵たちは、略奪を望みスルタンとの交渉に応じることを拒否した。この時代には、傭兵に応じることは、略奪の公認を意味したので、隊長は傭兵の略奪の希望をも容認した。多くの場合、傭兵には給料が支払われないので、給料のかわりに略奪を認めねばならなかった。その後、麦の収穫期も近づいてきたため、アッカの反乱軍はフェズのスルタンに対して5月には4回にわたり攻撃を加えた。反乱軍はフェズ周辺に布陣していたが、突如、陣をたたんで引き揚げていった。その理由は麦の収穫を優先すべく帰農しなければならなかったからである。¹³⁴

なお、略奪や戦利品が目的であることは、ハルカに向かうマフゼンの軍隊の兵たちにおいても同様であり、反乱に参加したベルベル人等部族民たちだけにあてはまるものではなかった。南村はその事例を紹介しており、以下はその要約である。

1907年、ムーライ・ケビール（金子注：新スルタンとなったばかりのアブドゥル・ハフィーズの兄弟）がベルベル諸部族の支援を受けて反スルタンの挙兵をした。これに対し、スルタン、ハフィーズは討伐軍を派遣したが成果を挙げられず、討伐軍は周辺住民に対して略奪・放火、人質をとって身代金を要求するなど盗賊集団となってしまった。ハルカの機会に略奪が行われるのは当たり前のことで、ハルカに従う兵たちも略奪を行えるのを楽しみにし、期待した節がうかがえる。その後、スルタンはフラン

ス軍を軍事顧問として規律正しい軍隊をめざすが、フランス式の軍隊では略奪の妙味が無くなってしまふことから、スルタン軍の隊長たちから抗議が出た。略奪とは軍に認められた特権のようなもので、ハルカとは略奪そのものであった。¹³⁵

これらクーデターの首謀者の目的は、外敵排除を実行せずむしろフランス軍人を顧問として雇い、反乱軍鎮圧をフランスに依存する現スルタンに対してジハードたる反乱を起こし、政権を奪取しようとするものであったが、そのような反乱を軍事的に支持した反乱地域の部族民（それらは主としてベルベル部族であった）の意識は、反乱成功によって新たな政治体制をめざすといった政治目的に根ざしたものではなかった。この時のベルベル人たちの意識や行動では、自分たちの地域や部族の目先の生活等経済的利益が重要であったのであり、モロッコ全体（またはアラウィー朝の治世）をどう変革するかといった視野を持っていたとは考えられない。反乱地域以外の遠隔地のベルベル人たちが、スルタン、反乱軍のいずれかの当事者に参加・支援するようなことはなく、自分たちの地域や部族に関係・影響がない限りは、われ関せずの立場を取っていたのである。

2-2-2 20世紀初頭の混乱期のシャリーフ、バイアの効用

20世紀初頭には、アラウィー朝は成立以来250年近く経過した長期継続王朝であった。そしてそれは、シャリーフの血統を強調して権威を正当化していた。この20世紀初頭の混乱期にシャリーフの血統や長期継続政権であったことは、政権の維持・安定にどのような意味をもったのか考察する。

表1のように、20世紀初頭の相次ぐ反乱・クーデターのほとんどはシャリーフであるスルタンの兄弟等アラウィー朝王族によるものであり、スルタンがシャリーフであることの特別性や長期政権王朝であることの効用はなかった。

アブドゥル・ハフイーズによるクーデターでは、スルタン即位に関するフェズのウラマー等によるイジュマー（合意）¹³⁶の取り付けで尽力したムハンマド・エル・キッターニはフェズの神秘主義教団指導者で名門のシャリーフ一族であったが¹³⁷、その後ハフイーズに功績を評価されず不遇状態の中で、メクネス周辺のベルベル部族の支援を得てクーデター

を企てるが、ベルベル人カーイドのアッカ・ブイドマーニに捉えられ処刑されることになる¹³⁸。1911年にはそのアッカが反乱を起こすことになるが、彼はアラウィー家王族でもなく、シャリーフ一族でもなかった。しかし、それを理由として、マフゼンの地のアラブ人たちが反アッカの立場をとって、シャリーフ王家であるスルタン側を支援するといったことは起きなかった。アッカによる反乱では、自らの勢力地域周辺にあったベニ・ムティール、メジャ・ゼンムール、ゲルーアンの諸部族を結集してレフ（盟約）を結んだほか、アッカ反乱軍にはサイス（フェズの南側の町）のアラブ諸部族も合流したのである¹³⁹。首謀者がベルベル人であることを理由にアラブ人部族がスルタン側に、ベルベル人が反乱側につくというようなアラブ・ベルベルの民族的対立や分断のようなことは起きなかったし、スルタンがシャリーフであることに対して、反乱首謀者が非シャリーフであることが不利となるようなこともなかったのである。

また、現スルタンとバイアの契約関係にあったであろうマフゼンの地の部族民が遠隔地からはせ参じて、現政権のスルタンをクーデターの危機から守ろうとする忠誠意識や結束の動きも見られなかった。逆にスルタンの近衛兵として最も忠誠心が期待されたギッシュ部族の一つであったシェラルダ族¹⁴⁰でさえ、シバ（不和）を宣言して反乱者となったのであり¹⁴¹、このような混乱と危機の事態にあっては、シャリーフの血統や長期連続政権であることが政権の維持・安定において何ら意味を持たなかったことがわかる。

マフゼンの地がシバの地が変わっていき、ギッシュ部族のシェラルダが反スルタンの反乱者となっていった直接の要因は、重税、強引な徴税や免税特権の廃止であり、スルタンとのバイアの関係よりも部族や一族の生活確保、目先の経済的利害が重要であったことを示すものであった。

第3章 保護領下の体制

相次ぐ反乱の中、アラウィー朝は統治不能の状態となっていった。1912年、スルタン・アブドゥル・ハフィーズは自らの力ではクーデターや反乱を収めることはできず、当初、自らが外敵排除の対象¹⁴²としたはずのフランスの軍事力に依存せざるを得なくなり、実質的には主権を持たないものであったが、アラウィー朝存続の道であった保護国化受け入れ

という選択をした¹⁴³。フランスとスペイン間の密約により、同年には北部モロッコはスペインの保護領となった。この両地域の保護国（領）の期間は 1956 年の独立まで続くこととなるが、本章では、その保護領期間のベルベル人の立ち位置や意識、スルタンやナショナリストたちとの関係はどのようなものだったのか等を中心に見ていくこととする。

3-1 シバの地の平定

1912 年の保護国化以降、フランスはシバの地の平定（軍事的制圧）を続行したが¹⁴⁴、1919 年時点でフランス領の 3 分の 1 はまだ不和の状態であり、1934 年ごろになって不和の地は解消し、はじめてモロッコ全土が統一された¹⁴⁵。スペイン領においても同様に平定が進められ、アブドゥルカリームによるリーフ戦争後の 1927 年をもって平定を宣言した¹⁴⁶。44 年間の保護領期間のうち、フランス保護領では前半の 22 年間は、スペイン保護領でも 15 年間は平定に費やされたことになる。シバの地の部族の抵抗は外国勢力によるモロッコの植民地支配に対する抵抗というより、自分たちの地域を侵食する勢力に対して抵抗したものであって、仮にそれがスルタンのマフゼン軍によるものだったとしても、同様の抵抗が行われたであろうと理解すべきである。

以下は、シバの地平定と保護領体制の確立についての池田亮の説明の要約であるが、これを一般的な理解として良いであろう。

モロッコは保護国化の後も混乱した状況にあった。スルタンの支配は北部にしか及んでいなかったため、フランスは南部への侵攻を開始し、軍事的平定を展開した。その過程で抵抗部族の鎮圧に協力した豪族に土地を分配し、親仏派の有力者に都市ではパシャ、地方部族にはカーイドの地位、権威、近代的な軍備を与えて地域支配を認めた。平定は 1934 年ごろまで継続され、封建的な社会秩序、伝統社会の構造が維持された。その伝統社会のトップに位置したのがベルベル人豪族のタミ・グラウイであった。フランス保護領当局は彼に近代的軍備を与えて権力の拡大を助け、スルタンの対抗軸としての実力を持たせて、分割統治という植民地支配の原則に則った政策を実施した。駐モロッコ仏軍はベルベル人から徴用されたが、グラウイを援助することでそれが容

易になったのであり、両者は共存関係にあった。¹⁴⁷

それでは、保護領体制の入り口とも言えるシバの地の平定をどのように見るべきであろうか。ウォーターベリーは、不和の地が平定されてマフゼンの地と統合されたことは、保護国化やその後の独立と同程度の変革であったと捉え、部族は保護領当局と協力することを受け入れ、マフゼンの統治体制は破壊されて保護国化前の統治システムは完全に変革されたとする¹⁴⁸。

そのような不服従部族に対する平定軍には、当初はフランス人（一般兵の多くはアルジェリア兵）、スペイン人が含まれていたが、次第に平定に応じた地域で現地徴募されたベルベル兵に置き換わっていった¹⁴⁹。また、グラウイ等ベルベル人有力者の軍隊は平定のための主要な戦力であった。彼らベルベル人豪族たちが保護領体制でカーイドやパシャとなっていた。すなわち、平定に応じて親フランス・親スペインとなったベルベル人豪族の軍隊や保護領政府に徴募されたベルベル兵が未だ平定に応じない不和の地（主にベルベル人が居住）の武力平定の実行部隊となったものであり、そのようなベルベル人たちの行動には民族としての一体性は見られない。

ゲルナーが、シバの地平定の際にベルベル人部族や地元宗教教団が、フランスの権力は受け入れたが、マフゼンへの服従は拒否したことを挙げているように、そこでは異教徒支配に対する抵抗感よりも、スルタンの支配下に入ることへの拒絶反応が強く働いていたと考えられる。また、有力者には新たな権力者から得られる権益（カーイド、パシャとしての地域での権力や支配地域での経済的権益等）が、部族民にとっては現地徴募兵、情報提供者として得られる目先の利益（現金支給による報酬）や教育機会¹⁵⁰等が優先される問題であったのである。

ゲルナーはフランスがモロッコを保護国化した当時の政治状況を、「そこにはスルタンと部族だけではなく、大カーイドも存在した。部族が支配する山岳地帯では二つの異なった政治組織があった。いくつかの部族は、各世帯の長から構成されるかなり平等主義的な部族議会によって統治されていた。他の部族は、独裁的な略奪豪族によって専横的に支配されていた¹⁵¹」と述べ、このような政治状況にあって、フランスによる初期の保護領政策

は以下の3点にあったとしている。1. 保護領はスルタンとマフゼンを保護するという約束に基づく、2. 南部の強力な豪族たちと同盟関係を結び、それまで支配者がいなかったようなところには彼らをカーイドとした、3. 部族の降伏確保、その後の統治を容易にするため、部族の慣習を保証し、部族会議の保持、部族慣習法による自治を認めた¹⁵²。

そして、上記の理由として、2については、多くが非支配地域であった南部に強力な同盟者を確保するため、3は中部の最も手に負えない部族支配地域である高アトラス、中アトラス、アルジェリア国境方面の地域において、反抗を和らげ、減少させるために必要であったとしている¹⁵³。また、スルタンによる統治と部族の慣習法保証との関係については、「スルタンは名目上の絶対的支配者であり、スルタン領内で事実上独立した諸豪族を容認し支援することは、スルトンの権威を支持すべき義務に違反することであった。スルタンは国の宗教的指導者であり、その支配はコーランの法により定められていた。ところが、部族の慣習法はこの聖法から逸脱していた。フランスが慣習法を保証することは、異端と分裂を保証することでもあり、スルタンへの義務と部族民への約束の間には矛盾があった¹⁵⁴」と述べている。

3-2 慣習法とベルベル勅令

フランスによるベルベル勅令に関する多くの先行研究の見方は概ね以下のようなものである。それは、ベルベル勅令は、フランスが統治を容易にする目的で、ベルベル人に慣習法を認め、彼らをシャリーアの法のアラブ人と分断して統治するためにとられた政策であるというものである。宮地美江子は以下のように述べている。

モロッコをアラブ地域とベルベル地域に区画し、フランスの法律が優先する刑事事件以外のあらゆる法的手続きにおいて、前者ではイスラーム法（シャリーア）、後者では慣習法に従うように定めた。フランス植民地当局が、スルタンに強制して公布させたもので、スルトンの権威とイスラーム法の適用範囲を縮小すると同時にアラブ系住民とベルベル系住民の分断を狙ったものであった。¹⁵⁵

その他の先行研究ではベルベル勅令について以下のような位置づけをしている。斎藤剛はフランスによるベルベル勅令の発端となったものとして、アルジェリアでの経験をモロッコに持ち込もうとした経緯について触れており、以下はその要約である。

仏はアルジェリアの植民地化における経験で、アブデル・カーデルの反乱に際し、同じムスリムのはずなのに反乱に加わらないベルベル部族民がいることに気が付いた。そして、ベルベル人は元々キリスト教徒であり、本来、北アフリカの正当な住人であり、アラブ人より文明化しやすく統治しやすいとの見解を生み出していった。そのような考えを持つアルジェリアの行政官僚がモロッコに転任していった。¹⁵⁶

なお、フランスによるアルジェリアの植民地化の際のベルベル人の反応について、セルヴィエは、「フランスによるアルジェリアの征服過程では、ベルベル人による一斉蜂起も反乱も起きなかった¹⁵⁷」とし、蜂起への参加を求めたアブデル・カーデルに対して、カビリー（カビール）地方のベルベル人は、歓待して曖昧な約束をただけで、丁重に立ち去らせたとの民間伝承を紹介している¹⁵⁸。ギアーツは以下のようにベルベル人の信仰とスルタンとの関係の実情を捉え、ベルベル勅令はベルベル人をシャリーアの法から彼らの慣習法に戻すものであったとする。

「ベルベル勅令」は、帰するところ、政府の土地と非国教徒（ママ）¹⁵⁹の土地の区別を固定させ、後者をフランスの直轄下にすることで、純粹の宗教問題についてさえも、スルタン政庁の介入を許さないものにしようとする企てであった。具体的にはベルベル人をイスラーム法から引き離し、かれら独自の法制度に戻すことを意味していた。（中略）ベルベル人は真のイスラーム教徒ではなく、イスラーム法は遠隔地方に根をおろしておらず、そうさせてはならないこと、ならびにスルタンはモロッコ全土のムスリムの首長などではない（ことを明らさまにしたのである）。¹⁶⁰

以下の先行研究では、ベルベル勅令の背景として、シバの地の平定に抵抗するベルベル

人に慣習法を保証することで、平定が進んだことを挙げている。ゲルナーは、シバの地平定に関する仏アンドレ將軍の回顧として、リヨテ元帥（初代仏保護領總督）が占領したタザを初めて訪れた時、地元のベルベル首長や部族、地元宗教教団は「フランスの権力を受け入れることは表明したが、マフゼンへの服従は拒否した¹⁶¹」との発言を紹介し、フランスの初期の保護領政策の一つとして、「部族の降伏を確保し、またその後の統治を容易にするため、フランスは部族の慣習法を保証した。つまり、部族が彼ら自身の会議を保持し続けるのを許し、部族慣習法による自治を認めたのである¹⁶²」としている。そして、それは「モロッコ中部の最も広大で最も手に負えない部族支配地域、つまり高アトラスと中アトラスおよび国境方面の遊牧地帯とが交叉する地域、そこでの反抗を中和ないし減少させるために必要であった¹⁶³」と述べている。これらのことは、シバの地のベルベル人たちには、部族慣習法保持の希望があり、それが保証されるならスルタンの支配下となるよりフランスによる支配を選ぶという意志があったことを示すものであり、だからこそフランスは平定を進めるうえで慣習法保持の保証を有効な政策と判断したのである。そして、この政策が後のベルベル勅令となっていたのである。

シバの地平定と慣習法の保証に関する歴史的事実については、ペネルによっても同様のことが述べられている。ここからも、シバの地のベルベル部族の平定にあたり、彼らの慣習法を保持することを認めることが有効な政策であったこと、またそのことがベルベル勅令に発展したことがわかる。ペネルは、「フランスのアンリ將軍はなかなか降伏しないムテール部族に対し、マフゼンに支配される代わりに、彼ら自身のルールによって物事を運営し、彼らの慣習やジャマアに従った慣習法によって部族運営できることを約束した。それは、1914年のベルベル勅令（第一次）となった¹⁶⁴」、「1914年、仏保護領当局は、ベルベル地域は慣習法によって統治されると発表した。これによって抵抗していた山岳地帯のベルベル人は鎮静化していった¹⁶⁵」と述べており、それらの地域では、スルタンの権威は無視され、地域の権力者である大カーイドや慣習法システム¹⁶⁶の支配下となったが、結局はフランスの支配下であったとしている¹⁶⁷。同様のことは、アブン・ナスルによっても言及されており、以下はその要約である。

中アトラスのベルベルのサンハージャ部族は南部のベルベル人たちとは異なり、フランスに対して激しく抵抗した。仏総督リヨテはこれを、彼らが 17 世紀以来抵抗してきたアラブ人王朝による支配や、彼らの慣習法に基づく社会がカーイドやマフゼンによる支配に取って替わってしまうことを恐れていることによるものと理解した。そして、彼らに対し、フランスによる統治では彼らが恐れているようなことにはならないと保証した。1914 年の勅令によって、ジャマアを彼らの司法として保証し、1915 年からは、ジャマアは彼らの慣習法を管理するものとして強化された。ベルベル人、特にイスラームについて無学なサンハージャ部族の場合は、この新しい司法体制に対して熱狂的であった。¹⁶⁸

以上がベルベル勅令に関する先行研究による見方であるが、シバの地の平定とベルベル人の慣習法との関連は避けては通れないポイントであろう。仏領のベルベル勅令はベルベル人とアラブ人を分断統治するものではあったが、それは保護領体制構築のためにフェズ条約締結当初よりとった政策ではない。

そもそもベルベル人はイスラーム教徒ではあっても、彼らの社会にはシャリーアの法とは微妙に異なる部族の慣習法が色濃く残っていたのである。フランスはシバの地平定の過程で、慣習法保持がベルベル人社会にとって重要なものであり、その保持の保証が平定を進めるうえで有効な手段であることを発見した。つまり、慣習法を保持したい、スルタンの支配下には入りたくないというベルベル人たちの意識があったという事実があったからこそ、その保証が平定のための政策として有効だったのである。ベルベル勅令については、フランスが統治を容易にするための一方的なアラブ・ベルベルの分断政策であったという側面を強調する見方が多いが、そこにはベルベル人側の希望や意志も働いていたという事実にも目を向けるべきであろう。

山岳地帯のベルベル人たちはイスラーム教徒とは言えないのか。彼らはムスリムではあるが、スルタンの政治的権威を認めないムスリムであったと位置付けるべきだろう。すなわち、彼らは慣習法を持ちながらもムスリムを自認していたし、多くの先行研究では宗教的にはスルタンをイマームとして認めていたとする。しかし、統治者としての政治的権力

は認めていなかった。従って、保護領当局の調査の結果、慣習法が内容としてクルアーンで定められたものと同様のものが多かったとしても、彼らにとってはスルタンの政治的権威が依拠していたシャリーアの法ではなく、彼らの慣習法に依拠したものであることが重要だったのである。

そして、慣習法が部族ごとに少しずつ異なった内容であったことは、それぞれの部族の独立性をも意味しており、互いの意思疎通が困難なほど異なる方言に加えて、複数の部族による広域の同盟が生まれなかった土壌となっていたのであろう。また、彼らのイスラームにはスルタンが権威を依拠する正統派イスラーム（シャリーアの法）より、聖者信仰・神秘主義が深く入り込んでおり、両者の間には敵意の感情が存在していた。

スペイン領ではフランス保護領のベルベル勅令と同様の政策はとられなかった。ベルベル勅令による影響が大きかったことを考慮して、同様のスペイン版ベルベル勅令を回避したのである。しかし、ベルベル人の慣習法は尊重された。

スペイン領では、同様の考え（仏領のベルベル・アラブ分断政策）を持った官吏もいたが、それはあくまで少数派であった。このことについて、フェリペは、スペイン保護領では、(様々な意見があったが)フランスのベルベル勅令のような公式のベルベル政策は出されなかったと述べている¹⁶⁹。

ベルベル人をシャリーアの枠組みから、すなわちスルタンの権威から除外するものと位置付けたベルベル勅令に対しては、モロッコだけでなく、北アフリカの他、アラブ・イスラーム世界で拒絶反応が起こり、スペイン保護領ではベルベル人の人口が多かったことから、アラブ世界を揺るがしたこの政策の影響を考慮する必要があるがあった。結果として、スペイン保護領では、仏のベルベル勅令に相当する法令を制定しなかったが、シャリーアの法の地であるマフゼンの地と慣習法の地との区分は存在することとなった¹⁷⁰。

リーフ人の伝統を保護し、法制化することを主張する者（ブランコ・イザガ将軍）もいたが、高等弁務官は公式のベルベル政策を制定せず、ジャマアに対して、いくつか手を加えたに過ぎなかった。スペイン保護領当局では、ジャマアよりむしろカーイドに権限を持たせたが、ジャマアはその後も存在し続けた。¹⁷¹

3-3 保護領統治体制

フランス領ラバト¹⁷²のスルタンに対してスペイン領テトゥアンではスルタンの代理であるカリフ（ハリーフア）が存在し、仏領のスルタンによる勅令に対してスペイン領ではカリフ令が出された。いずれも実質権限は保護領当局が握っており、行政組織も同様のものではあった。

フランスとスペインは、互いに相手方が自国領内の不満分子や反乱勢力に武器供与等を行っており、自国保護領の利益を侵害しようとしているとの不信感を持った。そして、互いに相手を警戒し、非難し続けたが、アブドゥルカリームの反乱の末期や、スルタンの廃位・国外退去期間の最終局面でのリーフ地域の解放軍の反乱への対処等、真に自分たちの統治体制にとって深刻な危機とも言える最悪の事態では、破局一歩手前で協力した。両国は同様の統治体制を敷いたが、政策では微妙に異なるものがあった。

3-3-1 フランス領の体制

モロッコでは現地人が 860 万人、フランス人が 35 万人（1952 年当時）¹⁷³、ただし、内陸部を中心にベルベル人が数多く居住しており、現地人のうち 5 分の 3 を占めていた¹⁷⁴。フランス領は 7 つの地域に分割されたが、ウォーターベリーはその統治体制について述べており、以下はその要約である。

カサブランカ、ラバト、ウジダは仏総督に任命されたシェフ・デ・レジオン（地域の知事）が率いた文民当局によって管理され、この地域のカーイドとパシャは保護領当局によって監督された。フェズ、メクネス、アガディールの軍管区もシェフ・デ・レジオンによって監督されたがこれらの地域は大部分が部族であり、仏総督が推薦した仏軍将校が派遣された。マラケシュ地域は上記の 2 つの混合で、シェフ・デ・レジオンの責任下に置かれた。各シェフ・デ・レジオンの管理下には軍隊を持つカーイドとパシャがおり、彼らは、形式上はスルタンに任命されていたが、カーイドは部族の長老の中から選ばれ、部族のジャマア（部族会議）を主催した。部族会議はベルベル語地域のみで行われ、フランスによってマフゼンのプレゼンスは排除された。¹⁷⁵

フランス領では、マフゼンはもはや税金を徴収するための軍隊を必要としないことから、スルタンの軍隊は保護領協定の下で認められていなかった¹⁷⁶。なお、保護領期の歴代スルタンと仏保護領の歴代総督については、巻末の「表2 歴代のスルタンとフランス保護領総督」を参照されたい。

ジャマアとカーイドについてペネルは、カーイドたちは地域のことをより熟知していたし、ジャマアを支配しており、フランスにとって部族会議は重要ではなかった。なぜならフランス人統治者は部族会議よりはカーイドたちを管理する方がより容易であると判ったからであると述べている。¹⁷⁷

齊藤毅はフランス領における部族調査について考察しており、以下はその要約である。

1914年の第1次ベルベル勅令発布と同時期にベルベル人調査が実施され、ベルベル人慣習法、伝統的な宗教のあり方に関して研究が進められた。イスラーム以前には伝統的な慣習法に従って暮らしていたはずだとの想定があったが、社会生活の取り決めに関する慣習法はあるが、イスラーム法とは無縁ではないということが明らかになった。慣習法は部族ごとに異なり、どのような場合にはイスラーム法が活用されているのかも異なっていた。イスラーム法と慣習法の境は明確でなく、慣習法自体も多様であった。そのような中で、不動産の所有者認定という問題に対して、ベルベル人を土地と結びつけて領域的かつ固定的にベルベル人を捉える行政上の管理がなされ、1928年には、ベルベル的慣習を持つ部族がリストアップされ、追加されていった。慣習法の内容の差異ではなく、土地との結びつきによってアラブ人居住区とベルベル人居住区に区分され、それぞれにイスラーム法と慣習法を適用とする1930年のベルベル勅令となっていった。これがスルタンの支配が及ぶか否かの区分と重ね合わされて捉えられるようになった。¹⁷⁸

以上が斎藤の説明であるが、シバの地平定の際に部族の慣習法を認めることで平定が進んだこと、フランスによる統治よりもスルタンの支配を拒否した部族があったこと、すなわち、ベルベル人たちに慣習法を保持したい、スルタンの支配下には置かれたくないという意志があったという側面については触れられていない。

3-3-2 スペイン領の体制

スペイン保護領は、テトゥアンを首都として1912年11月27日の仏・西協定によって確定した。スペイン保護領はフランス保護領の20分の1程度の面積であり、2つのパートに分かれており、一つは大西洋岸ララーシュから東部ムールーヤ河にいたる約2万平方キロメートルの北部地域で、もう一つは南部のタルファヤ¹⁷⁹周辺の2万3千平方キロメートルであった¹⁸⁰。スペイン保護領では人口の約8割がベルベル人であった。なお、地中海沿岸のセウタとメリーリャは¹⁸¹、従来からスペインの領土であったとしてスペイン保護領には含まれておらず¹⁸²、タンジェは国際管理下となった。

深澤はスペイン領の統治状況について説明しており、要約すると以下のとおりである。

スペイン領では、アラウィー朝スルタンが主権を保持し、スルタンの代理であるハリーフア（ママ）が形式上は最高行政権力者とされたが、実際には保護領当局の高等弁務官がその統治権限を握った。フランス領とは異なり、スペイン領では、ハリーフアの軍隊が維持されたが、それはスペイン領当局のコントロール下におかれていた。スペイン領は、ハリーフア行政組織¹⁸³とスペイン当局組織の二つの統治体系が存在した。ハリーフアの下行政組織には、グラン・ヴィジール（首相）のほか、司法、関税、国有財産管理の各担当官が置かれ、都市部ではパシャ、農村部では各部族のカーイドが司法・警察権を持った。しかし、ハリーフアの支配が及ばない地域も存在していた。スペイン当局の行政組織では、5地域（西部、ジェバーラ、ゴマーラ、リーフ、東部）の各担当官から、各部族を対象とする行政監察官までの行政・治安の管理組織があった。これらの監督官がパシャ、カーイドまでのハリーフア行政組織を監督・管理し、都市部には非軍人、部族地域には軍人の行政監察官が配置された。¹⁸⁴

カーイドの任命や更迭は形式的にはハリーファによってなされたが、実際にはスペイン保護領当局によって決定された。各部族の統治においても、実際の行政権力者はカーイドではなく、行政監察官であった。¹⁸⁵

各地域については、巻末の「図4 スペイン領モロッコ（北部モロッコ保護領）」を参照されたい。また、深澤は、スペイン領における部族調査について考察しており、以下はその要約である。

部族の言語、宗教・慣習法、実権者、武力等多岐にわたる調査を行った¹⁸⁶。そのような中で、現地住民の統治手法として、ラテン・アメリカでの植民地政策の同化政策の失敗から、「旧慣温存政策」と「イスラームの取り込み」が主張された。この政策は、民衆がイスラームの枠内にとどまっていることで、彼らを民族主義運動や社会主義運動に向かわせないためのものであった。¹⁸⁷

保護領当局は全部族に対して情報局を設置し、それは行政監察局と連携していた。行政監察官は情報網を組織して常に原住民の動向を監視し、カーイドの任命・更迭のために各部族・支族の動向を調査・報告した。行政監察官は情報収集のため、現地人諜報員を雇用した。また、現地徴募兵たちも重要な情報源となった。¹⁸⁸

深澤は、スペインの現地兵徴募において現地人が徴募に応じた理由は、ほとんどの場合、生計維持のためであったとしており¹⁸⁹、関連する考察の要約は以下のとおりである。スペイン領の現地人のうちベルベル人が約8割であったことから、ここでの現地人のほとんどはベルベル人と考えて良いであろう。

現地人兵は、生活に困窮する家族に仕送りしている。豊作の年に比して凶作年の現地人兵の応募は目に見えて多数となる。よりよい賃金を求めるので、長期休暇の際に、

他に移ってしまい、戻ってこないことがある。このため、現地兵の給与を上げて兵を確保した（1914年の兵士月給は46-47ペセタ、1919年には95-96ペセタ、下士官は優遇され、軍曹は156ペセタ）。現地人兵が最も嫌がるのは金銭を奪われることであり、給与から食費が引かれることを嫌い、既婚者は兵舎で食事せず自宅で食べる。休暇後の帰隊遅れや弾薬持ち出し等の規律違反に対しては罰金による懲罰が設定され、それは効果的な罰であった。家族持ちの方が定着する傾向があり、既婚者を家族手当や住宅手当等で優遇した。金銭的なもの以外では、フキーを将校として金曜礼拝を行い、スペイン内戦では戦死者に対する宗教儀礼のため、本国の戦地に従軍させた。リーフ戦争ではリーフ側も給与支払いによる臨時兵を徴募したが、スペイン側はリーフ軍より高い給与水準を設定した。¹⁹⁰

1936年7月17日、本国の共和国政府に反発する反乱軍人たちが高等弁務官や共和国支持の軍人を逮捕、銃殺し、2日後にはフランコ自身が高等弁務官を自称した。フランコ反乱軍はモロッコにおける兵力のほとんどを確保し使用できた。こうして、モロッコにおける反乱は、ほぼ即時かつ全面的に成功した¹⁹¹。スペイン内戦¹⁹²では、多数のベルベル兵がスペイン領から徴募され、スペイン本国の戦地に送られた¹⁹³。現地兵徴募の仕組みは不和の地の平定やアブドゥルカリームのリフ戦争を通じてほぼ出来上がっていた¹⁹⁴。スペイン内戦では、部族のカーイドは反乱軍（フランコ軍）のために部族民からなる兵の候補リストをつくって勧誘した¹⁹⁵。カーイド等部族の有力者たちは保護領体制の中で、地域における権威を与えられ、経済的利益を受けた親スペイン勢力であり、部族民に対して大きな影響力を有していた¹⁹⁶。従って徴募の中には半ば強制的なものもあったが、部族民もまた、飢饉等で生活が疲弊する中、反乱軍（フランコ軍）が提示する給与等（給与2か月前払い、うち給与の2分の1を家族へ支払い、子供の数に応じたパン等生活必需品供与、戦利品の持ち帰り等）¹⁹⁷を是として徴募に応じたのである。

このように、スペイン領における統治政策では、人口の大半を占めるベルベル人を保護領体制に組み込むと同時に、イスラームに対して理解を示すことでフランス領に比して寛容な統治者であることを演出しようとした。そして、カーイドたちの部族調査や現地兵徴

募での協力は、彼らが保護領体制で得ていた権力や利益を維持したいとの意識を持ち、その体制を肯定的に見ていたことによるものである。加えて、カーイド等が部族民を勧誘し徴募するしくみが機能していたことは、部族社会が色濃く残っていたことの証左でもある。

3-4 保護領体制におけるベルベル人有力者

仏・西保護領政府は保護領体制に忠実なベルベル人豪族を植民地支配の協力者として厚遇した。それらの有力者や保護領軍に仕えた現地人幹部が、パシヤやカーイドとして任命され、地域の裁判権や徴税権等の権限を握った。保護領政府は、彼らをカーイドとして地域・部族を治めさせ、彼らを通じて部族民を徴募して臨時兵部隊や正規軍とした¹⁹⁸。

スペイン保護領における現地人（ほとんどはベルベル人）の保護領体制への取り込みとしては、アブドゥルカリームの反乱の鎮圧以降、大多数のカーイドとパシヤが平定期間中にスペイン軍側について、親スペイン派（いわゆる友好モーロ人）となっていたことが基礎となっていた¹⁹⁹。また、保護領体制下で行政監察官たちは、農村部においても親スペイン派の形成の役割を担った。親スペイン派は、部族住民の情報を保護領当局に知らせ、スペイン支配を受容する状況を醸成し、臨時兵、正規兵の徴募をして当局から報酬を得ていた。このように、保護領体制に組み込まれたカーイドたちは、スペイン内戦では、フランコ反乱軍のイベリア半島派遣のモロッコ兵の徴募を担った。

以上のように、ベルベル人有力者たちは保護領体制で優遇措置を受け、主要なポジションについていった。一般部族民にも教育を受け、保護領軍兵士として雇用され、都市部で職を得るものがあつた。また、労働力として、フランス領では両大戦やインドシナ、スペイン領ではスペイン内戦の兵士として欧州に出たものは、国外から（自分の地域や部族ではなく）モロッコを見る機会を得た²⁰⁰。そのことで、彼らは自分たちの居場所を確認し、地域・部族に限定された視野から、モロッコ（または自らが帰属する保護領）全体の一員としての意識を持つ者も出てきたと考えられる。

第4章 民族主義運動、反植民地運動と独立への過程

4-1 アブドゥルカリームのリーフ戦争（1920-26）

スペインはアブドゥルカリームによる反乱の鎮圧をもって平定が完了したと位置付けており²⁰¹、その点ではリーフ戦争については第2章に含めることも考えられるが、反植民地運動としての要素もあることから、本章で考察することとしたい。

アブドゥルカリームはリーフ地方アルホセイマ地域出身の非シャリーフ²⁰²のベルベル人（ウリヤゲル部族）、カーディー（法官）の家柄で（従ってマフゼン側）、フェズのカラウィーン大学で正統派イスラーム法学を学んだエリートであった²⁰³。彼によるクーデター（第3次リーフ戦争）は、当初、スペインに対する反植民地闘争ではあったが、アラブ人はこの反乱軍に参加しなかった。また、リーフのベルベル部族が全て彼にバイアを誓ったわけではなく、カーイド等の立場にあり、待遇に満足していた親スペインの有力者やその部族はリーフ軍には参加せず、むしろスペイン側の臨時の現地徴募兵であるハルカの一員としてリーフ軍と戦ったのである²⁰⁴。また、彼は反乱に際して正統派イスラームを掲げたが、それはリーフのベルベル部族に深く浸透していた聖者信仰や神秘主義教団を刺激することとなり、彼らを敵に回すこととなった²⁰⁵。

「リーフ共和国」の名称は国連加盟申請等対外的なものにしか使用されず、リーフ内部では「リーフ王国」や「リーフ国家」と呼称された。アブドゥルカリームと支持者部族民たちの間では、フェズのスルタンと同様形式のバイアの儀式が行われ、「リーフ王国」内では「スルタン」と呼ばれた首長（アミール）であった²⁰⁶。リーフ政府の組織はアラウィー朝のマフゼンと似たものであり、多くの大臣ポストは彼の親族で占められていた²⁰⁷。彼はアラウィー朝スルタンを宗教的には認めたが、政治的な権威は否定した。一方、宮地一雄はアブドゥルカリームのリーフ共和国について、民族自決による運動、部族制度を克服して国家機構をめざしたとして肯定的に述べており、以下はその要約である。

アブドゥルカリームは、従来の社会組織である部族制度の欠陥を克服したうえで、その上に国家機構をつくろうとした。国政の最高機関は国会であったが、それを構成するのは各部族を代表する首長であり、地方行政には18の部族をそのまま用いた。はじめは、大衆動員をはかるうえで、スーフィ（ママ）教団の組織原理が利用されたが、共和国において正統的イスラーム法に基づいて部族間の結合を維持しようとした。共和

国と言ってもヨーロッパ的意味のものではないが、アラウィー朝が依拠した国家の理念とは異なる民族自決のための国家理念を追求しようとした。²⁰⁸

渡邊祥子は、「アブドゥルカリームはまた、慣習法が支配的だったリーフ地方に、シャリーア（イスラム法）に基づく統治を導入した。（中略）対外ジハードと同時に、リーフ軍は、近隣のスーフィー（イスラム神秘主義）教団の影響力や地方の名望家との戦いにも従事しなければならなかった²⁰⁹」と説明している。また、後年の独立運動と比較して、「その後の独立運動の主流がスルタンの権威を国民統合の重心としたのに対し、農民たちによるリーフ国家樹立の試みは、反植民地抵抗運動のもう一つの方向性を示すものだったといえる²¹⁰」と述べ、スルタンの権威に拠らない反植民地抵抗運動として捉えている。

深澤は、反乱期間中にアブドゥルカリーム側からスペイン側になされた以下の提案を紹介している。それは、反乱の中頃になされたものであるが、リーフ軍側の思惑をよく表しており、この反乱の性格を理解するうえで重要である。なお、結局、この提案はスペイン側によって拒否されたが、深澤によるとその提案の要点は以下のようなものであった。

スペインとの独立交渉において、1923年4月にリーフの独立についてスペインが拒絶すると、6月にアブドゥルカリームは部族代表会議を招集し、かなり譲歩した和平提案を決議した。その提案は「リーフ自由王国の長」アブドゥルカリームの名前でなされた。その提案のポイントは以下のとおりであった。

- ・リーフはアルヘシラス議定書に拠るスペインの保護権を受け入れる。スペインはその保護国体制の下でリーフ王国の独立を承認する。
- ・リーフはスペインの政治的援助を受け入れるが、軍事的援助は受け入れない。
- ・リーフは鉱山採掘権と商業・農業上の特権をスペインに与える。
- ・フェズのスルタンの政治的権威を認めず、宗教的権威のみを認める。²¹¹

上記リーフ側からの提案に対し、スペインは「リーフ王国の独立」は交渉の対象にならないとして、拒絶した²¹²。この提案は、リーフ王国はアラウィー朝からは独立した立場で

スペインの保護国となることを受け入れるとし、鉱山採掘権等をスペインに与えるものである。同時にアラウィー朝の政治的権威を認めないと明言しており、リーフ地域に対する帰属意識とフェズのスルタンの臣下にはならないという強い意識が読み取れるものである²¹³。深澤は、このようなリーフ政府をフェズのスルタンは自らの統治と権利への反乱と見ていたとしている²¹⁴。

その後、1925年ごろにはリーフ軍は最盛期となり、反アラウィー朝スルタンの立場を取りつつ²¹⁵、仏領内にも侵攻しフェズにせまった。リーフ軍側は仏領側のベルベル部族の呼応・蜂起を期待したが、そのような動きは起きなかった。アブドゥルカリームの目的はリーフ地域の独立であり、モロッコ全土を支配する意図はなかったとする見方について、深澤は、「(当初、さらには結局)リーフそれにスペイン領(あるいはその一部)の独立を求めたのであってモロッコ全体の独立を目指したのではなかった(目指せなかった)²¹⁶」としている。

他方で、ローガンは、リーフ軍の司令官たちは仏領側の部族のリーダーに対し、「モロッコの真のスルタンであるアブドゥルカリームによって聖戦が宣言されている。モロッコ全土の占領は日数の問題にすぎない²¹⁷」という説明をして、リーフ側への参加を呼び掛けたとし、「アブドゥルカリームは単なる小さなリーフ共和国ではなく、スルタン国モロッコ全土の権利を主張するようになった²¹⁸」と論じている。このようなローガンの説明からはリーフ勢力のモロッコ全土を視野とした非アラウィー朝政権による新たな国家建設の意識が見えてくる。アブドゥルカリームは、当初はリーフ地域(またはスペイン領)の分離独立を目指したが、リーフ勢力は勢いを増すにつれて(アブドゥルカリームの本心によるものではなかったかも知れないが)次第にモロッコ全土支配を標榜するようになっていったと考えられる。

スペイン、フランスは各々相手側が反乱軍に武器を提供していると互いに不信感を持っていたが、リーフ軍の仏領侵攻を機として西仏連合軍結成で合意した。これにより形勢は逆転し、リーフ軍からはベルベル部族兵の離脱が相次ぎ²¹⁹、最後まで残ったのはアブドゥルカリームの出身であるウリヤゲル部族のみであった²²⁰。このように、戦況が不利となっ

て、リーフ側から離脱することにとどまらずスペイン軍側への寝返りが多くみられたことから、彼らがリーフ側の政治目標に強く共感してリーフ軍に参加していたわけではなかった、もしくはその意識は希薄であったことが見て取れる。結局、アブドゥルカリームは自らを首長とするリーフ地方の自治で妥協しようとするが、西仏はこれに応じず、アブドゥルカリームは全面降伏することとなる。

アブドゥルカリームのリーフ戦争の失敗についてローガンは、アブドゥルカリームによる後の回想として、彼はイスラーム神秘主義教団が自分の最大の敵となった²²¹と信じていたと述べて、彼は部族のリーダーたちともうまくいったことはなかったと振り返っていたことを指摘している²²²。

この点について、深澤は以下のように説明している。アブドゥルカリームは正統派イスラームをかかげ、これまでの部族の慣習に基づく社会をシャリーアの法によるより近代的な社会に変革しようとした。例えば、部族・家族間の抗争においては、これまで慣習として一般的だった血縁者による復讐を終息させ、このような争いを地域の法官がシャリーアに則って扱い、不服の場合は政府の高等裁判所に訴えることができるようにしたが、最終裁定者はアブドゥルカリーム自身であった²²³。

これに対して、神秘主義教団指導者たちは正統派イスラームへの反発に加えて、彼の宗教上の権力が強まることを恐れた²²⁴。また、スペイン領でもリーフの西側のジェバーラ、ゴマーラ地域のベルベル部族にとって使用言語も異なるリーフ人は同胞ではなく²²⁵、リーフ人、特にアブドゥルカリームの親族や出身部族主導の変革に対する反発があった²²⁶。

当時、徴募兵に対するリーフ軍側の給与水準は、スペイン側が提供する給与水準の3分の2程度であった²²⁷。これらは、ベルベル人部族や神秘主義教団がリーフ勢力に反発し、スペイン側についた理由を端的に説明している。スペインはスペイン側についた部族リーダーを、後にパシャやカーイドとした。彼らは地域における権威や経済的恩恵を得て、親スペイン派となり、現地人兵の徴募等、保護領体制の協力者となっていったのである。

アブドゥルカリームがフランス領のベルベル人部族のリーダーや神秘主義教団から支持を得られなかったことについて、ローガンは「アブドゥルカリームに反対したのは、リ

ヨテが意図したとおり、部族のリーダーと同胞団の団長たち全部が、モロッコにおけるフランス支配を支持していたからである²²⁸」と述べ、アラブ人がリーフ軍に加わらなかったことについては、アブドゥルカリームと彼の戦士はみなベルベル人で、ベルベル人分離主義政策に共鳴していたのであり、そのベルベル人の帰属意識がアラブ人の参加をためらわせたと説明する²²⁹。すなわち、アラブ人としては、ベルベル人がベルベル人を中心に据えたりリーフ国家としての分離独立やモロッコ全土を支配しようとする運動に自分たちアラブ人が参加する理由はなかったというものである。

リーフ政府は正統派イスラームを標榜していたとはいえ、司法の最高権力者はアブドゥルカリーム自身であり、また、彼がアラウィー朝スルタンの権威を否定する立場をとったことで、フェズのスルタンは自らの権威に対する反乱と捉えていたこともアラブ人の支持を得られなかった理由となったと考えられよう。ベルベル人としての帰属意識が強かったとする点については、以下のように考えられる。

スペイン領の非リーフ地域のベルベル部族にはリーフ人勢力の台頭への反発、リーフ内部族でもアブドゥルカリームの親族や出身部族であるウリヤゲル部族優遇への反発があった²³⁰。リーフ側につかなかった部族は、ベルベル人としての同胞意識よりも、部族・地域への帰属意識がより強かったことによると考えられる。それらの部族は、ベルベル人として連帯し、何らかの政治目標を共有して政治行動をとるというよりは、一族・部族の利益が重要であり、それに基づいて立ち位置を決め、行動したのである。ローガンが言うところの「ベルベル人の帰属意識が強かった」とは「リーフ軍に参加したベルベル人たちはベルベル人としての帰属意識が強かった」と理解すべきであり、リーフ勢力に参加しなかった、もしくはリーフ勢力と戦ったスペイン領やフランス領のベルベル人を含めてベルベル人全体がベルベル人としての帰属意識が強かったと捉えるべきではないだろう。

以上から、アブドゥルカリームのリーフ戦争は以下のように捉えることができよう。当初は、反スペイン、リーフ地域の独立運動であったが、次第に反アラウィー朝スルタンと反仏の要素も加わった。彼の反乱軍にはアラブ人部族は参加せず、スペイン領内の親スペインや反リーフ勢力のベルベル人部族長やその部族はスペイン側に加わった。また、アブドゥルカリームは仏領内のベルベル人部族の参戦を期待したが、同調は一切なかった。

アブドゥルカリームは正統派イスラームを旗印として掲げたが、むしろそれはベルベル人社会に深く入り込んでいた神秘主義教団や部族の慣習法を重視するベルベル人たちの反アブドゥルカリームの行動につながった。それは多くのベルベル人たちが、アブドゥルカリームが標榜する体制よりも、スペイン保護領政府が認める従来型の慣習法の社会やスペインが提供する経済的恩恵を求めたことにある。また、ローガンが指摘する、仏領のベルベル部族や神秘主義教団がフランス支配を肯定的に捉えていたということ、また、アラブ人がリーフ側として参戦しなかったことから、このリーフ反乱当時（1914年の第1次ベルベル勅令が出され、シバの地平定が継続していた時期である）、仏領において、アラブ、ベルベルが一致して、ベルベル勅令や植民地支配に反発していたという状況は見えてこない。

このように、アブドゥルカリームによるリーフ戦争では、ベルベル人部族がリーフ軍側に一丸となって参戦したわけではなく、多くのベルベル人がスペイン側に立ってリーフ軍と戦火を交えた。フランス領のベルベル人によるリーフ軍に同調した動きも発生しなかったし、リーフ軍と戦った仏軍側兵士もまたベルベル人であった。また、リーフ軍に参加しなかったベルベル人たちが望んでいたのは、イスラームの下に外敵を排除するという政治的なものよりも、保護領体制下で期待しうる経済的現実の維持であった。

従ってこれをベルベル人による民族運動と捉えるには無理があろう。スペインに対する反植民地運動としてスタートしたが、リーフ地域での独立した王国をめざすものとなり、次にアラウィー朝自体を否定したクーデターの要素が加わった。仏領にも侵攻し、仏領のベルベル人にも連携を呼びかけ、アブドゥルカリーム自身の意向ではなかったかもしれないが、モロッコ全土の支配を標榜する動きとなっていった。これらのことは、リーフ反乱軍の幹部ベルベル人の意識が、自らの地域・部族から、より広域な地域（スペイン領全体）へ、さらにはモロッコ全体へと変化していったことを示すものである。しかし、このリーフ戦争が、リーフ地域やモロッコ全土において、ベルベル人としての一体感の意識の目覚めやベルベル民族主義につながったかということとそのようなことは起こらなかった。

このリーフ戦争にはアラブ人は参加しなかったにもかかわらず、後に中東のアラブ人には西欧列強に対する反植民地運動として評価され、リーフ人はベルベル人としてではなく、

アラブ人として都合よく捉えられ、その後の中東地域のアラブ民族主義運動に影響を与えることになる。これに関しては、ローガンは、「アブドゥルカリームの起こした運動は、アラブ世界でナショナリストのイマジネーションをかきたてた。彼らはリフ人（ママ）²³¹を（ベルベル人としてではなく）、ヨーロッパの支配に英雄的に抵抗し、自分たちの土地と信仰を守るために近代的な軍隊に多大な敗北の打撃を与えたアラブ人と見ていた。（中略）5年の反乱は、シリアのナショナリストの一部に、1925年のフランスに対する彼ら自身の蜂起の組織化を促した²³²」と述べている。このことは、ベルベル人をアラブ人に包含して捉えてリーフ戦争を賞賛するものであり、当時のアラブ民族主義をよく表しているものであろう。

4-2 ベルベル勅令と民族主義運動

本節での考察のポイントは、ベルベル勅令に対してアラブ・ベルベルの一致した反発があったのか、あったとするならばベルベル人による反発・抵抗はどのようなものだったのか、この勅令が、シバの地の平定の過程で慣習法の保証が有効であると判ったことに起因したものであったことをどう捉えるかである。

ベルベル勅令とその影響については一般には以下のように説明される。それは、フランス領のベルベル勅令は、ベルベル人はイスラーム法ではなくベルベル人の慣習法に基づいて裁かれることを認めたもので、フランスがベルベル人とアラブ人とを分断統治することによって保護領支配を容易にしようとするものであった。そして、ベルベル勅令は民衆の反発を招き、モロッコにおける民族主義運動のきっかけとなり、その後の反植民地運動に発展していった。その一つが後のイスティクラール党となったというものである。

ベルベル勅令についての先行研究をしてみると、以下のようなポイントによる見方がなされている。

A. 民族主義運動の好機、サラフィー主義者主導、イスラームを旗印

「民族主義インテリたちは待ちに待った運動開始の好機が来たと気づき、熱烈な聖典主義者であるアッラール・ファッスイの指導の下に大同団結して、イスラームの名誉が穢されたという名目で、独立を目指す最初の大衆運動に乗り出した²³³」（ギアーツ）

B. ナショナリズム勃興の引き金、イスラーム感情と近代感情の橋渡し

「ベルベル勅令が歴史的に重要なのは、モロッコの近代ナショナリズム勃興の引き金となり、旧来のイスラーム感情と近代的国民感情とを結びつける橋渡しをしたからである²³⁴」
(ゲルナー)

「アラブ人の反発を招き、モロッコでアラブ・ナショナリズムが勃興する一つの契機となったとされる²³⁵。このとき発生した反フランス運動の一つが後に独立運動を中心的に担ったイスティクラル党 (the Istiqlal) に発展する²³⁶」(池田)

C. 名望家、知識人が開始、アラビア語教育、イスラーム法の尊重

宮地一雄による考察の要約は以下のとおりである。

リーフ戦争後のモロッコでは、文化サークルが各地でつくられ、ベルベル勅令以後、大衆運動としてフランス人入植反対運動、フランス製品不買運動を提唱した²³⁷。1933年、『国民の行動』グループが、『国民行動連合』を名乗るようになった²³⁸。母体はフェズの名望家と知識人であったが、スペイン領を含む全国に広がっていった²³⁹。1934年9月の『モロッコ改革案』の主要な要求は、立憲王政下の議会の開設、フランス人との経済的平等、アラブ語教育の重視、イスラーム法の尊重などで、植民地政府との交渉を開始、スルタンやモロッコ人大衆への働きかけに着手した²⁴⁰。

これらからは、アラブ、イスラーム、ナショナリズム、反仏がキーワードと言える。上記以外の先行研究でも、民族主義、モロッコ人、民衆のように言及され、主体がベルベル人を含むのか否かは明確ではないものの、脈絡から主体はアラブ人と読み取れるものは多い。

上記の池田は、アラブ人の反発やアラブ・ナショナリズムと明示的にアラブを主体として言及しているが、ベルベル人はどうであったかについては言及していない。このことは、当時の民族運動として、アラブ人による民族主義運動がモロッコ全体の運動とする考え方が底流にあった、もしくは運動者たちのほとんどがアラブ人（それも都市部の名望家やインテリ）であり、無意識のうちに自分たちの考え方がモロッコ人民全体を代表していると

したアラブ人たちの意識と関連づけられる。そこにはアラブ民族の他民族に対する優越性を意識するアラブ主義が感じられるものである。

1930年代に都市部での労働の機会を得た一部のベルベル人たちが、アラブ人たちからの差別を意識したのは²⁴¹、都市部ではそのようなアラブ人の優越意識が彼らに伝わったことによるものであろう。

一方、保護領体制下で、ベルベル人の中には教育の機会を得て²⁴²、保護領軍の幹部として昇進していくものもあったが²⁴³、アラブ人たちは教育を受けても保護領の中で昇進の機会が得られず、そのようなアラブ人たちがアラブ民族主義運動に吸収されていくことになったのである²⁴⁴。この、他民族支配下にあっても、その体制内で昇進の機会が得られるうちは、被支配民族による反発は起きないが、その機会が閉ざされることで、被支配民族の反発やナショナリズムの運動となっていくパターンは、オスマン帝国支配末期から新生トルコ初期のアラブ人やクルド人で見られるものであり、フランスによる植民地支配下のモロッコでもそれと同様、または類似するものとして起こった現象と考えられる。

しかし、モロッコでは、ベルベル勅令やアラブ民族主義運動が直接アラブ人対ベルベル人の対立構図となったわけではない²⁴⁵。後にアラブ民族主義が反植民主義のナショナリズムに発展し、ナショナリストたちの運動がベルベル人有力者等伝統主義者の保護領体制で築き上げられた利益を損なうものとして彼らの危機感や敵意となり、ナショナリスト・それを擁護するスルタン（ムハンマド）対フランス・ベルベル人有力者の対立構図となっていたのである。

D. アラブ・ベルベルがムスリムとして一致して反発

民族運動の主体としてアラブ・ベルベルの別を明示しない研究が多い中で、ベルベル勅令に対するベルベル人の反応について、宮地美江子は、「植民地期にフランスが、1930年のモロッコのベルベル勅令（Dahir Berber）に象徴されるような、ベルベル／アラブ分割統治をとったこと、それがムスリムとしての両民族の一致した反発を招き、とくにモロッコではナショナリズムの強力な引き金になったことはよく知られる²⁴⁶」と述べている。

ベルベル勅令に対して、ベルベル人もムスリムとしてアラブ人と同様の反発をし、それがモロッコ全体の民族主義運動や反植民地運動となっていたのだろうか。既に見たよう

に、フランスがシバの地を平定していく過程で、ベルベル人たちが部族の慣習法を大事に思う意識、スルタンの支配下に入ることを拒絶する意識を読み取り、それがシバの地のベルベル人たちに対する慣習法維持の約束による平定の促進となり、1914年のベルベル勅令となっていたのである。

ベルベル勅令に対しては、北アフリカのみならず東方のアラブ世界から、イスラーム教徒であるベルベル人をイスラームと切り離そうとするものと位置づけた反発が起き、アブドゥルカリームの反乱に対してはスペイン、フランスに対する抵抗運動として肯定的評価がなされた。だが、その根底にはベルベル人をアラブに含めてしまうアラブ民族主義の意識があった。これに関しては、前節でも触れたように、ローガンが、「アブドゥルカリームの起こした運動は、アラブ世界でナショナリストのイマジネーションをかきたてた。彼らはリフ人を（ベルベル人としてではなく）、ヨーロッパ支配に英雄的に抵抗し、自分たちの土地と信仰を守るために近代的な軍隊に多大な敗北の打撃を与えたアラブ人と見ていた²⁴⁷」と論じている。

ペネルが述べているように、ベルベル勅令に対して、ベルベル人たちからは積極的かつ強い抵抗運動はなかったのであり、アラブとベルベルが一致してベルベル勅令に反発したとすることには疑問が残る。また、アブン・ナスルによると、特にイスラームについて無学だった中アトラスのサンハージャ族は、ベルベル勅令による体制を熱狂して受け入れた²⁴⁸。加えて、斎藤が指摘するように、1930年代に労働者として都市に出た一部のベルベル人たちはアラブ人からの差別を感じ取っていたのである²⁴⁹。さらにいえば、ベルベル人リーダーや神秘主義教団はフランスを支持していたし、ベルベル人はベルベル分離政策を強烈に受け止め、ベルベルとしての強烈な帰属意識がアラブ人にリーフ戦争への参加をためらわせたというローガンの見方は²⁵⁰、ベルベル人とアラブ人が一致してベルベル勅令に反発したという捉え方とは真っ向から対立するものである。このような歴史認識や見解は一定の説得力を持つものであろう。

4-3 反植民地運動と新たな対立

反仏運動、反植民地運動がイスラームの旗の下でアラブ・ベルベルが一致してなされた

かどうかを検討するためには、当時展開された反スルタン運動について見ておく必要があるだろう。なお、反スルタン運動以降の主な出来事をまとめた略年表を表3として巻末に添付したので参照されたい。

4-3-1 サラフィー主義と神秘主義

イスラームの旗の下的一致団結があったかどうかについては、先ず、モロッコにおいてベルベル人社会に深く入り込んでいた聖者信仰や神秘主義と、ナショナリズム運動との関係が深かったサラフィー主義（聖典主義）との関係について見ておきたい。

サラフィー主義の神秘主義・聖者信仰に対する立場について、私市は、「サラフィー主義者の主張によれば、イスラームを逸脱（ビドア）と墮落へ導いたのはスーフィズムや聖者信仰であり、西欧勢力の進出に対して無力な社会を作り出したのはスーフィー教団やマラブーであった²⁵¹」とし、衰退・墮落した現状を改革するためには、クルアーンの再解釈と神秘主義、聖者信仰を攻撃することが必要であったとする。そして、モロッコにおける反植民地運動との関係については、「モロッコにおけるサラフィー主義の特徴は、墮落したイスラーム（ザーウィヤやマラブー）に対する激しい攻撃を伴っていたことである。フランスの植民地支配がザーウィヤやマラブー勢力を手先として使っていたので、サラフィー主義の運動はおのずと植民地支配に対する抵抗運動となった。したがって、モロッコにおいてサラフィー主義者とナショナリストの運動は密接な協力関係をもつこととなった²⁵²」と説明しており、納得しうるものである。ウォーターベリーも同様に説明しており、以下はその要約である。

中東の他の場所がそうであったように、モロッコのナショナリスト運動は、正統派イスラームの復活に起源を持っていた。サラフィー主義と言われるこのイスラーム改革主義は、クルアーンへの回帰、祖先の伝統への回帰を求めるものであった。モロッコでは、第一次大戦直後にサラフィー主義はナショナリストの目的と密接に結びついた。

サラフィー主義者にとって、非正統的イスラームである聖者信仰や神秘主義修道所は容認できないものであり、モロッコからそのような神秘主義教団の影響を一掃しよ

うとした。このことはナショナリズム運動の進展とあいまって、保護領当局と神秘主義教団との間の同盟関係につながった。これは、保護領当局とグラウイ等南部の有力カーイドたちとの間で成立したものと同様であり、聖者信仰勢力の長であったキッターニはグラウイとは利害が一致した。

アラウィー朝による神秘主義教団に対する長年の敵意を考えると、保護領当局が提供した体制はキッターニにとって歓迎すべきものだった。一方、ナショナリズムにおいては、サラフィー主義者にとってのイスラーム社会の浄化とナショナリストの外国人侵入者の追放という2つの目的が結びつくこととなった。こうして、サラフィー主義運動は、ブルジョアの若者たちの宗教的浄化と反外国人支配の感情を融合させることとなった。²⁵³

このように、サラフィー主義者やアラウィー朝王家と聖者信仰や神秘主義教団との間に対立や溝があったところに²⁵⁴、ベルベル勅令以降、アラブ・ナショナリズム運動が進展し、前者が反仏・ナショナリスト勢力（イスティクラール党）と、後者が親仏・反ナショナリスト勢力（グラウイ等ベルベル人豪族）と結びついて新たな対立関係となっていたのである。

4-3-2 新たな対立、反スルタン運動について

フランスによる保護領統治に対して、モロッコの人民は一致団結して反植民地運動を展開したと言えるのであろうか。いくつかの先行研究では反仏・民族主義運動やそれを擁護したスルタンに対して反発した反スルタン（反ムハンマド）運動についてはあまり触れられていない。ここでは、モロッコ国内の新たな対立と反スルタン運動について歴史的事実から考察する。

A. 新たな対立の構図

シバの地が平定されて保護国化以前からの分断は解消され、保護領体制の下でアラブ民族主義運動、反植民地主義運動が展開されたが、一方で、ベルベル人有力者たちは軍事、

経済面の支援、地域での権力確保等保護領体制の恩恵を受けていた。そのような過程で以下のような新たな対立・分断が出来上がっていった。

1950年10月、スルタン・ムハンマドはフランスを訪問し、翌11月にはフランスに対しフェズ条約破棄と独立を要求した。これを機にムハンマドとナショナリストが接近していった。この接近については以下のような見方がある。ナショナリストの中には、ワザニのように王制維持に否定的な共和主義者もいたが、ナショナリストたちは公にはスルタンに対する忠誠心を保った。それはスルタンが彼らの運動への支持者を集めるための便利な手段であったからである²⁵⁵というものである。

この時期に、イスティクラール党はサラフィー主義者であるアラル・ファシーの下、反仏運動を開始する。イスティクラール党はフランス人入植者のみならず、グラウイ等ベルベル人豪族や親仏派を攻撃の対象とした²⁵⁶。

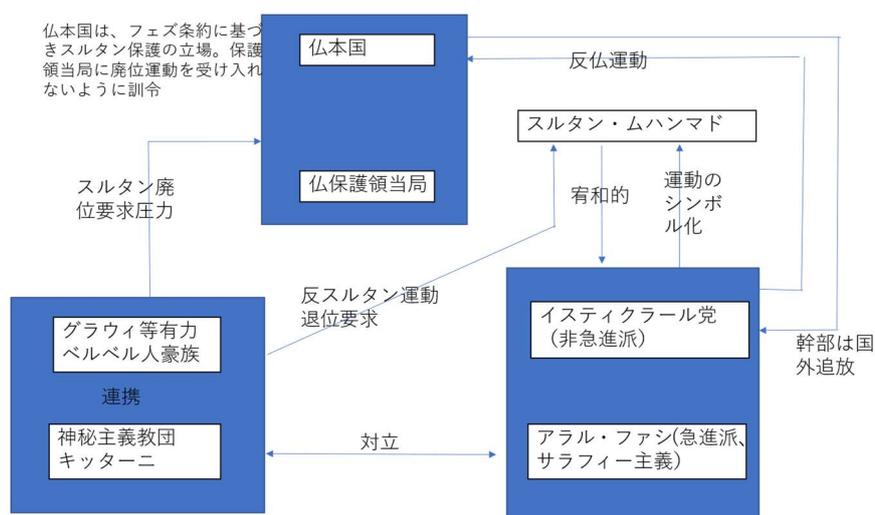
このようなスルタンとイスティクラール党の動きに対し、フランスおよび保護領体制による恩恵を享受していたグラウイ等ベルベル人有力者は脅威と感じ、新たな対立の構図となっていた。また、イスティクラール党は活動においてアラブ・ナショナリズムを喧伝しており、グラウイはそれを嫌い、同党や暴力的活動に対して宥和的なスルタン・ムハンマドに対して、モロッコ人民のすべてがイスティクラール党を支持しているわけではない、スルタンは今やイスティクラール党のスルタンであり、彼のナショナリストに対する政策はモロッコ国内の軋轢を助長していると非難した²⁵⁷。そして、1952年12月のカサブランカ事件²⁵⁸以降、両者の対立は深刻化していった。

グラウイはナショナリストたちによるテロ等暴力的手段を嫌悪し、1953年1月には、ナショナリストたちに同情的なスルトンの態度が混乱を助長しているとメディアを通じて批判した²⁵⁹。このようにして、イスティクラール党とスルタン対グラウイ等ベルベル人有力者の対立は深刻化していった。

モロッコにおいては、聖者信仰、神秘主義教団はアラウイー朝からは、時には利用される局面もあったが、総じて抑圧の対象となってきた。また、サラフィー主義者は聖者信仰、神秘主義とは敵対関係にあり、イスティクラール党の指導者はサラフィストのアラル・ファシーであった。

キッターニ家はフェズの名望家で、イドリース朝の後裔を自称するシャリーフであり、アブデライ・エル・キッターニは有力神秘主義教団のタリーカ・キッターニヤの指導者であった²⁶⁰。彼の兄は 20 世紀初頭のアブドゥル・ハフィーズによるクーデターで、スルタン即位に関するウラマーによる同意を取り付けるための事前活動を行って貢献したにもかかわらず、新スルタンのハフィーズに冷遇され、結局は処刑されたという過去があった。このような経緯もあって、キッターニ家はアラウィー王家に対しては怨念を持っていたとされ、神秘主義教団の集会等でスルタン・ムハンマドを批判し、グラウィたちとスルタンの対立以前からアラウィー王家に対して敵意を持っていた。この当時の対立関係や反スルタン運動については図 1 のとおりである。

図 1 反スルタン運動と対立の構図



出所：池田（2007）、（2013）、Pennell（2000）等より筆者作成

B. 反スルタン（反ムハンマド）運動

歴史的事実として、以下のような反スルタン運動が展開された。1953年3月、グラウィはマラケシュでカーイド 20 人と集会を持った後、スルタン・ムハンマドの退位を求める請願書をモロッコ中の部族長の間で回覧した²⁶¹。その請願の理由は、スルタンは過激派勢力に近い立場を取り、イスラームにおける人民に対する義務を放棄しているので「反イスラーム的」であるというものであり、スルタンを「反イスラーム的」と批判するこの運動

は、もともとは神秘主義教団の指導者キッターニが始めた活動であったが、グラウイ等が反ムハンマド運動のために同調し利用したのである²⁶²。こうして、キッターニ等神秘主義教団とグラウイ等ベルベル人豪族はともに反ムハンマド運動を展開していくことになる。

反スルタン運動はスルタン・ムハンマドのナショナリストとの接近や暴力的活動を容認する態度をイスラーム神秘主義教団等が「反イスラーム的」として批判したものであり、この状態をモロッコ国内がイスラームによって一致団結していたとは言い難い。また、グラウイ等有力ベルベル人たちは、保護領体制で恩恵を享受していた親仏派であり、モロッコ国内が一致して反仏運動を展開していたわけではないことを示している。

池田はこの時点でのフランスの立ち位置について以下のように述べている。1953年4月、フランス本国からギョーム総督（在任1951-1954年）に対して、スルタン廃位という極端な要望に対しては、断固として応じないことを明らかにするようにとの訓令を送っており、本国はフェズ条約によりスルタンを守る立場から、グラウイ等による廃位運動は阻止しなければならず、モロッコのフランス人官僚は反スルタン運動に加担してはならないとの立場であった²⁶³。

4-3-3 ムハンマド廃位

いくつかの先行研究では、スルタンの廃位、国外追放はフランス保護領当局によって行われたと説明されている一方で、反スルタン運動やそれに対するフランス本国の立ち位置の変化については触れられていない場合がある。宮地一雄は、「植民地政府は1952年末に政党や労働組合を弾圧し、翌年8月、ついにスルタン＝ムハンマドを廃位して国外に追放し、傀儡のスルタンをそのかわりに任命した。これに対してモロッコ人大衆は、新スルタンへの不服従、フランス商品のボイコット、街頭デモなどの反対運動を指導部不在のまま展開した。それがときに自然発生的暴動になり、またテロ行為も頻発した²⁶⁴」と述べている。

仏保護領当局はキッターニやグラウイたちの反スルタン運動を利用して、フランスが要求する改革案をスルタンに飲ませようとしていた。関連する一連の歴史展開について池田は以下のように説明している。1953年4月、キッターニはフェズにおいて北アフリカ神秘

主義教団の集会を開き、反スルタン運動の拡大を決議し、その集会にはグラウイ等多数のパシャとカーイドも参加した²⁶⁵。同年6月1日、ムハンマドは仏総督ギョームに対し、請願書に署名したパシャとカーイドの追放を要求したが、ギョームはそれを拒否した²⁶⁶。一方、6月3日にはフェズ、メクネス、サレ等大都市のパシャがムハンマドへの忠誠を表明した²⁶⁷。6月8日、グラウイは、「スルタンはもはや、信者の長ではない。彼を廃位するには、もはやフランスの同意は必要ない。(中略)新スルタンは、カーイドたちの手で、アラウィー家の中から選ばれるだろう²⁶⁸」とのコメントを出し、6月初旬には、ムハンマドとグラウイはそれぞれが、仏本国政府に対して自分たちの陣営を支持するように要請した²⁶⁹。6月末には、ムハンマドが、グラウイやキッターニ、仏総督府のスルタンへの反逆的行動はフェズ条約に抵触するものであると非難し、仏大統領あてに、フェズ条約に基づき秩序回復のために介入すべきであるとの書簡を送付した²⁷⁰。

このムハンマドから仏大統領への書簡は、フェズ条約に依拠したフランスに対する支援要求であり、苦しい立場に置かれたとは言え、1950年11月のムハンマド自身によるフェズ条約破棄・独立要求とは整合性がとれない行動であったと言える。彼はフェズ条約破棄要求をしたものの、一方では、心の片隅にフランスに対する依存の意識を持っていたと考えられ、必ずしも強い反仏の意識のみがあったわけではないと考えられる。事実、ムハンマドはこの後の廃位期間中に、イスティクラール党との協力関係を少しずつ変化させ、フランスとの協力による事態收拾の方向へと軸足を移していくのである。

池田は、ムハンマド廃位前夜から廃位に至る状況について、以下のように説明している。1953年7月には、グラウイは反スルタン運動において、ベルベル人豪族たちの反応に手ごたえを感じており、8月には仏本国から派遣されていた全権公使ブレッソンに、スルタン廃位をするための条件はそろっている旨伝えた²⁷¹。それに対してブレッソンは本国からの訓令に従い、思いとどまらせるよう説得を試みるがグラウイの同意は得られなかった²⁷²。そうした中で、グラウイはフランスに対してムハンマド廃位の圧力を加え続け、キッターニも新スルタンを選ぶことを要求した²⁷³。

これらを受けて、8月8日には、プレッソンは本国に対して、事態は緊迫しており、グラウイはもはや配下の部隊を統制できない状態にあると報告している²⁷⁴。8月13日、グラウイとキッターニは9人のパシャと309人のカーイドを集結させた。これに対して、ギョーム総督はグラウイとキッターニに対し、新スルタン指名といった拙速な行動を取らないように要求したが、8月15日、グラウイたちはアラファを新イマームとして擁立した²⁷⁵。

1953年8月17日、グラウイはマラケシュにおいてベルベル兵の動員を開始し、その翌日にはフランス政府に対し、モロッコ人民は廃位を望んでおり、廃位を実行しないならばモロッコにおけるフランスの立場は失われることになるかと通告して圧力をかけた²⁷⁶。ギョーム総督はグラウイに対し、スルタンにイスティクラール党を非難させることを条件として運動の中止を求めたが、グラウイは既にベルベル兵が首都ラバトに向けて出発したとしてそれを拒絶した²⁷⁷。

フランスはムハンマドに自発的退位を要請し、あくまでも彼が拒否した場合は強制的に廃位するしかないと考えていたが、結果として、ムハンマドは自発的退位の要請を拒絶し、8月20日、フランスはムハンマドを廃位して、コルシカ島に送った²⁷⁸。そして、同日の夕刻、マフゼンの大宰相エル・モクリは新スルタン・アラファの即位を宣言した。

A. フランス植民地政府がベルベル人豪族を利用して廃位したのか

先行研究には、植民地政府がグラウイ等アトラス山地の豪族勢力を動員して、スルタンに植民地政府への妥協を迫らせ、ついにはスルタンを廃位して傀儡のスルタンを任命したと説明するものがあるが²⁷⁹、実情はどうであったのか見ていきたい。

ベルベル人豪族を動員したのは仏保護領政府ではなく、反ムハンマド運動を展開していたグラウイとキッターニである。仏保護領当局はグラウイたちの反ムハンマド運動を利用してスルタンに地方行政改革案等を飲ませようとした側面はあるが、廃位直前までのフランス本国の立場は「フェズ条約の下でのスルタン保護」から逸脱しておらず、本国は保護領当局に対して、グラウイたちの実力行使を阻止すべく説得するようにとの訓令を出し、保護領当局も本国の指示に従ったのである。

しかし、保護領当局からは、ベルベル人豪族たちの反ムハンマドの勢いはグラウイ自身

も制御できなくなっているとの報告がなされ、実際にベルベル豪族軍のラバトへの進軍が開始されたことで、フランス本国としても内戦への発展を懸念して（グラウィたちベルベル豪族軍と主にベルベル人で構成する仏保護領軍との衝突だけは避けたかった）、廃位を実行するしかなかったとする池田の見方²⁸⁰には一定の合理性があると思われる。フランスがスルタンを廃位するためグラウィ等ベルベル人豪族を利用したというよりは、実態としては、ベルベル人豪族たちの動員やラバトへの進軍は、彼らの主体的な行動によるものであったと理解すべきであろう。

そして、このようにベルベル人豪族たちが反スルタン運動、ムハンマド廃位運動に参加した背景としては、かつてのような自らの地域・部族だけでなく、自分たちの利益保持のためには、モロッコ全体（または仏保護領全体）を考える必要があると意識が変化していたことがある。反ムハンマド運動は彼らにモロッコ全体を見た視野や帰属意識が働いていたからこそその行動であった。

彼らはフランス保護領体制での現状（地域における権力や経済的恩恵）が続いていくことを望んでいたが、そのためにはモロッコ全体の現状の政治体制が維持される必要があった。ナショナリストたちの主張するような社会になることで、自分たちの利益に直結した社会が維持されている保護領体制が崩壊することを恐れ、ナショナリスト側に立つムハンマドをどうしても排除しなければならないとの意識を持ったのである。言い換えれば、ナショナリストたちの反植民地運動とそれを擁護したムハンマドの姿勢は、ベルベル人豪族たちに、彼らの権益確保の源泉であった保護領体制が崩壊するのではないかという危機意識を持たせた。

それは各々の地域や部族の問題として対処できるものではなく、モロッコ全体を視野とした問題解決が必要であった。このようなことから、従来にはなかったような規模で、広域地域から多数の部族が反ムハンマド運動に参加し、退位を求めるという行動に出たのである。しかし、その行動はあくまでも政治的な動機に基づくものであり、ベルベル人としての民族意識のもとに結束したものではない。

B. アラファはフランスによって据えられた傀儡スルタンであったのか

廃位直前の 1953 年 8 月 13 日、グラウイとキッターニは、新スルタンを任命するべく、パシャ 9 人とカーイド 309 人を集結させ、それに対して仏総督から拙速な行動をしないよう要請されたにもかかわらず、8 月 15 日、ムハンマドのいところで²⁸¹、グラウイー族出身の母を持つアラファ（ムハンマド・ベン・アラファ）をイマームとして擁立した²⁸²（巻末の「図 3 歴代スルタン（19 世紀末以降）の系譜とグラウイ家との関係」を参照されたい）。

モロッコ（アラウイー朝）におけるスルタンとイマームについては補足説明が必要であろう。一般的にはイマーム（シーア派ではアリーの子孫、スンナ派ではアリーの子孫の必要はなく、カリフと呼ばれることが多かった）は宗教上の指導者、スルタン（もともとは権力、権力者の意味）は王朝の君主等世俗の指導者を指す。モロッコでは、スルタンは政治的権力を持ち、かつ宗教上の指導者であるカリフである。モロッコ（アラウイー朝）のイスラームはスンナ派であるが、大多数の先行研究ではカリフではなく、イマームとする。なお、独立後の憲法では、国王（マリク）はアミール・アル・ムウミニーン（信徒の長）としている。なお、本稿では、保護領期のスペイン領におけるアラウイー朝スルタンの代理人を先行研究の表現であるカリフ（ハリーファ）としている。このことについては、ギアーツの『二つのイスラーム社会』の中の以下の説明（要約）が説得力を持つと考えるので、紹介しておきたい。

モロッコの君主制は他に例を見ない特別な制度なのである²⁸³。イスラームにおける政治的正当性の「二大伝統」が結合されている。敵対し、氷炭相容れない王権神授説と普遍意志が融合しているのである。正当性の二大伝統を固有的なものと契約的なものと呼ぶことにする²⁸⁴。統治する権利が身体に宿っているのか、統治される人々によって彼にその権利を贈呈するのかどちらなのかという問題であるが、モロッコではその答えが「双方である」ということである。正当性の固有論では、統治者たる権威は相続されるものであって、シーア派の観念によると、聖なる指導者イマームに行きつく（系譜の者にのみ統治者たる正当な資格がある）とする。正当性の契約論では、スンナ派が説く、聖なる信仰共同体、すなわちウンマの観念に由来する。²⁸⁵

イマームの思想は、ムハンマドの娘婿であるアリーとその子孫にだけ、イスラーム社

会の精神的指導者たるカリフの地位に就く権利が相続されているとするシーア派の観念であり、スンナ派はこうした世襲カリスマ説の立場に反対している²⁸⁶。

重要なことは、(シーア派の別名)アラウィーを名のる王朝一族、つまりモロッコのスルタン制の下で、政治機構と宗教機構に関するに二大原理を結合させていることである。つまり、統治者たる資質を超自然の力で与えられているとする原理と、統治者であることは信仰共同体の代弁者たる資格を備えた人たちが、彼こそ統治者であるとの合意に達したからであるとする原理を結合させていることである。²⁸⁷

契約論が依存するのは、スンナ派の制度であるバイアであって、「合意」「協定」から「忠誠を誓うこと」となった。1962年に長子相続を決めるまで、モロッコではスルタン職の明確な統治権相続の法規はなく、王室の者でなければならぬという資格規定があっただけである。大方は前任者が郎党の中から指名するというものであった。だが、実際の選出、叙任ということになれば、フェズの宗教学者たち(ウラマー)が会議を開いて合意に達した人物を、他の主要都市でも同様の学者や名望家が合議して批准・承認するという手続きであった。²⁸⁸

スルタンは、国の筆頭マラブーとして聖人の地位にあるから、彼の権威は精神的なものである。他方で、スルタンは正式に選出された、イスラーム共同体の“指導者”であり、公式の首長に任命された人物であるから、かれの権威は政治的なものである。²⁸⁹

(なお、上記では、原文のシーヤ派をシーア派、ウムマをウンマ、アラウィーをアラウィーと表記した。)

翌日、スルタン・ムハンマドはアラファをイマームとして認めない旨の声明を出し、北東部のウジダではムハンマド支持派とアラファ支持派が衝突して23人の死者を出した²⁹⁰。この事件は、神秘主義教団のリーダー等アラファを支持する人々が一定程度存在していたこと、すなわち、モロッコの人びとすべてが親ムハンマドで結束していたわけではないこ

とを示している。

アラファの支持者についてローガンは、ムハンマドのナショナリストに対する政策に対し違和感を持っていた宗教界のリーダーや神秘主義教団の教主らが、アラファに対する忠誠を宣言していたと述べている²⁹¹。モロッコ国内にはアラファをスルタンと認める多数のイスラーム宗教者やアラファ派としてムハンマド派と衝突した一般大衆もいたのである²⁹²。宮地一雄は、仏保護領政府がムハンマドを廃位してアラファを後任スルタンとし、モロッコ人大衆は新スルタンへ不服従、反対運動を展開したとしているが²⁹³、このモロッコ人大衆とは、モロッコ人すべてにあてはまるものではないだろう。

以上のように、歴史的事実としては、アラファはグラウィたちが選任・擁立したもので、グラウィ一族とは縁戚関係にあった人物でもあり、フランスが主導した展開と捉えるべきではないだろう。実際、アラファはフランスの意のままに動く傀儡スルタンなどではなく、国内主要政治勢力による組閣という仏からの要請を拒絶し²⁹⁴、フランスからの自発的退位要請に対して最終局面の直前まで頑として応じなかった。そして、最終的には退位を受け入れたが、自分の後任としてムハンマドを指名することで、フランスによって廃位されたのではなく自身による退位として位置づけたのである²⁹⁵。

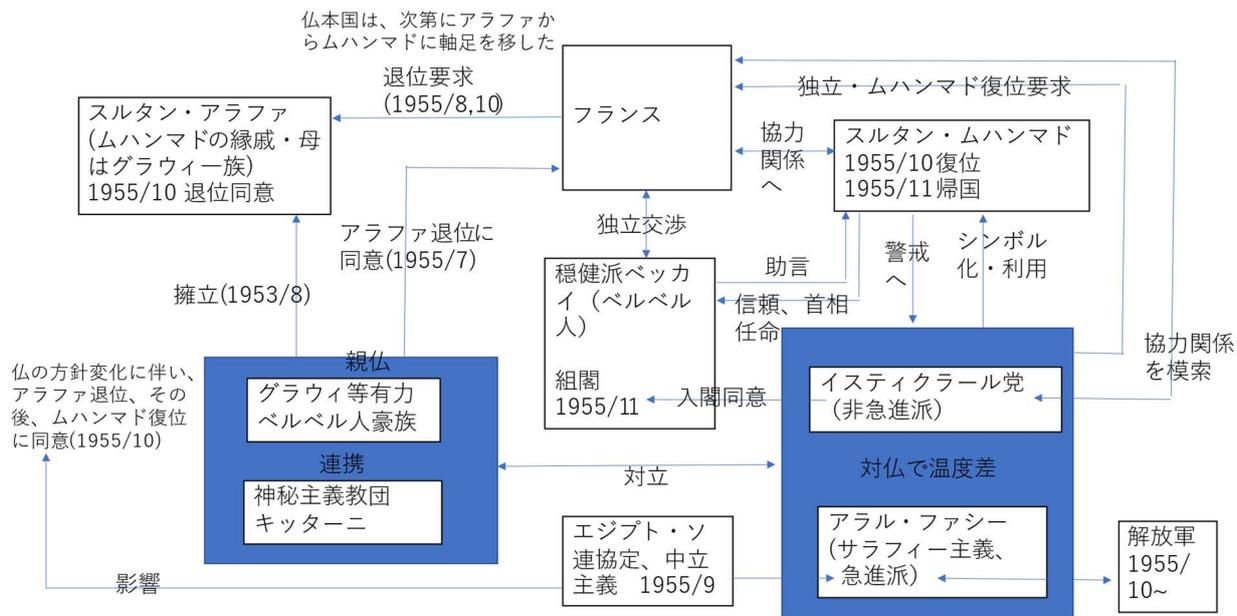
アラファは、多くの反対意見もあったなかで、ムハンマド廃位と同日、マフゼンの大宰相であるエル・モクリが正式に即位を宣言してスルタンに即位した。フェズのウラマーや大都市のパシャの中には反対の立場のものも多くいたが、他方では、同意したイスラーム聖職者も多数いたという現実があった²⁹⁶。そして、そのような聖職者のモスクでは、スルタン・アラファの名のもとに金曜礼拝がなされたのである²⁹⁷。

過去の新スルタン即位の例を見ても、王家の中のライバルが反対の立場をとり、それを支援した聖職者や有力者が存在したことは珍しいことではなく、反アラファ勢力がいたことで、アラファには正統性がないとは言えないだろう。ムハンマド廃位後はアラファがスルタンとしてバイアの儀式を行っていたのであり、反アラファ勢力によるアラファ暗殺未遂やアラファを認めた宗教者に対するテロ等暴力行為は、むしろスルタン・アラファに対する反逆と言うこともできよう。

4-4 ムハンマド復位から独立へ向けた動きと各政治勢力の立ち位置

以下の図2は当該期間の主要な当事者等の関係を表したものである。

図2 主要アクターの関係（廃位～復位～独立）



出所：池田（2007）、（2013）、Pennell（2000）等より筆者作成

ムハンマド廃位後、国内は反仏・反アラファの勢力によるフランス人入植者やグラウイ等の親仏派勢力、アラファ支持派に対するテロ等暴力的活動が頻発し、混乱状態の中で先が見通せない状況が続いていた。イスティクラール党やPDI（独立民主党）といったナショナリストは、ムハンマドのみがモロッコの正当な代表者であり、ムハンマドの復位と彼による交渉再開を強く求めている。これに対して、グラウイ等ベルベル人豪族はスルタン・アラファ体制維持の立場であり、真っ向から対立するものであった。

元セフルーのパシャのベルベル人ベッカイ²⁹⁸は親ムハンマドを表明していたが、この両者の中間的立場の穏健派であり、フランスに対してモロッコの主権回復を要求するものの、「ムハンマドの復位なし」で事態を打開しようとしていた²⁹⁹。それは、強力な軍事力を有するグラウイ等ベルベル人豪族たちの反発を考慮するとムハンマドの復位は非現実的である

と考えたのであり、このベッカイの立場には、ムハンマド支持を表明していたいくつかの主要都市の元パシャ等が同意見であった³⁰⁰。

穏健派のリーダー格はベルベル人のベッカイであったが、この穏健派にはベルベル人もアラブ人も含まれていたものであり、民族と政治的主張とはリンクしていなかった。フランスはアラファ体制では混乱収束は困難と考え始め、グラウイら豪族の意向を尊重しつつも、アラファからムハンマドに軸足を移しつつあった。

4-4-1 アラファ退位とムハンマド復位の問題に関する各当事者の方針

事態が動き始めた廃位翌年から 1955 年 8 月のエクス・レ・バン会議までの各当事者の立ち位置は以下のようなものであった。

A. 穏健派（ベッカイによる中間的立場の提案）

各当事者が対立し、先が見通せない中、1954 年、ベッカイは以下の提案をした。

1. フランスはモロッコの主権を公式に承認する。
2. モロッコ評議会を設置し、評議会が暫定的に主権を保持する。評議会と仏政府はモロッコの完全主権達成のための手段を模索する。

この提案は、ムハンマド復位を要求しない状態でのモロッコの主権を要求したものであった。ベッカイはグラウイ等ベルベル人豪族たちの反発を考えるとムハンマド復位は非現実的と考えており、ムハンマド支持派のベン・スリマネ³⁰¹等の元パシャが同じ立場であった³⁰²。このベッカイ提案をきっかけとして、事態は動き始めたと言っても良いだろう。

B. ナショナリストの主張（強硬姿勢）

1954 年 7 月、スペインに亡命していたイスティクラール党のバラフレイ事務総長³⁰³が、モロッコの正当な代表はムハンマドだけであるとし、ムハンマドを交渉相手としない交渉は無効であると主張した³⁰⁴。独立民主党（PDI）も翌 8 月に、ムハンマドの帰還と交渉の再開を求めた³⁰⁵。9 月には、急進派のアラル・ファシーが亡命先のカイロから、ムハンマ

ドの復位がなければ交渉に応じないとして完全独立とスペイン領の統合を求めた³⁰⁶。このように、ナショナリストの立場はムハンマド復位を強硬に主張するものであった。

C. フランスとムハンマド（徐々に接近）

1954年10月、マダガスカルのムハンマドはフランス使節と会談し、評議会設置による臨時政府の案に同意するが、この時点ではムハンマドは復位や独立までは求めず、アラファの退位とモロッコの主権だけを要求し、それはベッカイ等穏健派の考え方に沿ったものだった³⁰⁷。そして、2か月後の12月、フランスはムハンマドに以下の提案をしたが、それは、グラウィ派、ベッカイ等穏健派、イスティクラール党等ナショナリストの3派による王位委員会を設置して首相を任命する、王位委員会に権限を委譲して新政府を作る、ムハンマド復位の問題は棚上げするというものだった³⁰⁸。

ムハンマドはこの案を了承し、自分は将来復位しないことも約束した³⁰⁹。このように、フランスは廃位の翌年にはベッカイ提案をベースとした案についてムハンマドとの話し合いを開始している。これはムハンマド重視の姿勢を示すものであり、アラファからムハンマドへと軸足を変えようとするものだったといえる。また、ムハンマドは自身の復位を要求しておらず、強硬に復位を要求していたイスティクラール党等ナショナリストと一致した立場ではなかったことがわかる。

当時の仏総督ラコスト（在任1954-55年）の考え方は、パシャやカーイド等豪族が依然として絶大な権力を持っており、彼らの協力が不可欠であり、アラファの体制を継続すべきというものであったが、仏本国は不人気なアラファ体制の継続には次第に懐疑的となっていき、1955年6月、ラコストは解任されることになる³¹⁰。

後任総督のグランヴァル（在任1955年6-8月）は1955年7月に着任したが、その際、本国から以下の訓令を受けている。その内容は、フランスのプレゼンス維持のためにはモロッコ人に統治権限を委譲し、フランスとモロッコの共同主権との考えは排除するというものであった³¹¹。これらは、1954年から55年にかけて、フランスがアラファからムハンマド重視に軸足を移し、モロッコの主権（この時点では国内自治のみ）を認めるという方向へと変化していったことを示している。

D.ベルベル人豪族（アラファ退位受け入れ、ムハンマド復位は拒絶）

グランヴァル着任後、ベルベル人豪族たちは新総督と協議を持ち、フランスがアラファ退位の方針に傾きつつあると知り、アラファ退位容認へと考えを変えていった³¹²。1955年7月末には、ムハンマドや彼の子孫がスルタンに就かないことを条件にアラファの退位を受け入れるというものが現れ、仏当局がメクネス地域³¹³のカーイドに対して意向聴取したところ、52人中51人がフランスの方針に従うというものであったが、これらのカーイドやパシャは保護領による軍事的・経済的支援によって地域での権威や利益を享受していたのであり、フランスの方針転換に同調するしかなかった³¹⁴。

このような豪族たちの意識変化があって、8月初めにはグラウイもアラファ退位の方針を受け入れたが、後任は自分が選ぶ6人の候補者から選ばれるべきであると主張した³¹⁵。このように、フランスの方針の変化によって、豪族たちやグラウイの立場はアラファ退位容認へと変化したが、この時点では、従来同様、ムハンマドの復位や彼の嫡子のスルタン就任は認めていなかった。

4-4-2 エクス・レ・バン会議後の展開

上記のような中、モロッコの今後について協議すべく、各政治勢力により1955年8月22日-25日に南仏のエクス・レ・バンで会議が開催された。仏側のほか、モロッコ側からはマフゼン代表のエル・モクリ（グラン・ヴィジール）、グラウイとベルベル人豪族、ナショナリストからイステイクラール党とPDI、穏健派からベッカイ、ベン・スリマネ等が参加した。協議の結果、8月26日には以下の3点を事態解決のための合意事項とした。

- ・アラファの退位
- ・王位評議会の設置、その中心メンバーはベッカイとする。
- ・内閣は世論を代表し、フランスと交渉する。³¹⁶

ここでは、ムハンマド復位の問題は触れられていない。

フランスはマダガスカルのムハンマドに使節を送り、エクス・レ・バン会議の結果について報告し、今後の方向性について概ね了承を得た³¹⁷。このとき、ムハンマドはフランスとの強い連携については了承したが、仏連合加盟は拒否し、自身は復位しないことを約束した³¹⁸。これに対し、ベッカイ等穏健派もムハンマドを訪問、フランスに対してより明確に独立を求めるよう助言し、ムハンマドは、フェズ条約の破棄を重要視する立場に立ち戻ることとなる³¹⁹。このことから、ムハンマドのベッカイ等穏健派に対する信頼感が見て取れる。この3か月後には、ベッカイは復位したムハンマドによって首相に任命されることになる。

1955年8月、フランスはアラファに対し、自発的退位を勧告するが応じず、また、主要な勢力を結集した組閣を要請したが、そのような組閣は無理であるとして拒絶された³²⁰。この退位勧告により、フランスがアラファを見限ったことが明らかになった。その後、フランスは9月にアラファと会談するが、アラファはその時も退位しない（スルタン位に留まる）旨の強い意思を表明している。

8月の仏首相フォールによる計画は、将来組閣される内閣にナショナリストの参加を容認するものであった。そして、新総督ラ・トゥール（在任1955年8月-11月）に対しては、エクス・レ・バン会議の合意事項の実行、来るべき内閣にはイステイクラール党を含めることを訓令とした³²¹。このことについて、池田はフランスがナショナリストと接近し、グラウイ派と距離を置いたとしているが³²²、フランスは前年から進めようとしていた王位評議会の構成者3者には同党を含めることとしていたのであり、グラウイ派との距離については、アラファに対して要請した主要な政治勢力による組閣のメンバーには当然グラウイ派が含まれていたと考えるべきである。翌9月には仏本国のチュニジア・モロッコ情勢相から、その時点で未定であった評議会メンバーとしてグラウイ派を任命すべきとの提案がなされ、結局、10月に発足する4者による王位評議会にはグラウイ派が含まれることになる³²³のであり、フランスがグラウイ派と距離を置いたとする見方には懐疑的にならざるを得ない。当時のフランスにとっては、全ての主要な勢力を集めて、なんとか事態を進展させることが重要であり、フランスがグラウイ派と距離を置いたというよりは、従来、

グラウイ派との協力一辺倒であったところに、イスティクラール党も議論の中に加えるという意味での接近であったと見るべきであろう³²⁴。

一方、イスティクラール党は9月の党大会で、エクス・レ・バン会議の合意を承認したが（1. アラファの退位、2. ムハンマドによる構成員承認、3 フランス領とスペイン領を統一し、フランスとの連携を維持するが、将来的には主権国家とすることの3点が条件）、フランスはこの時点では、国内自治までしか認めていなかった³²⁵。

王位評議会の構成員については、イスティクラール党の同意を得られず、フランスは同党の参加なしで王位評議会を進めることし、エル・モクリ(マフゼン)、ベッカイ(穏健派)、グラウイ派豪族、非急進派ナショナリスト支持のパシャの4者で構成することとした。10月22日、評議会は穏健派のベン・スリマネを首相に指名し、PDIはそれを了承したが、イスティクラール党は評議会メンバーに急進派ナショナリストが含まれていないとして了承しなかった。³²⁶

4-4-3 エジプトの中立主義の影響、解放軍によるリーフ反乱

1955年9月22日、エジプトがチェコスロバキアと（実質ソ連と）軍備取引協定を締結した。これは、ナセルの主導の下、東西両陣営の支援を得て国家建設しようとする中立主義政策と言われるものでモロッコにも波及し、エジプトの中立主義の影響を受けた勢力が出てくる³²⁷。それは、当時、カイロにいた急進派のアラル・ファシーの影響によるものであった。

10月1-3日には、アルジェリア国境に近いリーフ地方で反仏勢力が武装蜂起し、スペイン領との境界近くのフランスの軍事拠点を襲撃した³²⁸。カイロのアラル・ファシーは、反仏武力闘争を訴え、アルジェリアとモロッコの完全独立まで闘争を継続するよう呼びかけ、翌10月4日にはモロッコとアルジェリアの解放闘争³²⁹のための「マグレブ解放軍」³³⁰の創設とそれを指揮する統合司令部の設置を宣言したが、彼はアラブ中立主義の影響を受けていた³³¹。

フランスはイスティクラール党に対し、アラル・ファシーを非難するよう要求したが、同党はそれに応じず、10月6日には、エクス・レ・バン会議に賛成しないと発表し、態度

を硬化させた³³²。しかし、イステイクラール党の中には、エジプトの中立主義政策には否定的でフランスとの協調路線を考えるものも多くいたのであり、10月7日、事務総長のバラfreyは、アラル・ファシーの発言は党としての方針ではない旨発言した³³³。同党内には急進派とは別の意見を持つバラfreyのような非急進派が存在し、同党は一枚岩ではなかったのである³³⁴。

4-4-4 グラウイの方針転換、ムハンマド復位から独立へ

1955年10月25日、グラウイがムハンマドの復位を承認すると発表した。グラウイは、「私の希望はモロッコ人民の希望と同じであり、フランスとの緊密な紐帯を保持したまま、モロッコが独立することである³³⁵」とコメントし、ムハンマドの復位を認めると同時にモロッコの独立を求めたのである。このグラウイの方針転換について、池田は、「これは彼が単にナショナリストに屈服したのではなく、モハメド（ママ）の復位を認めたのは、政治社会における伝統的な要素を維持し、温存するためでもあった³³⁶」と捉えている。

この10月25日の発表をもって、グラウイの政治活動には終止符が打たれた。その後、グラウイはパリ滞在中のムハンマドを訪れて謝罪し、翌1956年1月にマラケシュで病死した³³⁷。グラウイ派のベルベル人豪族たちも事実上、政治的な活動を停止した。

テロ等モロッコ国内の混乱が激化していく中で、フランスはアラファ退位に方針を変化させ、保護領体制で経済的利益を受けていた多くのベルベル人豪族たちは、フランスの方針に従うという立場であった。このようなベルベル人豪族たちの方針変化によりグラウイもアラファ退位を認め、その後、エジプトの中立主義政策の影響がモロッコに波及したことで、ムハンマドの復位を認める決断となったものである。

それは、独立に向けての機運に同調せざるを得なかったこともあるだろうが、自分たちの利益につながっている社会の維持のためには、ナショナリスト急進派による中立主義政策に基づく展開は最悪の事態であり、ムハンマド主導による独立のほうがまだましであるとの判断に基づく選択をしたと考えられる。また、フランスはムハンマド復位によって生ずるであろう、軍事力を持つグラウイ派豪族たちの反発を危惧していたが、このグラウイ

によるムハンマド復位容認発言によりその懸念が取り除かれ、ムハンマド復位と将来の独立承認への方向性が固まったと言える。

10月31日、アラファが退位を宣言し、同日フランス政府もムハンマドの復位を宣言した。ムハンマドは直接モロッコへは帰国せずパリに移動して仏フォール首相と会談、11月6日には共同宣言を出すに至った。その内容は、独立国家の地位を与え、両国の緊密な関係を恒久的に保つとするものであったが、フェズ条約破棄については触れられなかった。しかし、ムハンマドはフランスとの協力を選択した。ムハンマドは、急進的な勢力が実権を握れば国内の伝統的秩序の急激な崩壊が予想され、王制を維持できないのではないかという懸念を持ったのである³³⁸。

ムハンマドは急進派ナショナリストたちの中には、王制の継続について否定的な考えがあることも認識していたのであり、1950年以降イステイクラール党と同調するような動きを取ってきたが、彼らに全面的に身を委ねていたわけではない。ムハンマドは独立に向かって急進派ナショナリストが主導権を握ることで、王制や伝統社会が崩壊する恐れがあると警戒し、選択肢の中ではリスクの低いフランスをパートナーとする方針に転換したのである³³⁹。複数の勢力の異なる主張を調整して独立に向けた交渉を遂行することが必要であり、そのために忠実な事務方としてベッカイ等穏健派ナショナリストを選択したと考えられる。

その後、ムハンマドはモロッコに帰国し、正式にスルタンに復位する。11月18日の演説ではフェズ条約については言及せず、それに対して11月21日にイステイクラール党がフェズ条約破棄、外交権・防衛権の付与がないのであれば、新政府に参加しない旨表明した³⁴⁰。11月22日、ムハンマドはイステイクラール党の反対により、ベン・スリマネによる組閣を断念し、11月26日にベッカイを新首相に任命、イステイクラール党は閣僚ポストを条件に内閣への参加に同意し、ベッカイは閣僚ポストを、イステイクラール党：9、PDI：6、他の勢力：5として組閣した³⁴¹。12月21日、ムハンマドは仏総督に対し、早期に交渉を開始するよう仏大統領に書簡を送る旨伝え、フランス側は翌年2月半ばに交渉を開始する旨返答した³⁴²。

ムハンマド帰国後も東北部のウジダやアルジェリア国境ではテロが続いていた。ムハン

マドが平穏を呼びかけたが大きな効果はなく、1956年1月には警察権力を伝統的権力であるパシャとカーイドに戻した³⁴³。

帰国・復位後のムハンマドが呼びかけてもテロが収まらなかったことから、モロッコのすべての民衆が彼を支持し、忠誠を誓っていたわけではないことがうかがえる。また、軍隊を持たないスルタンは、地域で警察権力や軍事力を温存していたパシャやカーイドに頼らざるを得なかったことを示していた³⁴⁴。

保護領軍以外でまとまった軍事力を有していたのは、従来、グラウイ派であったカーイド等豪族たちのみであったが、グラウイの方針転換以降、彼らの中に、反ナショナリストの立場に固執して、独立に向けた展開に反発しようとした動きは見られなかった。これは、彼らが事態の流れを理解していたこともあるが、グラウイの方針転換が影響したものであろう。

グラウイの方針転換後、グラウイ派豪族たちは軍事力を有しながらも、ナショナリストたちに反発することも、逆に反仏行動をとることもなく、事実上、政治活動の表舞台から消えていった。もし彼らが反ナショナリスト、反仏いずれかの立場で軍事力を行使していたら、事態はさらに混乱し、收拾するにはさらに長い期間を要したと考えられる。彼らが政治活動を停止しそのような軍事行動に至らなかったことは大きかったと言える。

2月15日、仏・モロッコの交渉が開始され、モロッコ側からは、ベツカイ首相と3人の国務大臣が出席した。そして、3月2日、独立協定に関する共同コミュニケでは、仏が外交・防衛に関わる権利を含めてモロッコの独立を承認することが宣言された³⁴⁵。

3月2日の協定により、アラル・ファシーは態度を変化させた。3月18日には、アラル・ファシーは党の会合で、この協定の成果を承認すると発言し、エジプトからの援助にも慎重な姿勢に転換した³⁴⁶。リーフの解放軍は武器を置くことを拒否していたが³⁴⁷、アラル・ファシーによる上記の発表の結果、3月29日に一時停戦を宣言し、翌日にはモロッコ人の解放軍指導者がラバトを訪問して、スルタンに忠誠を誓った³⁴⁸。

4-5 ムハンマドとイスティクラール党の関係

次に、ムハンマドは独立のシンボルとしてナショナリストたちと共に独立運動を展開し

たのかという問題を考察したい。廃位以降、さまざまな政治勢力の対立と暴力的活動の激化でますます混迷を深めていくなかで、各当事者の意識や方針は徐々に変化していった。

4-5-1 王制否定に対する警戒

ここではまず、1930年代の民族主義運動と共和制化の可能性との関係を見ておきたい。ギアーツは、「もし、モロッコが1930年代に独立を達成したならば、そういうことは全く不可能であったけれども、その時なら、君主制に反対の政府ができていたであろうし、そしてアル=ファスィが、モロッコのスカルノか、(ガーナのカリスマ的民族主義指導者)エンクルマか、(コートディボワールの)ウフェ・ボワニーか、になっていたであろうということ間違いはない³⁴⁹」と論じ、ウォーターベリーは、アブドゥルカリームの反乱当時、「教育を受けたほとんどのモロッコ人はアラウィー朝に対して冷淡であるか無関心であった³⁵⁰」、「1920年代、教育を受けた若いモロッコ人ナショナリストたちにとっては、スルタンの王朝の継続は必要とはみなされていなかった。スルタンはモロッコが置かれた状況に責任があると思われた。実際、モロッコを財政破綻、軍事的無力にしたのはスルタンであった³⁵¹」、また、民族主義者にとっては、「1930年のベルベル勅令に署名したのは時のスルタン・ムハンマドであった。(中略)モロッコの主権を保護し、信仰を守ることができなかったという印象を確認したような行為であった³⁵²」と述べている。そして、フランスはナショナリストの動きを警戒して、スルタン・ムハンマドには、ナショナリストはすべて共和主義者であり、王制にとって危険であると示唆しており、ムハンマドはこの警告を概ね受け入れていたとしている³⁵³。

ナショナリストの中には、王制存続を不要とするグループがいた。ビル・ハサン・ワザニは1930年代には共和主義者であり、多くのメンバーが王朝継続の必要はないとする彼の信念を共有していた。彼らは公にはスルタンに忠誠を誓っていたが、スルタンを運動のシンボルとすることは、支持者を集めて勢力を拡大するうえで便利な手段であり³⁵⁴、イスティクラール党はスルタンとの密接な関係のイメージを打ち出した³⁵⁵。

一方、廃位・国外追放後、ムハンマドは1954年10月時点では自発的退位の受け入れを拒否していたが、同年12月には、フランスが提案した摂政評議会による臨時政府樹立、主

権はモロッコ人民が選択する権利を持つという内容の案に同意した³⁵⁶。そして、1955年の夏ごろには、事態の收拾にはフランスによる協力が必要と考えるようになり、フランスの提案に対し協力的となっていた。例えば、1955年8月には、フランスからの使者に対し、エクス・レ・バン会議の決定事項について基本的に同意し、かつ自分は復位しない、政治活動に携わらないことを約束したのである³⁵⁷。これは、ムハンマドを独立運動の象徴として位置づけていたイステイクラール党等のナショナリストの思惑とはかけ離れたものであった。

ムハンマドはイステイクラール党等急進派ナショナリストたちの中に、王制を否定する革命の潜在的脅威³⁵⁸の一面を感じていたのである³⁵⁹。そのため、ムハンマドは1955年以降、徐々にイステイクラール党からフランスとの協力へと軸足を移し、独立に向けた交渉の実務者を、親ムハンマドで急進派とも距離を置くベッカイ等穏健派としたのである。独立前年の時点では、ムハンマドとイステイクラール党が同一歩調を取っていたとは言えないだろう。

4-5-2 独立運動のシンボルについて

モロッコの独立を、スルタン・ムハンマドとイステイクラール党の協力体制によって勝ち取った成果と単純には位置づけられないだろう。

仏による強制廃位、国外追放は人々にとってあってはならず、信じられないような事態として受けとめられた。廃位を機にイステイクラール党等ナショナリストはムハンマドの存在を独立運動のシンボルとしてそれまで以上に強く押し出した。それは彼らの運動を有利に展開しようとするものであった。

彼らはムハンマドの復位をフランスとの交渉の前提条件としたが、ムハンマドは状況の変化を見極めつつ、徐々にイステイクラール党からフランスとの協力体制へと軸足を移していった。1955年夏以降、ムハンマドは次第にフランスとの距離を縮めていったのであり、独立に向けて最後までイステイクラール党と協調し、同じ道を歩んでいたというわけではないのである。

また、イステイクラール党の一部には、表面的にはムハンマド支持を標榜しつつも、内

心では王制の存続に否定的な考えがあり、ムハンマドもそれを認識し警戒していた。そのようなことから、イスティクラール党があまりに強力な政治力を持ち、フランスとの独立運動や仏との交渉等での主導権を握ることを警戒したのである。ムハンマドが独立のシンボルとして称賛されるのは、独立の方向性が見えて、復位、帰国した時以降である。帰国した際に沿道で熱狂して彼を迎えた群衆は、イスティクラール党や PDI が動員したナショナリストたちであり³⁶⁰、彼らに演出された感は否めない。その後、ムハンマドが呼びかけてもリーフ解放軍やテロは収まらず、1956年3月2日の独立協定調印後に、アラル・ファシーによる成果受け入れによりリーフ反乱は収束した。

このように、ムハンマドの独立運動のシンボルとしての位置づけは、廃位後にナショナリストたちによって作られた側面があり、また、独立の父としてのカリスマ性は廃位によって生まれたものではなく、独立達成という成果物があって初めて生じたものである。しかし、この成果がモロッコの人びとに高く評価されたのは事実であり、ムハンマドはマフディーとして称賛され、その後の国民の国王への忠誠の土壌となったことは間違いないであろう。

4-5-3 イスティクラール党

イスティクラール党は、都市部のエリート層によって開始されたが、都市部の失業者や大都市近郊のスラム居住者等に支持者を拡大していった。しかし、それは彼らが民族主義や反植民地主義に共鳴したというよりは、保護領体制下でまがりなりにも資本主義経済が進展し、その中で生じた貧困や格差に起因した体制への不満によるものが大きかったと考えられる。また、イスラームの宗教心との関係で言えば、ウォーターベリーが指摘しているように、彼らのナショナリズム運動への参加において宗教的動機は低かったのである³⁶¹。

宮地一雄は、イスティクラール党の立場について、「大衆運動に乗り越えられ、指導的立場を失ってしまった³⁶²」としているが、幹部が国外追放された後のイスティクラール党の国内での運動の主たる実行部隊は失業・貧困にあえぐ都市やスラム住民であり、民族主義や反植民地主義に共鳴したというより、貧困による不満のやり場が身近にあった反仏運動への参加となっていったと考えられる。

ムハンマド廃位後、ベルベル人の一部にはイスティクラール党に加入したり、リーフ反乱等反仏運動に参加したりするものもあったが、独立達成を機にイスティクラールから離脱し、解放軍にいたものは新たに創設された国王軍に参加した。イスティクラール党は、独立翌年の1957年には労働運動系の左派勢力が離脱して分裂し³⁶³、その後政権中枢からはずれていくことになるが、労働運動系との溝のみならず、独立以前から党内では急進派と党内穏健派の路線対立の問題を抱えていたのである。

4-6 ベルベル人であることと政治行動

スルタン廃位から独立への過程において、グラウイ等ベルベル人豪族たちは、最も強力な政治勢力であったことは間違いない。池田は、「モロッコにおけるフランスの支配は、1912年以来、スルタンが代表するアラブ人とエル・グラウイが代表するベルベル人の、微妙な均衡の上に成り立っていた³⁶⁴」と述べつつ、「ただし、全ベルベル部族がグラウイの反スルタン運動で結束していたかどうかは疑わしい³⁶⁵」としており、その捉え方は正しいと言えるであろう。グラウイの息子においても、一人はナショナリスト³⁶⁶、一人は親仏派であった。

保護領期のベルベル人エリートの多くは、仏領によるベルベル人エリート養成学校や仏領軍士官学校出身者で仏領軍幹部となったが、1950年代の混乱以降の政治的立場は異なるものだった。ただし、モロッコの人口の大多数は地方に居住し、住民の多くはベルベル人であり、伝統的な部族社会が残存していた。グラウイ派豪族たちが、そのような地方の部族社会のリーダーであったことも忘れてはならないだろう。

一方、ベッカイは穏健派ナショナリストとして初代首相となり、オウフキルは最後まで仏領軍幹部に留まったが、独立後はハサン2世の右腕となり、内務大臣、国防大臣を歴任した³⁶⁷。また、アヘルダーネ・マジュービのように、ムハンマド廃位に反対し、独立直前に反仏のリーフ解放軍に参加し、独立後は国防大臣や農業改革担当大臣等要職に就いた者もいた³⁶⁸。ベッカイのようにグラウイの立場とは一線を画したベルベル人パシャもいた。彼はフェズなど主要な都市のパシャとともに、ムハンマドに忠誠を誓いつつもイスティクラール党とは距離を置き、同党ほど反仏的ではなかった。

廃位後、方向性が見いだせない中で、事態を動かすきっかけとなったのは、廃位翌年のベッカイによる提案であった。ベッカイ等穏健派はグラウイたちベルベル人豪族とイスティクラール党等ナショナリストの中間の立場の存在であったが、フランスが反ムハンマドの立場から次第にムハンマドを協力者として事態を收拾しようと立ち位置を変えていく中で、王位評議会の主要メンバーとして存在感を出していった。エクス・レ・バン会議からムハンマド復位を経て独立協定締結までの間、フランス、ムハンマド、グラウイ等ベルベル人豪族、イスティクラール党等ナショナリストといった政治アクターの中で、各当事者の利害を調整しつつ独立交渉をまとめ上げた功績は一定の評価をされるべきであろう。しかし、ベッカイは穏健派ナショナリストではあったが、何らかの政治勢力を作ったわけではないし、穏健派にはアラブ人の元パシャも含まれていたのであり、彼がベルベル人であることと穏健派としての行動との関連性はない。

また、仏保護領軍に所属していたベルベル兵の中には、独立直前のリーフの解放軍に参加したものもいたが、独立後すぐに、イスティクラール党の影響下にあってアラブ主義の性格をもつ解放軍から離れていった³⁶⁹。そして、仏保護領軍のベルベル兵たちの多くはそのまま留まり、パシャ、カーイドの兵らとともに独立後設置された国王軍に組み込まれていった。

また、モロッコの人口はほとんどが地方の農村・山岳部といった非都市部に居住していたのであり、その住民の大勢を占めていたのは一般のベルベル人であった。一部にはあったかもしれないが、彼らがイスティクラール党の理念やリーフ反乱に共鳴して、反仏闘争を繰り広げたという実態は見られない。ほとんどは政治的行動に参加することなく、カーイドが強い権力を持つ社会で、従来どおり農業を営む部族民として生きていたのであり、モロッコ民衆が一丸となって独立運動を展開したという中には含めることはできないだろう。このように、ベルベル人たちの政治行動は一様ではなかった。

グラウイ派のベルベル人有力者たちは、1955年7月頃には、アラファ退位の方針を認めたが、それはフランスがアラファ擁護をあきらめ、方針変更したことに同調したものであり、都市部のアラブ人を中心とするナショナリストたちの主張や反仏運動に共鳴したものではない。

その後、グラウイ自身もアラファ退位を容認するが、それは、事態の流れを読み、かつ自身が主導してきたベルベル人豪族たちの意向に同調せざるを得なかったからである。フランス本国は、7月のグランヴァル着任前に、モロッコの主権を認めて統治権を委譲する内容の訓令を送っており、国内自治付与の意向を有していた。8月のエクス・レ・バン会議ではフランス、グラウイ派、急進派、穏健派、マフゼンが出席して、モロッコの統一や主権を認める方針が結論として出されており、この時点で、基本的な方向性は出ていたのである。グラウイ派はベルベル人豪族の代表であり、穏健派のリーダー格はベルベル人のベッカイであり、両者の政治的立場は異なるものの、この時点でベルベル人はモロッコの将来の方向性を決める重要な会議の出席者として政治参加したという意味を持つ。

このような過程の中で、フランスはアラファからムハンマドへと軸足を移し、ムハンマドもフランスとの協力の立場に変化していった。そして、エジプト・チェコの軍事協定を機としてグラウイは方針転換し、ムハンマド復位を認め、フランスに対して独立を求めた。これにより、グラウイ派ベルベル人豪族たちは事実上政治行動を停止した。フランスにとっては、ムハンマド復位によるベルベル人豪族たちによる反発の懸念が解消され、事態はムハンマド復位・帰国、その後の完全独立容認の流れとなっていったのである。

この急展開の背景として、急進派ナショナリストによる強硬な独立要求によるものと言うよりは、9月22日のエジプトとソ連（チェコ）の軍事協定を機に中立主義勢力がモロッコ国内で拡大することをグラウイもフランスも懸念した³⁷⁰ことが大きかったと考えられる。

1955年10月に発生した反仏リーフ反乱の解放軍には、ベルベル人も参加したが、それはベルベル人の一部であったし、解放軍の幹部の多くはリーフ地域外からきたアラブ人だった。イスティクラール党は各地で解放軍参加者を募集し、反仏感情を持つベルベル人の一部がそれに応募したが、それは彼らが同党の方針に賛同したからではなかった。彼らは、イスティクラール党のアラブ主義、反ベルベル主義を嫌い、翌年にはイスティクラール党や解放軍から離れていった³⁷¹。また、保護領軍以外ではモロッコで唯一かつ最強の軍備を有していたグラウイ派豪族たちは解放軍に参加しなかったし、何らかの反仏行動を起こすこともなかった。そして、人口の大勢であった農村・山岳部の一般のベルベル人は部族社

会の中で日々の生活をしていたのである。

このリーフ反乱では、一部のベルベル人が参加していたのは事実であるが、アラブ・ベルベルがイスラームの旗の下で一致団結して独立のために戦ったとはいえないだろう。解放軍による冊子の「イスラームのため」は、自身の政治行動や主張を、イスラームを掲げることによって正当化しようとするものであり、「アラブのアイデンティティのため」は、ベルベル人をアラブに包含するアラブ主義の現れと捉えるべきで、ベルベル人がそれに心から共鳴したとは考えられない。

4-7 民族主義運動・反植民地運動におけるバイア、シャリーフの効用について

民族主義運動、反植民地運動が展開された状況下でもバイアの儀式は行われた。アラファがスルタンの在任期間中もバイアの儀式が行われたことになる。しかし、実際には親ムハンマド勢力が存在し、アラファ自身に対するテロ等反アラファ運動を展開した。これは、ある意味では現行スルタンに対する反逆であり、社会の安定においてバイアの効用があったとは言えない状態であった。

一方、ウラマーや大都市の元パシャたちによってムハンマドに対する忠誠が表明されたのも事実である。ムハンマド支持派からすると、アラファをスルタンと認めていないのだから反逆には当たらないという理屈であるが、少なくともそのような状況は、この国においてスルタンと臣民全体がバイアの関係（臣民はスルタンに忠誠を誓い、スルタンは臣民に秩序や安全を保障する関係）にあったとは言えないであろう。また、保護領体制では以前はシバの地であった地域も形式的にはスルタンの統治下となったが、スルタンの臣民であるはずのベルベル豪族が反スルタン運動を展開したのであり、彼らとムハンマドがバイアの関係にあったとは言えないだろう。

ただし、それは反ムハンマド運動でありスルタンによる統治体制自体を否定した運動ではなかった。その後の彼らのアラファ支持は、アラウィー朝スルタンによる統治の体制を肯定し、自分たちがスルタンの臣民であることを認めていたからこそそのものであった。また、ベルベル人の中にスルタン廃位に対して憤慨し、解放軍参加といった反仏行動を取るようになった者がいたのは、ムハンマドに対する忠誠心による者もあったであろうが、む

しろ自分たちの国、モロッコの君主たる現職スルタンという立場にあった人間が、外国勢力によって廃位・国外追放されたということに対する憤りからであろう。

いずれにせよ、保護領体制ではシバの地が平定され、その後の反植民地運動とそれに反発した保護領体制支持派による分断・対立となったが、シバの地の住人を含む全民衆が君主であるアラウィー朝スルタンの臣民となったという副産物をもたらした。それはスルタンと民衆との間のバイアの関係とは言えないにせよ、潜在的共和主義者であった一部の急進派ナショナリストを除き、かつてシバの地の住人であったベルベル人を含む全てのモロッコ人民が、アラウィー朝スルタンを君主としていただき、統治される体制を肯定するようになっていったということである。そしてこのことは、独立後の国民統合、国王への忠誠心の土壌の一つとなったと考えられる。

また、シャリーフに関しては、反ムハンマド運動の指導者の神秘主義教団指導者のキッターニはシャリーフ一族であったし、親ムハンマド勢力によってシャリーフであることの効用を期待した何らかのムハンマド擁護、復位運動が展開されたということとはなかった。また、アラファもアラウィー王家の一族としてシャリーフであったのであり、反植民地運動において、アラウィー家がシャリーフの血統であることが特段の意味を持つことはなかったと考えるべきであろう。

4-8 独立への過程に関する論点のまとめ

反スルタン運動はスルタン・ムハンマドとナショナリストとの関係が反イスラーム的であるとして、イスラーム神秘主義教団が主導し、グラウイ等ベルベル人有力者が同調したものであり、モロッコ内のイスラーム勢力が一致団結して反仏運動を展開したという捉え方には疑問を感じざるを得ない。

また、グラウイ等ベルベル人豪族はフランスに対し、スルタンによるイスティクラール党の非難やスルタンの退位を強硬に迫り、対するスルタン・ムハンマドはフランスに対して反スルタン運動を展開する有力カーイド、パシャを追放するように求めたのである。すなわち、フランス本国はベルベル人有力者とスルタンの間にあって対応に苦慮していたのであり、フランスがベルベル人たちを利用してスルタン廃位を実行したというものではな

い。

スルタンとしてムハンマドの後を襲ったアラファはグラウイの縁戚であり、グラウイ等が候補として選定したもので、フランスがムハンマドを廃位し、傀儡スルタンのアラファを据えたとする歴史的事実とは整合しないのではないか。それは、フランスではなく、グラウイ等ベルベル人有力者たちがフランスを通じて行かせたものとして捉えるべきであろう。

1955年の夏ごろには、フランスはスルタン・アラファに見切りをつけ、廃位したムハンマドを協力者とせざるを得ないとの方向に向いていき、ムハンマドも、より現実的な対応として、フランスとの協力体制に傾いていった。両者とも次第に強硬姿勢を示すようになったイステクラール党と距離を置き、ベッカイ等穏健派が重要な役割を担うこととなったのである。従って、イステクラール党などのナショナリストがスルタンをシンボルとし、両者が協力して反仏運動を展開し、独立を勝ち取ったと単純には言えない側面がある。直接的には、グラウイがアラファの退位、ムハンマドの復位を認めたことが事態の大きな転換点となったのであり、それを見逃すわけにはいかないだろう。

また、池田が論ずるように、エジプトとソ連が接近し、ナセルの中立主義政策にならった植民地解放・独立の動きがモロッコにも波及してきたことが、グラウイによるムハンマド復位容認の要因となった。そして、そのグラウイの決断が、フランス、ムハンマドの現実的妥協を後押しし、事態の進展をもたらしたのである。

もう一つ重要なことは、フランスはグラウイたちベルベル人有力者とフェズ条約で保護しなければならないスルタンとの間で、ベルベル人豪族軍対フランス保護領軍（現場の兵力はベルベル兵）の内戦となることを恐れたことがある。1回目の危機はムハンマド廃位によって回避され、2回目は独立前年の夏以降、フランスがアラファからムハンマドに、ムハンマドがイステクラール党からフランス寄りに軸足を移しつつあったところで、エジプトの中立主義の影響を受けた社会の秩序の変化を恐れたグラウイによるムハンマドの復位容認によって回避されたことである。これら2つの危機を左右したのはグラウイ等ベルベル人豪族であった。

ムハンマドの強制廃位・国外追放後は、テロ頻発等の混乱の中で様々な政治勢力がそれ

ぞれに意見を主張し、全く方向性が見いだせない混乱状態の期間であった。この間にモロッコ国内で独立運動の象徴としてムハンマド人気が高まったということにおいては、多くの先行研究が述べているところである。しかし、急進派ナショナリストの中には、自分たちの主張の実現のためにムハンマドをシンボル化して利用しようとしたという一面もあった。ムハンマドは急進派の中には王制に否定的な考えもあることを認識しており、急進派が力を持ちすぎることのないように、フランスに対してはある種の協力的立場を取りつつ、ベッカイ等穏健派を交渉実務者としたのである。

急進派ナショナリストの運動は都市部中心であり、かつ根底にはアラブ主義があり、地方の農村・山岳部のベルベル人たちに浸透していたとは言えない。1955年当時、仏領総督のラコストが、「チュニジアには国民意識が見られるのに対し、モロッコには二つの世界がある。都市部と地方の農村部である。都市にはエジプトやイラクの支援を当てにする勢力が存在するのに対し、農村は伝統的で封建的な勢力によって支配されている³⁷²」と述べているように、500年以上前にイブン=ハルドゥーンが指摘したような農村・山岳部と都市部の住民の分断や意識の差異は20世紀半ばにおいても根強く残っていたのであり、都市部の情勢をモロッコ全体のものとして捉えるべきではないだろう。

このような混乱の状況下でもモロッコ人口の大半を占める農村・山岳部の一般のベルベル人たちの多くは、従来同様に部族長の下で部族民として行動していたと考えられる。すなわち、一部には政治的意識を持って、都市部での反仏テロや反乱に参加したベルベル部族民もいたが、その他の大多数は都市部の動きを人づてに聞きつつも³⁷³、農業や目の前の日々の暮らしに専念していた。それは、政治的な問題よりも目の前の経済的問題である明日の生活が重要であったからであり、そのことは地方のベルベル人の意識や行動の原点であったと捉えるべきであろう。

以上のように、モロッコ独立は、様々な当事者の利害や思惑がぶつかり合う中で、自分たちの利害にとって最悪のシナリオを避けた選択の結果であり、各当事者の妥協の産物であったと言える。その中には、国内最大の軍事勢力であったベルベル人豪族たちのフランスの方針転換に同調した妥協があり、急進派ナショナリストや中立主義政策に基づく社会秩序の変化を最悪と考えたグラウィ自身による妥協もあった。

そこに至る前提として、ベルベル人たちは、保護領体制から独立への過程において、不和の地の時代の地域・部族に対する帰属意識から、ナショナリストたちの反植民地運動への反発を通じて、次第にモロッコ全体への帰属意識を持つようになっていったことがある（「図5 ベルベル人豪族の帰属意識の変化」ご参照）。そして、主要な政治アクターとしてモロッコ社会の政治的変容期に大きな影響を与え、かつ国全体の社会・政治体制を視野として自分たちの利害を考え、行動するようになったのである。

図5 ベルベル人豪族の帰属意識の変化

	保護国化前	保護国化	シバの地の平定 (仏1912-44) (西1909-27)	アラブ民族主義運動 反植民地運動	ムハンマド廃位・追放(1953) スルタン・アラファ(1953-55) ムハンマド復位(1955)	独立(1956)
モロッコ全体					ムハンマド廃位要求	
↑		フェズ条約 (1912)				アラファ擁立
ル			第1次ベルベル勅令(1914)			エジプトの中立主義の影響懸念
ベ				第2次ベルベル勅令(1930)		
ル			アブドゥルカリームの反乱 (1920-26)		ナショナリストを擁護する スルタンに対する反発	ムハンマドの復位容認
人						
豪				反植民地運動に対する反発		
族					体制変革に対する危機意識	
の			シバの地平定徐々に進展		(モロッコ全体を視野とする必要性)	
意				保護領下で体制内化		
識	シバの地・マフゼンの地					
↓	に分断			保護領体制の受益者(自らの地域で利益享受)		
部族・地域						

出所：池田（2007）、（2013）、Pennell（2000）等より筆者作成

第5章 結論

5-1 宗教的正統性による権威について

5-1-1 シャリーフの血統について

シャリーフによる政権の求心力については、サアド朝やアラウィー朝がシャリーフの血統であったことで求心力を持ち、政権を樹立したのではなく、サアド朝はアガディールの

ポルトガル勢力を駆逐したことで求心力を高めたのであり、また、アラウィー朝はいくつものシャリーフ集団が存在した中で、強力な軍事力をもってライバルのシャリーフ勢力を破ったことで政権を樹立したことを考え合わせるべきであろう。すなわち、シャリーフによる求心力で権力を得たのではなく、軍事力を持って政権を獲得し、その後シャリーフの正統性を強調して政権の安定を図ったのである³⁷⁴。

保護国化以前のアラウィー朝のシャリーフとしての宗教的正統性については、農村・山岳部を含めて各地にシャリーフの血統である聖者が存在し、バラカの力で病気治療をし、部族や一族間の紛争の仲裁を行っていたのであり、シバの地においては王家がシャリーフの血統であることの特別性やそのことによる効用はなかった。20世紀初頭の混乱期には、クーデターの多くはシャリーフの血統である王族によるものであり、政権がシャリーフであることの特別性や効用は見られなかった。保護領体制下では、シバの地の平定、アブドゥルカリームの反乱、ベルベル勅令と民族主義運動・反植民地運動から独立獲得に至る過程で、王朝がシャリーフの血統であることは、特段の意味を持たなかった。また、ナショナリストを擁護したスルタンに対して反スルタン運動を開始し、廃位に追い込むこととなった神秘主義教団のキッターニはシャリーフの一族であった。のみならず、ムハンマド廃位後、スルタンに即位したアラファはアラウィー家王族のシャリーフであったが、反アラファ運動が展開され、彼自身に対するテロ未遂も発生した。

シャリーフの正統性は、政権がある程度安定した状態でこそ効用があるものであり、敗者となったり、混乱の中で政権が動揺したりする状況では、同様の効用は期待できないものであったと言えよう。少なくとも、社会が激動し、王権が不安定、もしくは実質的権力を持たなかった20世紀初頭から独立までの期間においては、シャリーフの効用は見られなかった。

5-1-2 バイアについて

保護国化前、ベルベル人の多くはシバの地にあつて、政治的にはスルタンの支配下になく、アラウィー朝への帰属意識はなかった。宗教的にはスルタンをイマームとして認めていたが、スルタンとの間にはバイアの関係は存在せず、アラウィー朝の臣民とは言えな

った。すなわち、かつて祖先が不和の地の住人であった現在のモロッコ人（多くはベルベル系と考えられる）は、「バイアによってスルタンに忠誠を誓っていた歴史」を共有しているわけではないと考えられる。

19世紀後半以降、スルタンとバイアの関係にあったマフゼンの地も重税や武力による強制徴税の中で、次々とシバの地となっていた。20世紀初頭の保護国化前夜の相次ぐ反乱やクーデターでは、スルタンとバイアの関係にあったであろうマフゼンの地の民衆が、窮地にあったスルタンを支援するような忠誠に基づく動きは見られなかった。

保護領期には、反スルタン運動とムハンマド廃位、その後の反アラファ運動等からも、スルタンと民衆の間にバイアの関係は存在しなかったと捉えるべきであろう。しかし、だれをスルタンとするかという問題は別として、スルタンを君主とする統治体制については、ムハンマド支持派もアラファ支持派も疑いを持つことなく肯定していたし、その中には、30-50年前まではシバの地であってアラウィー朝スルタンの政治的権威を認めていなかったベルベル人たちも含まれていたのである。このことは後の国民統合の土壌の一つとなっていると考えてよいだろう。

以上に見たように、独立への過程では、アラウィー朝の長期継続やシャリーフであることの宗教的正統性、バイアの効用による何らかのものが、独立に向けた政治行動やそのきっかけとなったわけではない。それは様々な当事者による自分たちにとって最悪ではない選択と妥協の上に得られたものであり、スルタン・ムハンマドは、結果（独立獲得という成果物）があったがゆえに熱狂的な賞賛の対象となり、独立後の国王への忠誠心につながっていったのである。

王朝の長期政権や宗教的正統性は独立を達成できた要因ではなかったし、それらやその歴史的土壌が国民統合意識や国王への忠誠心を醸成したものでもないだろう。国王への忠誠心の土壌としては、保護領支配からの独立達成という成果を成し遂げた国王への賞賛と畏敬の念が大きかったのであり、長期継続王朝、シャリーフやバイアといった宗教的正統性は独立後に国王の下で国情が安定した時代となったからこそ、振り返って、それらを国民統合や国王への忠誠の歴史的土壌として位置づけられているのではなかろうか。ただし、

他の要素によって社会の安定がもたらされている現在のような状況においては、これらの宗教的正統性はその安定に対して付加的な効果をもたらすことはあるだろう。

5-2 ベルベル人の立ち位置と帰属意識

保護国化以前、シバの地のベルベル人たちは、スルタンの臣民としての意識はなく、モロッコ全体への帰属意識も希薄であった。スルタンによるハルカ、沿岸部やアルジェリア国境への異教徒・外国勢力の侵入についても、自らの地域・部族が影響を受けない限り、それらに対抗して行動を起こすことはなかったのである。また、20世紀初頭の混乱期においても、反乱に加わったベルベル人部族民たちの目的は、略奪による戦利品等目先の利益をめざしたものであり、外敵を排除する新政権を樹立するといった、より広い視野に基づく政治的なものではなかった。

1912年に保護領となり、15-22年かけてシバの地は平定され、初めてモロッコ全土が統一された。シバの地のベルベル人はフランス、スペインによる保護領統治下で形式上はスルタンの臣民となったが、それによって彼らの帰属意識が直ちに地域・部族からモロッコ全体へと変わるものではなかった。ベルベル人有力者たちは保護領下でカーイドやパシャとなり、伝統的部族社会が存続していた地域において、権力者の地位と経済的利益を確保した。彼らは保護領体制における協力者として利益を享受するようになったが、都市部でアラブ民族主義運動、反植民地運動が勢いを増していく中で、それらの運動を自分たちが享受している経済的利益構造を脅かすものとして嫌悪し、ナショナリストたちを擁護するスルタンにも反発するようになる。

このような過程で、ベルベル人豪族たちは、ナショナリストたちの運動はモロッコ全体としての社会変革をめざすものであり、それは自分たちの利益構造に影響するであろうことを肌で感じ取り、視野がそれまでの自らの部族・地域からモロッコ全体へと変化していったのである。そして、国内がさらに混迷を深めていく中で、ムハンマドやナショナリストたちに対する対立軸となり、それらを共通の敵としていた神秘主義教団とともに反スルタン運動を展開してフランスに圧力をかけ、その結果としてムハンマド廃位をもたらした。それまで、ベルベル人たちが遠隔地の部族と広域で同盟することはほとんどなかったが、

グラウィ主導の下、中部・南部を中心として、かつてなかったような規模の広域のベルベル人有力者たちが結集し、モロッコ全体の政治体制の方向性を左右するほどの大きな影響力を持つ政治勢力となったのである。このことは、16世紀以降で初めてベルベル人が広域で連携し、モロッコの政治体制の方向性を決定するうえでの大きな要素の一つとなったことを示している。

これは、ある意味ではベルベル人グループによるモロッコ社会全体への政治参加でもあり、後の新生モロッコにおける国民統合の土壌となったとも言えるものであろう。ベルベル人がかつてのような、自らの地域・部族にのみ帰属意識を持ち、自分たちに直接関係しない事象に対しては無関心であったならば、独立とその後の国民統合はさらに遠いものとなっていたと考えられる。そして、20世紀初頭から独立までの社会の状況変化の中で、ベルベル人たちの意識や政治行動の根底にあったのは宗教的なものと言うよりは、経済的な利害であった。

5-3 アラブ・ベルベルの民族対立

中世以降、ベルベル人对アラブ人の大きな民族対立・紛争はなかった。保護国化以前のスルタンによるシバの地に対する武力による強制徴税はベルベル人のみをターゲットとしたものではなかったし、保護国化後の仏によるベルベル勅令に対しても、アラブ人とベルベル人の受け止め方は異なっていたが、それは両民族の対立とはならなかった。その後、アラブ民族主義運動がアラブ人を中心とするナショナリストによる反仏・反植民地運動に発展し、保護領体制の受益者となっていたベルベル人豪族等保護領体制支持派と対立する。ナショナリスト側はテロ等暴力活動を展開し、保護領体制支持派はナショナリストを擁護したスルタン・ムハンマドを反イスラーム的として非難して反スルタン運動を展開してムハンマドを廃位に追い込んだ。これらはモロッコ社会の行方を左右する大きな政治的分断となったが、アラブ・ベルベルが民族として対立・武力衝突することはなかった。このことも、後の国民統合や社会の安定の基礎の一つであろう。もし、当時、国内で最大の軍事勢力であったベルベル豪族たちが武力による実力行使をしていたら、その後の展開は全く異なるものとなっていたと考えられ、現在の、「民族紛争のないモロッコ」が実現できてい

たか疑問である。

5-4 まとめ

20世紀初頭から独立までのモロッコ社会の変容を考察したが、混乱期においては、シャリーフやバイアといった宗教的正統性は、政権や社会の安定のため特段の効用を果たすものではなかった。また、現在のモロッコ人のうち保護国化前のシバの地の住民を祖先とする人びとはバイアの関係の歴史を共有しているわけではなく、それら宗教的正統性が独立後の国民統合の歴史的土壌といえるかについては懐疑的とならざるを得ない。ただし、他の要素によって安定が確保されている現在のような状況では、安定維持のための付加的な効果はあるだろう。

ベルベル人たちの意思決定や行動の根底には経済的利害があった。保護領体制の受益者であったベルベル人たちは、反植民地運動に対して危機意識を持ち、反スルタン運動が転機となって、帰属意識を部族・地域から国全体へと変化させていった。しかし、反スルタン運動はアラウィー朝を否定するものではなく、かつてシバの地の住民だったベルベル人を含めて、アラウィー朝スルタンによる統治体制を認めるようになった。

反植民地主義対保護領体制支持という政治的立場の違いはあっても、アラブとベルベルが民族として対立・衝突することはなかった。その背景としてモロッコにおいては、長い歴史の中でアラブとベルベルは互いにその差異を受容し、融和してきたことがある。そして、このことはベルベル人の帰属意識が国全体へと変化していったことと併せて現在のモロッコ社会の安定の基礎となっていると考えられる。

おわりに

モロッコの独立と同時代に君主制国家として独立を達成したが、その後、王制が崩壊したアラブ君主国として、エジプト王国（1923-1953年）、イラク王国（1932-1958年）、リビア王国（キレナイカ首長国、リビア連合王国、リビア王国 1949-1969年）、チュニジア王国（1956-1957年）、イエメン王国（ムタワッキル王国、1918-1962年）、シリア王国（1920年3月-1920年7月）がある。

これらの君主国の崩壊要因としては、アラブ民族主義の台頭や（エジプト、イラク）、実質的支配権を維持していた英国とそれに依存する王権への反発（エジプト、イラク）、王室や政府の腐敗（エジプト、イラク、リビア）、石油収入等富の不公平な配分に対する不満（リビア）、ナセル主義の青年将校等軍部によるクーデター（エジプト、イラク、イエメン、リビア）のようなことがあげられよう。

崩壊した君主国の多くは、英国の支援を受けて独立し、その後の政権運営においても王権は英国を後ろ盾としていた。これに対して、チュニジアではモロッコ同様、テロやゲリラ戦等によってフランスに対する反植民地運動が展開されたのであり、上記の君主国とは独立獲得の経緯が異なる。チュニジアとモロッコはともにフランスの保護国であり、同様の点も少なくないが、チュニジアのベイは人びとからモロッコのムハンマドのような独立運動の主役的存在とは見なされなかった。モロッコではムハンマドが仏によって国外追放されたが、チュニジアでは国外に追放されたのは君主制廃止論者であったネオ・ドゥストゥール党のブルギーバであり、党内権力争いで君主制維持派に勝利して主導権を握った。両国ともに独立運動を推進した政党の中に、共和制化の要素をかかえていたが、モロッコではムハンマドがイスティクラール党と距離を置き、同党は分裂、弱体化して君主制が継続され、チュニジアではブルギーバの下でネオ・ドゥストゥール党が権力を維持し、独立の翌年には議会の議決により王制から共和制に移行した。王権の正統性については、チュニジアのフサイン朝はオスマン帝国から派遣されたギリシャ系の軍人一族が現地で王朝化したものであり、モロッコ王家に匹敵する正統性は有していなかった。しかし、モロッコは王家の正統性によって共和制化を阻止したのではないし、仮にチュニジアの王家がモロッコ同様の正統性を有していたとしても、王制が続いていたとは言えないだろう。

上記のアラブ君主制諸国の崩壊では、民族や宗教・宗派といった国内のエスニック的対立や紛争がその大きな要因とはならなかったが、現代においては、それらは社会の分断や不安定化を招く恐れのあるものであり、国民統合を達成するうえでの最大のハードルの一つと言える。

月村太郎は多民族における民族紛争発生 of 構造的要因の一つとして、居住分布を3つの

パターンに分類して紛争のリスクを述べている。一つは集住パターンで、「陣取合戦」としての民族紛争が発生する可能性は低いが、自民族を分離・独立させようとする可能性があり、二つめの散住パターンは、成員間の大規模な接触が難しく、民族紛争を起こすだけの組織を成立させることが困難であり、三つめの混住パターンでは、特に複数に民族の居住密度が比較的近い場合、場所をめぐる「陣取合戦」として、民族紛争が発生しやすい³⁷⁵というものである。この考え方に立つと、トルコやイラクのクルド人は集住パターンであり、アルジェリアのカビール地方のベルベル人にも多少当てはまるところがある。モロッコのベルベル人は特定の地域に集中して居住していたのではなく、居住地域はモロッコ全体に分布していることから散住パターンであり、居住密度は近いとは言えず、混住には当たらないであろう。

月村はまた、民族紛争の予防策についての類型を述べており³⁷⁶、アラブ諸国では以下があてはまる。その一つがパワー・シェアリングで、各民族（エスニシティ）の利害対立を、譲歩を通じて緩和し、全体の利益を見つけようとするもので、レバノン³⁷⁷やイラク³⁷⁸があげられる。また、予防策としての連邦制は、国家を領域的にわけ、それらに権限を与えるもので少数派を保護しようとするものである。イラク北部のクルド人自治区に独自の議会の設置による自治を認めており、これは連邦とまではいかないまでも、ある種、連邦制的なものではある³⁷⁹。モロッコにおいてベルベル・アラブ間の民族対立や紛争は発生していないが、これは何らかの対立や紛争防止のための政策がとられたことによるものではない。モロッコの場合は、長い歴史の中で両民族の「融和と共存」が出来上がっているということであろう。

モロッコでは独立後には、国民統合、国民国家建設のための「モロッコ化」が進められた。オスマン帝国崩壊後のいくつかの中東諸国と同様、アラビア語教育が推進され、部族への帰属意識を解消するべく、ベルベル部族の境界を分断するように地方行政の区画が定められ、かつての部族長にかわって中央から地方行政の長が派遣された。「モロッコ化」は「アラブ化」でもあった。

このような中で、部族の解体やベルベル語の衰退に対する危機感が生まれ、1960年代後

半以降、ベルベル文化運動が展開され、1970-80年代には、その運動を推進するいくつもの団体・組織が設立された。「アラブ化」の中で、ベルベル語は公の場では制約を受けていたが、1994年には、国王ハサン2世がベルベル語方言の存在を認め、ベルベル3方言によるテレビ・ニュースが開始された。2000年にはベルベル人運動家による「ベルベル宣言」が出され、ベルベル3方言を統一した「ベルベル語」の公用語化を求めた。

現国王ムハンマド6世の時代となり、2001年には、王立アマズィグ文化院が設立され、モロッコにおけるアイデンティティの複数性が公認され、2003年には、初等教育レベルでベルベル語の授業の導入が発表された。そして、「アラブの春」後の2011年憲法においては、アマズィグ（ベルベル）がモロッコのアイデンティティの一つとして含められ、ベルベル語（タマズィクト）が公用語として認められた。

しかしながら、ベルベル語の公用語としての地位は不十分との認識から、2019年6月には、国会（下院）で公用語としての地位を確認する法案を全会一致で可決した。このように、モロッコにおけるベルベル人のアイデンティティは徐々に認められてきた。現国王は特にこのことに対して積極的と評されている。

一方、ベルベル人が多く住む地域の中でも北部のリーフ地域は中部、南部アトラスとは事情が異なるということがある。リーフ地域では保護国化以前から紛争が頻発していたが、独立直前の解放軍による反乱、直後にも別の紛争が発生し³⁸⁰、政治・社会の安定においてはリスク地帯として残った³⁸¹。

歴代スルタンは中部アトラスの有力ベルベル人女性を妻とし、姻戚関係を結んだ³⁸²。現国王ムハンマド6世の母（ハサン2世の妻）は中部アトラス出身のベルベル人である³⁸³。しかしながら、リーフ地域については独立直後の紛争に対するハサン2世による鎮圧で多数の住民が死亡し、ハサン2世はバイアの儀式でも北部には一歩も足を踏み入れなかった。ムハンマド6世（慣習を踏襲せず、ベルベル人とは結婚しなかった）は、就任後すぐにモロッコ北部を訪れたが、それはアルホセイマ等リーフ地域ではなく、タンジェ、テトゥアンであった。その後、北部にもタンジェの新地中海港や高速道路敷設等の経済的支援がなされたが、リーフ地域では大きな経済施策はほとんどなされず、リーフでの主なプロジェクトはアルホセイマ国際空港ぐらいである。

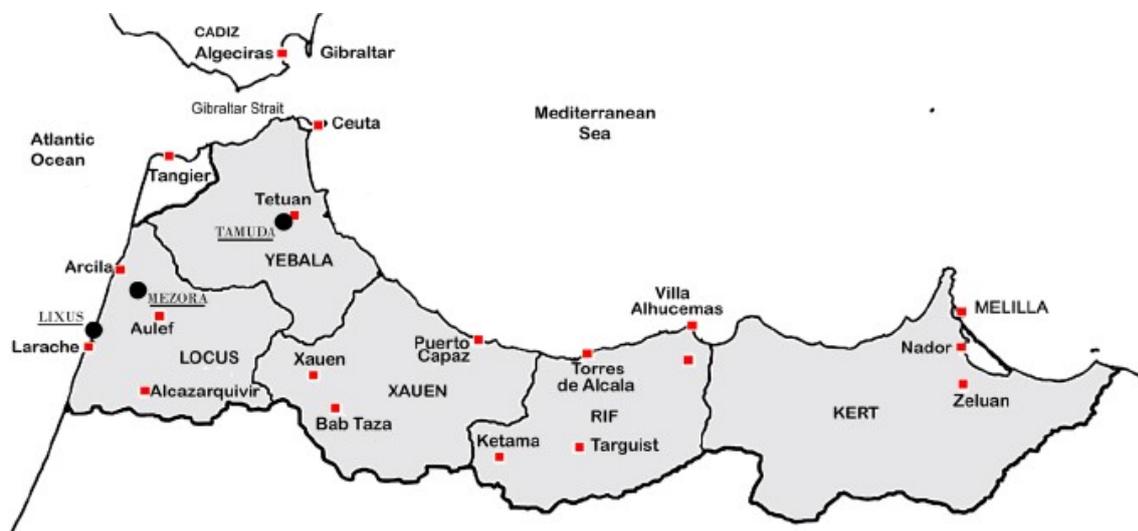
ムハンマド 6 世は毎年のバイアの巡幸に北部の都市を含めるようになったが、それらはタンジェやテトゥアンであり、リーフの中心都市のアルホセイマは含まれていない³⁸⁴。アルホセイマはアブドゥルカリームの出身地であり、2011 年のモロッコの「アラブの春」では、他の大都市同様に大規模デモと銀行襲撃等の暴動が発生し、2016 年の魚売りの青年の事故死を受けての政府に対する大規模抗議デモをはじめその後の政権批判のデモもアルホセイマが皮切りとなって他の大都市に波及することが多い。

そのような政権批判のデモや騒乱の要因として、リーフ地方の他地域と比較した経済的立ち遅れや同地域に対するネグレクトがあると言われている³⁸⁵。ベルベル人が多く居住する地域でも、北部のリーフと中部・南部等他地域では言語以外ではどのような差異があるのか、その実態と背景について考察することを今後の課題としたい。

本稿は、20 世紀初頭から独立までを射程として、モロッコの政治社会の変容の実像を明らかにするとともに、宗教的正統性を含めてどのようなことが独立後の国民統合や社会の安定の土壌となっていたのかについて考察した。本邦での先行研究の多くが、モロッコの民衆や民族運動についてアラブ人を前提として考察している中で、ベルベル人の立ち位置や意識変化に着眼して考察したものであり、一定の問題提起をすることができたのではないかと思う。しかしながら、本稿は根拠とすべき歴史的事実やその解釈について、十分なデータによって論じているとは言えず、加えてそれらの多くは先行研究等の文献や資料に依存しており、なお不断に新たな論拠の発掘を求められる段階にある。そのような点を含めて、ご批判をいただければ幸甚である。

以 上

図4 ス페인領モロッコ（北部モロッコ保護領）



YEBARA：ジェバーラ地域、LOCUS：西部地域、XAUEN：シャウエン（ゴマーラ地域）、RIF：リーフ地域、KERT：東部地域（カリーヤ）、なお、セウタとメリーリャは直轄領、タンジェは国際管理

出所：Wikipedia: Commons Morocco-Spanish-Protectorate 1955 a.svg および 深澤（2015）等より筆者作成

表2 歴代のスルタンとフランス保護領総督

スルタン（在任期間）	仏総督氏名（姓のカタカナ表記）	在任期間
ユースフ・ビン・ハサン (1912-1927)	Louis Hubert Gonzalve Lyautey（リヨテ）	1912/4- 1925/10
	Henri Gouraud (Acting/代行)（グロー）	1916/12- 1917/3
ムハンマド・ベン・ユースフ (1927-1953/8)	Théodore Steeg（ステーク）	1925/10- 1929/1
	Lucien Saint（サン）	1929/1- 1933/8

	Auguste Henri Ponsot (ボンソ)	1933/8- 1936/3
	Marcel Payrouton (ペイルートン)	1936/3- 1936/9
	Charles Hippolyte Noguès (ノゲ)	1936/9- 1943/6
	Gabriel Puaux (ピュオー)	1943/6- 1946/3
	Eirik Labonne (ラボンス)	1946/3- 1947/5
	Alphonse Pierre Juin (ジュアン)	1947/5- 1951/7
ムハンマド・ベン・アラファ (1953/8-1955/10)	Augustin Léon Guillaume (ギョーム)	1951/7- 1954/6
	Francis Lacoste (ラコスト)	1954/6- 1955/6
	Gilbert Yves Edmond Grandval (グランヴァル)	1955/6- 1955/8
ムハンマド・ベン・ユースフ (1955/10-1962)	Pierre Boyer de Latour (ラ・トゥール)	1955/8- 1955/11
	Andre Louis Dubois (デュボワ)	1955/11- 1956/3

出所：Miller(2013)、Pennell(2000)、池田(2013)、Wikipedia: Le résident général de France au Maroc 等より筆者作成

表3 略年表（反スルタン運動以降）

年月	主な出来事
1951年/1月	グラウイ、ムハンマドを非難：もはやモロッコのスルタンではない
1951年/7月	エジプトでナセル等によるクーデター
1953年/3月	グラウイとカーイドたちが集会、ムハンマド退位の請願書を部族長間で回覧
1953年/4月	仏本国から保護領への訓令：スルタン廃位要求には断じて応じない
1953年/4月	キッターニ主催で1500の神秘主義教団がフェズで集会、反スルタン運動拡大を決議
1953年/6月	エジプト王国が廃され、共和制に移行
1953年/6月	フェズ、セフルー、メクネス等のパシャが、ムハンマドに忠誠を誓う声明
1953年/6月	グラウイによる発言：廃位にはもはや仏同意は必要なし、新スルタンは王家からカーイドたちによって選ばれるだろう
1953年/7月	グラウイ等がスルタンはイステイクラル党を非難すべきとの請願書を国内で回覧、ムハンマドは請願を拒絶
1953年/7月	仏本国は全権公使ブレッソンに、グラウイを思いとどまらせるよう訓令
1953年/8月	キッターニがコメント：新しいスルタンを選ぶ自由を欲する
1953年/8月	15日、グラウイ、キッターニ、多数のパシャとカーイドが集結し、アラウィー家王族のアラファ（グラウイ家とも縁戚）をイマームとして擁立
1953年/8月	17日、グラウイ、マラケシュでベルベル兵の動員を開始。18日、仏に対しムハンマド廃位要求を最後通告
1953年/8月	仏総督からの運動中止要請に対し、グラウイは、既にベルベル兵はラバトに向けて進軍開始したとして拒絶
1953年/8月	仏がムハンマドに自発的退位を要請、ムハンマドは拒否
1953年/8月	20日、仏はムハンマドを廃位し、コルシカへ追放（その後、マダガスカルへ）、新スルタン・アラファ即位

1954年5月	ディエン・ビエン・フー（仏領インドシナ）陥落
1954年	ベッカイによる提案（摂政評議会を設置し、復位問題は棚上げ）
1954年10月	仏・ムハンマド会談、ムハンマドは摂政評議会案に同意
1954年11月	アルジェリアで武装蜂起（アルジェリア独立戦争：1962年3月まで）
1954年12月	仏がムハンマドに、「王位委員会設置、アラファ退位、ムハンマド復位の問題は棚上げ」の案を提示、ムハンマド了承
1955年4月	バンドン会議（民族自決、反植民地主義）
1955年5月	カサブランカでテロ、モロッコ全土に拡大
1955年6月	仏本国、モロッコ問題解決に着手する宣言
1955年7月	仏本国から新総督への訓令：モロッコ人に統治権限を委譲し、仏とモロッコによる共同主権の考えは排除
1955年7月	仏がアラファの退位についてメクネス地域のカーイドに意向聴取（結果：殆どが仏方針に従う）
1955年8月	5日、アラファ、メディアに対し、絶対に退位しない旨表明
1955年8月	グラウイ、アラファの退位を容認。しかし、後任は自分が選ぶ候補者から選ばれるべきとコメント
1955年8月	22-25日、エクス・レ・バン会議
1955年8月	本国から仏総督に訓令；エクス・レ・バン合意の実行、王位委員会が新政府を任命、国内で民主的政治体制を樹立、国内自治のためフランスと交渉に入る
1955年8月	仏がアラファに退位要請、アラファは拒絶
1955年8月	仏総督がアラファに対し、国内主要勢力を結集した内閣を発足させるよう要請、アラファは拒絶
1955年9月	ムハンマドと仏使節会談。仏の方針についてムハンマドは概ね承認
1955年9月	5日、ベッカイ等穏健派使節団がムハンマドを訪問
1955年9月	16日、アラファ、仏総督に対し、退位しないと表明
1955年9月	22日、エジプトがチェコスロバキアと（実質ソ連と）軍備取引協定締結

1955年9月	29日、アラファが退位に応じ、後任ムハマドを指名し、タンジェに亡命
1955年10月	1-3日、アルジェリア国境に近いリーフ地方で反仏武装蜂起発生、アラル・ファシーはカイロから反仏武力闘争を訴える
1955年10月	4日、アラル・ファシー、モロッコとアルジェリアの解放闘争のための「マグレブ解放軍」の設置を宣言
1955年10月	25日、グラウイ、ムハンマドの復位を認める声明
1955年10月	31日、アラファが退位、仏はムハンマドの復位を承認
1955年11月	1日、ムハンマド、マダガスカルから仏へ移動
1955年11月	6日、仏首相フォールとムハンマド会談。「仏と恒久的な政治的紐帯を持つ独立国の地位」を与えると宣言、フェズ条約破棄には触れられず
1955年11月	16日、ムハンマドがラバトに帰還し、正式にスルタンに復位、演説では、フェズ条約破棄について言及されず。リーフ反乱やテロは継続
1955年11月	26日、ムハンマドがベッカイを新首相に任命
1955年12月	スペイン領高等弁務官が声明：スペイン領モロッコの自治を支持する
1956年1月	2日、仏総選挙で、社会党が勝利
1956年1月	解放軍の反乱がスペイン領内にまで及び、仏と西は反乱対応における軍事協力合意
1956年1月	中旬、リーフ反乱やテロ活動に対し、ムハンマドが平穏を呼びかけるも効果なし
1956年1月	23日、グラウイ死去（病死）
1956年3月	2日、仏・モロッコ独立協定調印。フェズ条約破棄、外交・防衛権を含む独立協定締結、ベッカイ首相が署名
1956年3月	20日、仏・チュニジア独立協定調印。独立時点では、ベイを君主とするチュニジア王国（フサイン朝）、翌1957年に王制廃止、共和制に移行
1956年3月	29日、リーフ解放軍が一時停戦を宣言、ムハンマドに対して忠誠を誓う

出所：池田（2007）、（2013）、Pennell（2000）、Abun-Nasr（1993）等より筆者作成

<注>

- ¹ 白谷 (2017b) p.328.
- ² 白谷 (2017a) p.110.
- ³ 聖者たちが持つとされる超能力で、傷病を治療したり、豊作をもたらすと信じられた。
- ⁴ 白谷 (2017a) 前掲書 p.125.
- ⁵ 中川(2005) p.110.
- ⁶ 同論文 p.111.
- ⁷ 私市(2004) p.55.
- ⁸ 同書 p.85.
- ⁹ 同書 pp.94,95.
- ¹⁰ 1911年のアッカによる反乱、保護国化直後のエル・ヒバによる反乱
- ¹¹ ゲルナー(1991) pp.403,404. ゲルナーは、独立直後の地方の反乱の考察において、モロッコの歴史は都市対地方、政府対部族の関係の歴史であり、それは三つの局面を通過したとする。そのうち、一つは伝統社会(だいたい1912年頃まで、幾つかの地域はもっと遅くまで)、二つ目はフランス統治期、三つ目を独立期と捉えている。
- ¹² ゲルナー(1991) 前掲書 p.404.
- ¹³ Burke (1976) p.11.
- ¹⁴ ギアーツ (1973) p.14. ギアーツは、15-17世紀のモロッコにおける多数のシャリーフ出現について、「地方の聖者すなわちマラブーたち、預言者の子孫である人物たち、ないしは、単に不思議な事態を惹き起こす異常能力を駆使できる活発な人物が、各地に一斉に出現して、(中略)権力を確立せんものと競い合ったのである」のように述べている。
- ¹⁵ ほとんどが地方のカーイドやパシャ等のベルベル人であった。
- ¹⁶ Burke op.cit.p.77.
- ¹⁷ 同書 op.cit. p.11. バークはモロッコにおける預言者の血統のうち、イドリース、アラウィー、カダリスの3つが重要なシャリーフの系統であったとしている。
- ¹⁸ 堀内 (1991) p.101.
- ¹⁹ Pennell (2013) p.81. ペネルは、アラウィー朝のシャリーフの血統は、イドリース系の血統ほどの権威はなかったとしている。
- ²⁰ Burke op.cit. p.11.
- ²¹ 森本一夫 (2010) p.77.
- ²² 宮地美江子 (1997) p.292. 宮地美江子は、マグリブでもシャリーフの一族は無数に存在するとしている。
- ²³ 白谷 (2017a) 前掲書 pp.118,125.
- ²⁴ 私市 (2004) 前掲書 pp.84,85,95.
- ²⁵ 私市 (2017) p.188.

-
- 26 中川恵 (2005) 前掲論文 p.116.
- 27 同論文 p.116.
- 28 ギアーツ 前掲書 p.134.
- 29 ゲルナー (1991) 前掲書 p.378.
- 30 ムハンマドのいここにあたる (おじとする文献もある)。グラウィー族との関係では、アラファの父のムーレイ・アラファ・ビン・ムハンマド (スルタン・ムハンマド 4 世の息子) はグラウィー族の女性を妻とした。
- 31 セルヴィエ (2021) pp.107-118.、宮地美江子 (1987) pp.157-159. など
- 32 ギアーツ 前掲書 pp.136,137.
- 33 ゲルナー (1991) 前掲書 p.383.
- 34 同書 p.404.
- 35 同書 (1991)p.406.
- 36 同書 (1991) p.410.
- 37 セルヴィエ 前掲書 p.168.
- 38 Felipe (2016) p.193.
- 39 斎藤 (2006) pp.72-76.
- 40 宮地 (1978) p.114.、宮地美江子 (1997) 前掲書 p.297.、池田 (2013) p.31.など
- 41 宮地美江子 (1997) 前掲書 p.280.
- 42 深澤 (2000b) p.17.
- 43 同論文 p.17.
- 44 斎藤 (2018) p.152.
- 45 Pennell (2000) p.290.
- 46 ゲルナー (1991) 前掲書 p.378,382.
- 47 アンリ・グロー将軍 (リヨテ総督の部下で、1916-17 年のリヨテ総督不在時の総督代行)
- 48 Pennell (2000) op.cit. pp.165,166,176.
- 49 Pennell は、「沈黙」の状態であったと述べている。
- 50 Pennell (2000) op.cit. p.216. 一方で、ペネルは、フランスがシャリーアの法に戻りたいものは申し出るように通達したところ、ゼンムールとユースィの部族がその申し出をしたが、伝達者は逮捕されてしまったという事実も紹介している。
- 51 池田 (2013) 前掲書 p.31.
- 52 Waterbury (1970) p.35.
- 53 池田 (2013) 前掲書 pp.258,159. 池田は、東西両陣営の中間の立場を取り、両陣営を競わせて国家建設を進めようとするものとして「中立主義」としている。
長沢 (2002) p.497. 長沢は、このナセルの中立主義政策について「ナセルは、米ソ双方からの援助を天秤にかける積極的中立の外交をとっていたが、(中略) 1955 年 9 月チェコ製の武器購入に踏み切った」と述べている。
- 54 本稿では、先行研究を引用・参照している箇所においては執筆者の原文 (外国語の場

合は訳者)の表現を使用した。基本的には帰属意識は集団・組織・地域等に対するものとして、同胞意識は隣接または遠隔地の部族との民族的に同一である仲間意識として使用しているが、二つの言葉はカバーする領域が重なる部分もあり、脈絡によってはいずれも使用可の場合がある。

- ⁵⁵ モロッコ北部のアイト・イズナッセン (ベニ・スナッセン) 出身のベルベル人、仏領体制で教育を受け、仏領軍幹部を経てセフルーのパシャとなった。仏との独立交渉では主要な役割を演じ、新生モロッコの初代首相となった。
- ⁵⁶ 近年では、アルジェリアでは約 20%、チュニジアでは 1-2%程度である。
- ⁵⁷ また、現地王朝が存続したことで、アルジェリアに比し、植民地化のタイミングが後ろにずれ込み、その態様も異なるものとなった (アルジェリア：内地化、モロッコ：保護国化)。一方、旧態依然とした中世的統治形態が 20 世紀初頭まで続いた。
- ⁵⁸ モロッコのアラビア語の国名は、*المملكة المغربية* (Al-Mamlaka al-Maghribiya : アル＝マムラカ・アル＝マグリビーヤ) であり、直訳すると「西の王国」である。モロッコはヨーロッパ人がマラケシュ (ベルベル語「神の国」が語源) の地名からそのように呼んだものと言われる。これに対し、アルジェリアではアル・ジャザーイル (島々) が、チュニジアはチュニス の地名が国名の由来である。
- ⁵⁹ Burke op.cit. p.3. バークは、1913 年のフランスによる人口調査では、全体で約 500 万人程度であり、うち都市部の人口は約 23 万人であったとの見方をしている。また、都市部の人口は 35 万人であったとする Daniel Noin の説も紹介している。
- ⁶⁰ 斎藤 (2018) 前掲書 p.146.では 4-6 割としている。モロッコにおけるベルベル人の人口割合については、正確な数字は不明であり、4 割程度とする文献もある。
- ⁶¹ Burke op.cit. p.3. バークは、1900 年の時点のモロッコのベルベル人の人口割合は約 60%であったとしている。
- ⁶² 池田 (2013) 前掲書 p.21.
- ⁶³ 深澤 (2000a) pp.44,45. 深澤は、1930 年代後半のスペイン領モロッコの全人口は約 99 万人、うちムスリムが 91 万 4 千人 (ベルベル・アラブの区分は難しいが、ムスリム人口のうち、約 80%がベルベル系という数字がある) としている。
- ⁶⁴ 塩川 (2011) p.126.
- ⁶⁵ ベルベル人による妖怪、呪術等の土俗信仰はイスラーム化 (クルアーン 72 章、ジン) によってもたらされたというよりは、アラブ同様、ジャーヒリーヤの頃からの信仰として存在していたととらえるべきであろう。
- ⁶⁶ 私市 (2004) 前掲書 p.27-36. 私市による説明のポイントは以下のとおりである。

8 世紀のバルガワータ族のサーリフ・ブン・タリーフは、ムハンマドが最後の預言者であることを否定し、自らを最後の預言者とし、また、ベルベル語のクルアーンを作成し、神から授けられたと主張した。預言者サーリフの唾液の効能など部族の呪術信仰を守った。生活倫理ではいとことの結婚や奴隷女性の所有は禁止されていた。

10世紀のグマール族のアブー・ムハンマドはハー・ミームと名乗り、自分が最後の預言者であると主張し、ベルベル語でクルアーンを作成した。礼拝、断食や食生活等で独自の規則（鳥・卵食の禁止、雌豚は食しても可等）を制定し、魔術・呪術信仰を守った。

67 ギアーツ 前掲書 pp.123,124.

68 セルヴィエ 前掲書 p.168.

69 同書 p.109.

70 ラビノー (1980) p.77-82. 木炭コンロ、トーチ、毒蛇を使用し、聖者の周りで踊り手がトランス状態となり、トーチを口の中に入れる等の治病儀式。

71 斎藤 (2010) p.75. モロッコ南西部のオート・アトラスとアンティ・アトラスに囲まれた平野部を含む（スース地方など）。ベルベル語方言はタシュリヒート。

72 斎藤 (2010) 前掲論文 pp.80,81,85. アラビア語のファキーフのモロッコ方言、モロッコではイスラーム法学者の側面以外に、モスクを預かったり、寺子屋（クッターブ）での教師をしたりする役割を持つ。住民の希望により、代書、葬儀でのクルアーン読誦のほか、薬草等による病の治療や助言を行う。斎藤は滞在先家族等からフキーの中には占い等超自然的な力で病気治療を行う者がいると聞いている。

73 斎藤 (2010) 前掲論文 pp.79-83. 卵、竹ペン、紙、円錐形に固めた砂糖、オリーブ油などを使用した治療で、卵を使用した占い術や、邪視、呪術に対して用いる薬草を使用するが、トランス状態となる踊りなどはない。フキーは、「ジン（精霊）に触れられたかどうか」について明言せず。病気の原因や未来になにが起きるかについては、シルク・ピッラー（シルクは偶像崇拜、多神崇拜）につながるとして明言を避けた。

74 斎藤 (2018) 前掲書 p.144. 斎藤は、イブン=ハルドゥーンを「ベルベル系の歴史家」としている。これに対して、余部福三は、イブン=ハルドゥーンの祖先であるハルドゥーン家は9世紀末にはセビーリヤで最も有力なアラブの一族であったとしている。余部(1992) p.246.

75 イブン=ハルドゥーン(2001 b) p.451.

76 同書(2001 b) p.452.

77 アラブ侵入前、イベリア半島には西ゴート王国が存在した。現在、スペイン領自治都市となっているセウタは、西ゴート王国の飛び地であった。711年、イスラーム勢力はセウタから対岸のジブラルタルに侵攻し、西ゴート王国を滅ぼした。

78 イブン=ハルドゥーン前掲書 p.479. (訳者、森本公誠による注) ハワーリジュ派教徒で、740年に反乱を起こし、カリフを称した。

79 同書 pp.478,479.

80 ムラービト朝(1056-1147年)、ムワヒッド朝(1130-1269年)、マリーン朝(1196-1465年)

81 ギアーツ 前掲書 pp.79-81.

82 堀内 (1991) 前掲論文 p.102. 堀内は、「多くの場所において、ベルベル部族女性から嫁を提供されることは、部族から「聖者」として認められたことを意味した」とす 113

る。

イブン=ハルドゥーン(2001a) p.79. では、「カリフ、アリーの子ハサンの後裔で、モロッコにおいてイマームとなったイドリース=ブン=イドリース=ブン=アブドゥラー=ブン=ハサン(大イドリース)はベルベル人と結婚して、(中略)砂漠の生活に根を下ろしていた。モロッコのベルベル族はすべて、小イドリース(大イドリースの息子)を父の後継として忠誠を誓うことに一致した。彼らは一致してイドリースに服従したのである」と説明されている。

- 83 イドリース1世は対抗勢力からサハラ方面に逃亡していたが、その子孫が大アトラス地域一帯でベルベル諸部族の宗教教師として招かれて散っていった。堀内(1991)前掲論文 p.101.
- 84 イブン=ハルドゥーン(2001a)前掲書 p.87 イスラーム法学者たちはマフディーの教義や血統は偽りとして非難したが、彼の意見が認められた。
- 85 強力な軍事力で勢力範囲を拡大し、首都メクネスを建設。母は黒人奴隷であった。
- 86 ギアーツ前掲書 pp.49-57. 父親はアラブ人で、イドリース2世の血を引くシャリーフであったとされる。
- 87 私市(2004)前掲書 p.207.
- 88 ギアーツ前掲書 pp.136,137.
- 89 ゲルナー(1991)前掲書 p.383.
- 90 斎藤(2006)前掲書 p.76.
- 91 ギアーツ前掲書 p.15. 一方で、ギアーツは、「ベルベル人におけるイスラームは(中略)、基本的には聖者崇拜であり、道徳的厳格さ、呪術的な権力、ならびに攻撃的な敬虔思想である」と述べている。
- 92 タリフィート(北部・リーフ)、タマズイクト(中部)、タシュリヒート(南部)
- 93 南部方言と中部方言は意思疎通が可能な場合もあるが、北部のリーフ方言とは全く意思疎通不可能である。また、近隣部族でも方言やアラビア語化の有無や程度により差異があり、互いに意思疎通が不可能な場合がある。
- 94 斎藤(2006)前掲書 p.78. 斎藤は、ベルベル語は独自の文字を持たない言語とされているとし、唯一発見されたベルベル人の文字としては、古代リビアの碑文があり(解読されていない)、ティフィナグ文字と共通する部分があるとする。なお、その他の多くの文献でも、文字は持たなかったとされており、ベルベル語の文字がアラビア語によって駆逐されたというより、アラブ進出以前から文字は使用されていなかったと解釈すべきであろう。
- 95 セルヴィエ前掲書 p.41. セルヴィエは、方言上の差異の理由として、書き言葉の欠如に加えて、居住空間が広大であったこと、諸集団が異なっていたこと、同一集団でも分岐集団間では社会関係が欠如していたことであるとしている。
- 96 斎藤(2018)前掲書 p.146. 斎藤は、「ベルベル語系諸言語集団は各地で独自の歴史を

文化を育んできた一方で、遠隔地の言語集団とは没交渉的であったこともあり、一つの統一的な民族としての意識を有してこなかったと考えられる」と述べている。

⁹⁷ 同根の部族との連合は存在した。また、反乱に際して周辺部族と同盟（レフ）を結ぶことはあった。

⁹⁸ ゲルナー(1991) 前掲書 p.392. ゲルナーはロベール・モンターニュの見方を参照。

⁹⁹ 嶋田(1977) p.40. ジャマア（ジャマーア）について、嶋田襄平は『イスラームの国家と社会』で、さまざまな集団と盟約を結び、ウンマに結びつけて成立した政治的構成体とし、のちにイスラーム国家を意味する言葉となったとする。

佐藤 (2004) pp.15.16. 佐藤次高は、イスラームの信仰を基礎とした共同体であり、しばしばウンマと同義に用いられるとし、ジャマーアが権力体としてイスラーム国家を意味するようになったとする説に反論している。

¹⁰⁰ ゲルナー(1991) 前掲書 pp.381-383. 「ジャマア」、「jama'as」は、部族会議を持つベルベル人部族による独立した小国家（共和国）。部族会議は全ての部族に存在したわけではなく、また、存在しても部族長や有力者が実権を持った場合も多かった。「いくつかの部族は、各世帯の長から構成されるかなり平等主義的な部族会議によって統治されていた。」「様々な規模の部族集団がそれぞれに議会を有し、（中略）規模の大きなものはより小さいいくつかの単位を包摂するというふうになっていた。」と述べている。

¹⁰¹ 同書 p.381. ゲルナーは、マグレブの山岳地帯は 5000-6000 の小さな初歩的国家であったとする。

堀内 (1991) 前掲論文 p.116 堀内によると、17世紀当時、大アトラスの山間部の小さな山村であるタズロフト村はアイト・アイヤーシュ等ベルベル9部族で構成されていた。現在はベルベル系4部族となっている。

また、独立後初代首相のベッカイはベルベル系のベニ・スナッセン出身（ベルベル語では、アイト・イズナッセン）であるが、スナッセンのベルベル部族は4つのベルベル系部族に分かれる。海岸に近い狭い平地にはアラブ系の4部族、海岸から離れた奥まった山地はベルベル4部族の地域である。(Wikipedia: Beni-Snassen)

リーフ地域西方のジェバーラ地方は約40部族に分かれている。(Wikipedia: Jebala people)

¹⁰² ゲルナー (1991) 前掲書 p.406. ゲルナーは、マフゼンによる部族討伐軍について、「政府とはかなり頻繁に巡回して歩く宮廷と軍隊のことで、『首都』は複数存在した」と述べている。

¹⁰³ 保護国化以前の古いデータはないが、近年では、モロッコの食料自給率は小麦が72%、牛乳が87%、肉・野菜・果物が100%（在モロッコ日本大使館による2014年3月のモロッコ経済情勢報告、同報告はモロッコ農業・漁業大臣による発表を参照）。また、他のアラブ諸国との穀物自給率の比較では、モロッコ64%、エジプト46%、チュニジア43%、アルジェリア36%、イラク34%、レバノン10%、サウジアラビア等GCC諸国は10%未満（農林水産省による諸外国の穀物自給率(2018)(試算)、資料：2021年「食料需給表」、FAO「Food Balance Sheet」2021年6月1日現在）であり、モロッコの数値は突出して高い。これらの数値は現代のものであるが、灌漑等収穫量

増強のための農業近代化政策はモロッコに限ったものでないため、モロッコの穀物自給等の食糧事情は、近代以前から所与の降雨、積雪等自然環境により、相対的に恵まれていたものと推察される。

- ¹⁰⁴ マズローの五段階欲求では、生理的欲求と安全確保の欲求を、第 1、第 2 段階の基本的・本能的欲求とする。
- ¹⁰⁵ 松木 (2017) p.314. 松木は、社会がより複雑になることで、戦争の要因として、物質的な利得から、非物質的なものとなる場合が多くなり、「非物質的な利得には、物理的な限界がない」とし、非物質的な利得として、「神のために」、「国のために」、「王のために」のような精神的充足、みずからのアイデンティティ確認等をあげている。保護国化前のモロッコのベルベル人にとっては「一族、部族の物質的利得のため」が大きく、非物質的な利得を求めるような社会ではなかったとも考えられる。物質的利得のためであれば、戦争、略奪は生活維持に必要な範囲で良く、遠隔地まで勢力を拡大するような戦争の必要はなかったとの見方もできよう。
- ¹⁰⁶ ラビノー 前掲書 p.91.
- ¹⁰⁷ 同書 p.88.
- ¹⁰⁸ 同書 p.119.
- ¹⁰⁹ 旧スペイン保護領のジェバーラ地方（リーフ地域の西方）は、アラビア語化したベルベル人地域で、言語はアラビア語のジェバーラ方言である。しかし、言葉の 40 パーセントはアラビア語由来であるが、文法はベルベル語の影響を大きく受けたものである。(Wikipedia: Jebala people)
- ¹¹⁰ ラビノー 前掲書 p.196.
- ¹¹¹ 同書 p.196.
- ¹¹² 同論文 p.102.
- ¹¹³ より詳細な経緯は注 254.を参照されたい。
- ¹¹⁴ 堀内 (1991) 前掲論文 p.101.
- ¹¹⁵ 斎藤 (2018) 前掲書 p.147.
- ¹¹⁶ クルド人の各国での人口比率は、イラク：15-20%、シリア：約 10%、トルコ：15-17%、イラン：約 8%である。
- ¹¹⁷ 川上 (2002) p.50.
- ¹¹⁸ 南村 (1988) pp.29,30. 南村によると以下のとおりである。ギッシュ 4 グループ；
1. シェラガ（旧サアド朝のアラブ人兵と 3 つのベルベル部族から徴募した）、2. ウダヤ（第 2 代イスマーイルが創設したアラブ人のみの軍隊）、プアケル（イスマーイルが編成した黒人兵部隊）、シェラルダ（第 7 代ラフマーンがマラケシュのハウズ出身の部族をフェズに転住させギッシュに加えた）
- ¹¹⁹ 弟のグラウイ（タミ）はマラケシュのパシャとなり、フランス保護領統治下で親仏のベルベル人伝統主義者勢力のリーダーとして、スルタンのムハンマドを廃位に追い込んだ。
- ¹²⁰ グラウイ一族の Lalla Nufissa はスルタン・ムハンマド 4 世の息子の妻となったが、マダニ・グラウイやタミ・グラウイのいここにあたる。ムハンマド 4 世はアブドゥル 116

アズィーズ、アブドゥル・ハフィーズ、ムハンマド・ベン・アラファの祖父であり、ムハンマド・ベン・ユースフ（後のムハンマド5世）の曾祖父にあたる。

- 121 ゲルナー（1991）前掲書 p.406. ゲルナーは、「巡礼者は定期的な巡礼に赴くため境界を越え、市場も両方の地域で開かれた。また、宗教教団は支部を両側に持っていたし、地方の聖者も信奉者を両側から得ていた」と説明している。
- 122 ハルカは軍隊のほか、宮廷の役人から召使等の使用人に至るまで引き連れて数か月も遠征するもので、膨大な費用を要し、財政悪化の要因の一つであった。
- 123 ローガン（2013a）p.346.
- 124 ゲルナー（1991）前掲書 p.405. 同時に、近代の国家の見方からすると、「国ではない」としている。
- 125 ゲルナー（1991）前掲書 p.405.
- 126 同書 p.384.
- 127 同書 p.381.
- 128 ギアーツ 前掲書 p.136.
- 129 南部のグラウィー族や、北部リーフ地域でカーイド（法官）であったアブドゥルカリーム一族のようにマフゼンの地にはベルベル人部族も存在した。
- 130 同根部族や近隣部族との連南部族は存在した。
- 131 堀内（1991）前掲論文 pp.101,102.
- 132 アブドゥル・ハフィーズによる弟スルタンのアブドゥル・アズィーズに対するクーデターはマラケシュのベルベル人有力者のグラウィ兄弟が支援して成功し、グラウィ（兄、マダニ）はマフゼンの大宰相に、（弟、タミ）はマラケシュのパシャに任命されたが、その後ハフィーズの不興を買って、兄弟ともに解任された。仏保護領体制となり、グラウィ（タミ）は、エル・ヒバの反乱において仏側を支援し、マラケシュのパシャに再度任命され、後にスルタン・ムハンマドの廃位運動を展開する。
- 133 略奪における戦利品獲得は、時代、地域、民族を問わず行われていたのであり、イスラーム以前から存在したものである。反乱に参加した部族民がイスラーム化していたためにクルアーン（8章）で認められた略奪に及んだのではなく、部族・一族の生活のため、戦利品獲得のための略奪という目的意識があり、それは当然の行為であった。一方、クルアーンで正当化されていたため、何等の罪悪感なしとの意識が補強されたと考えるのが妥当であろう。
- ジャン・セルヴィエは、7世紀のアラブ人進出時、「ベルベル部族民にとっては、このイスラームの秩序は略奪や反乱の邪魔になる恐れがある限りは、受け入れがたいものであり、したがって彼らは、アラブと戦うため、族長クサイラの下に再結集した」のように、イスラーム化以前からベルベル人たちにとって略奪は重要なものであったことを述べている。セルヴィエ 前掲書 p.84.
- また、ジェームス・C.スコットはベルベル人の有名なことわざとして、「略奪こそわれらの耕作」を紹介している。スコット（2019）pp.35,215.

なお、井筒俊彦によるクルアーンに関連部分の訳は以下のとおりである。

井筒 (1957) pp.284,291,297.

1 節、みながお前に戦利品のことで質問したら、こうこたえるがよい、「すべて戦利品はアッラーと使徒のもの。されば汝ら、アッラーを恐れ、お互いの関係を正しくして、万事アッラーと使徒の御命令に従わねばならぬ。もし、本当の信者であるならば。」

42(41)節、汝らによく心得ておいてもらいたいのはどんな戦利品を獲ても、その五分の一だけは、アッラーのもの、そして使徒（マホメットー原文ママ）のもの、それから近親者、孤児、旅人のものであるということ、もし、汝ら、アッラーを信じ、また我ら（アッラー）が、あの救済の日（バドルの合戦の日を指す）すなわち両軍がぶつかったあの日に、我らの僕（マホメットー原文ママ）に啓示したことを信じているならば。まことにアッラーは、全能の御神におわします。

70 節、しかし、汝らが手に入れた正当なよい戦利品は、遠慮なく頂戴して構わない。アッラーを恐れまつれ。まことに、アッラーはよく赦して下さるお情け深い御神におわします。

¹³⁴ 南村 前掲書 pp.229,233,234.

¹³⁵ 同書 pp.221-223.

¹³⁶ ハフイーズのスルタン即位のためのイジュマーでは、外敵排除、アルヘシラス議定書の破棄、聖地ムーライ・イドリースへの異教徒立入禁止を条件とした。

アルヘシラス会議（1906年）は、モロッコにおける列強諸国の権益を協議したもので、欧米13か国が参加。議定書では、モロッコの独立と領土の保全、門戸の開放、経済利権に関する各国の機会均等が明記されたが、事実上、フランスとスペインのモロッコにおける権益を認め、ドイツが譲歩したものとなった。

¹³⁷ 南村 前掲書 p.219 イドリース系シャリーフの血統を自称した。南村はキッターニを王族の一人としているが、他文献では王族と位置付ける記述は見当たらない。

¹³⁸ 処刑されたキッターニの弟が、後に反スルタン（ムハンマド）運動を展開する。

¹³⁹ 南村 前掲書 pp.228,229.

¹⁴⁰ アラブのヒラル族の系統

¹⁴¹ 南村 前掲書 p.229.

¹⁴² アブドゥル・ハフイーズのスルタン即位に際し、フェズのウラマーたちは外敵排除の実行を即位に対する合意（イジュマー）の条件の一つとしたが、実行されなかった。

¹⁴³ フェズ条約(1912年)締結。アブドゥル・ハフイーズは兄弟のユースフを後任に指名し、自らはフランスに亡命した。ユースフの息子、ムハンマド・ベン・ユースフが後のムハンマド5世。

¹⁴⁴ 1912年には、南部サハラ地域出身の聖者信仰の指導者であったエル・ヒバ（アラブ系）によるクーデターが発生した。エル・ヒバは、フェズ条約によって事実上スルタン位は空席になったとして、ティズニットでスルタンを宣言し、アガディール、マラケシュ、タルーダント、ドラア等南部主要地域でスルタンと認められたが、フラン 118

軍によって鎮圧された。グラウイー族は、当初はエル・ヒバを支援もしくは中立を保ったが、結局、仏保護領軍側に転じた。このことがその後のグラウイー族とフランス保護領当局との同盟関係のきっかけとなった。

- ¹⁴⁵ Waterbury op.cit. p.36. ウォーターベリーによると、1914年末までに海岸平野部が、その後、中部アトラスを經由したフェズとウジダ、フェズとマラケシュ間の道路が開通した。1917年にティズニットが、1919年までにスースの大部分が鎮静化し、同時期にメクネスから不和の地を通してタフィラルトへのルートが安全になった。この時点で未だ仏領の3分の1が未平定であった。1931年に中部アトラスのすべてを平定し、1932年にタフィラルト、1934年にアンティ・アトラスと最南部を平定した。
- ¹⁴⁶ 深澤 (2012) p.11.
- ¹⁴⁷ 池田 (2013) 前掲書 pp.30-35.
- ¹⁴⁸ Waterbury op.cit. pp.34,35,57.
- ¹⁴⁹ 深澤 (2012) 前掲論文 p.30. 1927年以降、スペインはスペイン人兵を次々と本国に帰還させた。
- ¹⁵⁰ 後に独立交渉で重要な役割を演じ、1956年にモロッコ首相として独立文書に調印することになるムバレク・ベッカイはアイト・イズナッセン（スペイン領とアルジェリアの間に位置する地中海沿岸の仏領）出身のベルベル人で、仏領の軍事学校で教育を受け、仏保護領軍の幹部を歴任し、その後、セフルー（フェズ・メクネス地域）のパシヤとなった。
- ¹⁵¹ ゲルナー (1991)前掲書 p.381.
- ¹⁵² 同書 p.382.
- ¹⁵³ 同書 p.382.
- ¹⁵⁴ 同書 p.383.
- ¹⁵⁵ 宮地美江子 前掲書(1997) p.297.
- ¹⁵⁶ 斎藤 (2006) 前掲書 pp.73,74.
- ¹⁵⁷ セルヴィエ 前掲書 p.99.
- ¹⁵⁸ 同書 p.99.
- ¹⁵⁹ 金子 (注) 非国教徒の土地 (シバの地)
- ¹⁶⁰ ギアーツ 前掲書 pp.136,137.
- ¹⁶¹ ゲルナー (1991) 前掲書 p.378. ゲルナーは、P.J.André, *Conféries religieuses musulmanes*. Algiers, 1956 を参照。
- ¹⁶² 同書 p.382.
- ¹⁶³ 同書 p.382.
- ¹⁶⁴ Pennell (2000) op.cit. p.164.
- ¹⁶⁵ ibid. p.176.
- ¹⁶⁶ ibid. pp.176,212,213. ペネルは慣習法システムについて以下のように説明している。地域の司法カウンシル・システム（ジャマア司法）が民事訴訟に対応し、刑事事件はカーイドの権限で裁かれた。1930年のベルベル勅令で、複雑に混在していた81のジャマア司法を整理した。そして、ジャマア司法からいくつかの司法権限を外し119

新しく、民事事件、相続、商事事件、財産問題を扱う部族の地域の慣習に沿ったものを制定した。部族長はマイナーな刑事事件をフランス法に基づいて、民事事件は慣習法に基づいて対応した。

167 *ibid.* pp.165,166.

168 Abun-Nasr (1993) p.372.

169 Felipe *op.cit.* p.190.

170 *ibid.*p.195.

171 *ibid.*p.196.

172 アブドゥルカリームのリーフ戦争後、首都をフェズからラバトに移した。

173 Miller (2013) p.138. ミラーは、D.River の *Le Maghreeba l'épreuve de la colonization* を参照して、モロッコの人口（ムスリムとユダヤ人）を、580 万人（1936 年）、840 万人（1951 年、うち約 100 万人がスペイン領）、欧州人は 21.9 万人（1936 年）、41.5 万人（1951 年）はであったとしている。

174 池田（2013）前掲書 p.21.

175 Waterbury *op.cit.* p.41.

176 *ibid.*p.35.

177 Pennell (2000) *op.cit.* p.183.

178 斎藤（2006）前掲書 pp.75,76.

179 1958 年にモロッコに返還されたスペイン領サハラを中心都市

180 この時点では南部のイフニは未だスペイン支配に入っていない。

181 深澤(2000a) 前掲論文 p.45 セウタの人口 4 万 5 千人、メリリヤの人口 6 万人、両者の 90% はスペイン人であった。

182 セウタはアラブ人の侵入以前より西ゴート王国の飛び地であり、大航海時代にポルトガルが最初に築いた海外拠点で、その後スペイン領となった。メリリヤは 1497 年にカスティーリヤ王国のシドニア侯爵が征服した。その後一時的にモロッコ側の手に渡ったことはあったが、スペインは歴史的にもスペイン領であることを主張している。

183 金子（注）仏領のマフゼンに相当。

184 深澤（2000a）前掲論文 pp.45,46. スペイン内戦直前の在モロッコ兵力は、スペイン兵 1 万 6 千-2 万 5 千人、レグラレス 9 千-1 万 3 千人、外人部隊 5 - 9 千人、カリフ軍とカリフ武装警察隊計 7 - 8 千人であった。これらはスペイン陸軍の 20-27% にあたる。（注 7 深澤は、MADARIAGA p77.等を参照）

185 深澤（2012）前掲論文 p.18.

186 同論文 p.18. 深澤によると、1926 年 10 月実施の調査の主な内容は以下であった。

領域、言語（アラビア語化/ベルベル語系）、慣習法・イスラーム化（教団、行事、宗教者の権威）、定住民か移動民か、人口、有力者、隣接部族との関係、土地所有・相続方法、税（課税権限、納税義務等）／軍事（ハルカの成員、指導者、家系間の

- 187 同論文 p.25.
- 188 同論文 p.18.
- 189 深澤 (2015) p.271.
- 190 同書 pp.187, 269-279.
- 191 深澤 (2000a) 前掲論文 pp.46.47 深澤は成功の要因として、モロッコ兵力のほとんどを確保・使用できたことその他、カリフが反乱側支持のように喧伝したこと、カーイドたちの協力を取り付けたこと等を挙げている。
- 192 中塚 (2009) pp.293-296. スペインは、1931年に左派勢力による共和制となっていたが、右派、保守派の不満が増大し、1936年に軍部と右派はクーデターを画策するが失敗し、フランコはカナリア諸島に左遷された。その後、軍部が本土の各地で起こした反乱は共和国政府に鎮圧されたが、フランコがモロッコ保護領軍を率いて反乱を開始した。保護領軍兵士はドイツとイタリアの協力でフランコ反乱軍として本国の戦地に送られた。本国の政府軍は分裂して事実上解体し、ほとんどが反乱軍側についたが反乱側の主力戦力はモロッコ保護領軍であった。内戦は反乱側が当時スペインで最強と言われたモロッコ軍、共和国政府側は労働者等民兵部隊 (その後海外からの義勇兵) という構図で始まったが、当初より反乱軍側が優位であった。
- 193 深澤 (2000a) 前掲論文 p.55. スペイン反乱軍 (フランコ側) はスペイン領モロッコの男性住民の 15% に相当する 7 万人を動員しイベリア半島に送った。なお、一部はフランス領からも徴募された。
- 194 最後まで降伏しなかったウリヤゲル部族のリーフ軍兵士も、スペイン側への帰順を許されて徴募に応じ、スペイン内戦では、反乱軍兵士として本国に送られた。
- 195 深澤 (2000a) 前掲論文 p.55.
- 196 深澤 (2012) 前掲論文 p.15. 「有力者が帰順すると、たいていはその部族全体が帰順する」 (深澤は *Modalidades de la guerra de montañas en Marruecos. Asuntos Indígenas (Tetuán, 1931)*, 15.等を参照)
- 197 深澤 (2000a) 前掲論文 p.56. (深澤は、AF,1936-XII-664; MADARIAGA,P.78; Azzuz HAKIM,P.83; HALsTEAD p.51; GoNzALEz,p.16を参照)
- 198 保護領体制では、ハルカは臨時兵部隊を指す。正規軍はフランス領では「ティライユール」、スペイン領では「レグラールレス」。
- 199 深澤 (2012) 前掲論文 p.17. 1931年3月、スペイン側に協力する意思を示せば、リーフ戦争に犯罪者の罪を問わないとする恩赦の勅令が発布された。
- 200 スペイン内戦では共和国側はモロッコ兵に対するビラ配布でフランコ反乱軍のモロッコ領統治の不法性を強調した。また、自治運動を進めるカタルーニャはモロッコの民族主義者と協調した。
- 201 深澤 (2012) 前掲論文 pp.13,14. 1926年10月までに、スペイン領内 66 部族のうち、55 部族が制圧された。スペインは 1927年7月に平定完了を宣言した。

-
- ²⁰² Hammoudi (1997) pp.14,15. Hammoudi はリーフ戦争のシャリーフイズムへの影響について、リーフ戦争では、シャリーフであることの関連性なしに強力に展開されたのであり、それはモロッコの人々にシャリーフとしての影響の弱体化を示すものとなったと捉えている。
- ²⁰³ Abun-Nasr op.cit. p.381. アブドゥルカリームはシャリーフイズムを軽蔑していたが、神秘主義教団に対しては、より嫌悪感を持っていた。
加藤 (2002) p.451. 加藤は、アブドゥルカリームは、復古主義的イスラーム観を持ち、聖者崇拜に対して敵対的であったとしている。
- ²⁰⁴ 深澤 (2015) 前掲書 pp.284,285 スペイン人下士官の下で、親スペイン部族のカーイドがハルカ(現地臨時調達の軍隊)を率いた。スペインは臨時雇いの現地ベルベル兵部隊を多数編成してリーフ軍と戦わせたが、ベルベルはハルカ兵に対しては、日給を支払い、重要な農作業従事のため交代で休暇を取れるようにした。なお、リーフ軍やフランス軍もハルカ兵を徴募した。
- ²⁰⁵ Vinogradov and Waterbury (1971) p.50.
- ²⁰⁶ 深澤 (2015) 前掲書 pp.218,219.
- ²⁰⁷ Pennell (2000) op.cit. p.193. ペネルは、彼に対するバイアがなされ、彼がリーフ王国の首長となったことは、(その証拠はないが) 彼がフェズのスルタンに取ってかわろうとしたためではないだろうとしている。
- ²⁰⁸ 宮地 (1978) 前掲書 pp.110,111.
- ²⁰⁹ 渡邊祥子 (2011) pp.82,83.
- ²¹⁰ 同書 p.84.
- ²¹¹ 深澤 (2015) 前掲書 pp.235,236.
- ²¹² 同書 p.236.
- ²¹³ 同書 pp.224-226 一方で、深澤は、アブドゥルカリーム自身は、モロッコ君主の地位を望まなかった、スルタンの篡奪者と見られることを避けようとしたと捉えている。
- ²¹⁴ 同書 p.224. 深澤は、Madriaga (1999) p.497.、(2009)p.404.等を参照
- ²¹⁵ 同書 pp.225,226. 深澤によると、アブドゥルカリームは 1925 年初めには、スルタンが仏の言いなりならば、スルタンの主権を認めないとしていた。西・仏連合軍が結成されて形勢が不利となるにつれて、自分はモロッコ王位をめざしていないとし、11 月には、スルタンを宗教上の長と認める用意がある(政治的な長としては言及せず)に変化していった。
- ²¹⁶ 同書 p.253 深澤は(注 6)で複数の研究者の見方を紹介している。
- ²¹⁷ ローガン(2013a) 前掲書 p.352.
- ²¹⁸ 同書 p.352.
- ²¹⁹ 深澤 (2012) 前掲論文 pp.15,16 リーフ戦争中に、リーフ側のハルカの指導者はスペイン側に転じており、1926 年 5 月のリーフ政府瓦解後には、リーフ側の戦士たちはスペイン側として戦った。1926 年、自称シャリーフのもと、カリフとスペイン国王に反乱の許しを請うためのリーフの全部族の有力者の代表団(50-70 名)が結成された。 122

-
- 220 同論文 p.16. 多くのリーフ政府有力者や軍の指導者がスペイン側に寝返った。リーフ政府の陸軍相、アブドゥルカルームの弟でリーフ政府副首相、アルホセイマのパシヤ、タンジェの代表のほか、多数のカーイドやハルカ指導者がスペイン軍側の司令官や隊長に転じた。
- 221 深澤 (2015) 前掲書 p.227. 深澤は、ゴマーラ、ジェバーラ、シンハージャ (ゴマーラの南東、リーフの南西) では、ほとんどの教団指導者はリーフ側にはつかなかつた。これらの地域は、特に導師が力を持っており、彼らが、自由と独立への妨害者であったとアブドゥルカリームが述懐したことを紹介している。
- 222 ローガン (2013a) 前掲書 p.353.
- 223 深澤 (2015) 前掲書 p.184.
- 224 同書 p.226.
- 225 ジェバーラ (40-44 部族)、ゴマーラ (9 部族) は多くの部族がアラビア語化した地域である。部族によっては地域のベルベル語を使用する (ゴマーラの 2 部族)。
- 226 深澤 (2015) 前掲書 pp.195,199,200. その他の不満として、リーフ政府はカーイドを任命して、戦争遂行のための徴税を行った。この戦争税は住民の不満となったが、カーイドたちが課税額を上乗せして中間搾取することが横行し、リーフ政府に対するさらなる不満感情となった。
- 227 深澤 (2015) 前掲書 p.187.
- 228 ローガン (2013a) 前掲書 p.353.
- 229 同書 p.353 ローガンは、「彼らはリヨテ自身が意図していた以上に強烈にベルベル人分離主義を受け止めていた」と述べている。
- 230 リーフ政府の幹部の多くはアブドゥルカリームの一族と彼の出身部族であった。
- 231 リーフ人
- 232 ローガン (2013a) 前掲書 pp.354,355.
- 233 ギアーツ 前掲書 p.137.
- 234 ゲルナー (1991) 前掲書 p.410.
- 235 池田 (2013) 前掲書 p.31.
- 236 同書 p.31. 池田はこの部分について、Bernard の *The Franco-Moroccan Conflict* を参照している。
- 237 宮地 (1978) 前掲書 p.119.
- 238 同書 p.119.
- 239 同書 p.120.
- 240 同書 p.120
- 241 斎藤 (2018) 前掲書 p.152.
- 242 同書 p.154. フランスはベルベル人のための士官養成学校をフェズ南方のアトラス山地に設立した。その中でもアズロウの学校 (Le collège d'Azrou) は、保護領体制、独立後のエリートを輩出した。
- 243 仏領軍幹部から昇進の道歩んだベルベル人の例としては、ムバレク・ベッカイ (新生モロッコ首相)、ムハンマド・オウフキル (ハサン 2 世の右腕、内相、1972 年の 123

-
- ルタン暗殺未遂に関わったとして処刑)、アヘルダーネ・マジュービ (ムハンマド廃位に反対、リーフ解放軍に参加、独立後は国防大臣、農業改革担当大臣等を歴任)、
- 244 Waterbury op.cit. p.42. ウォーターベリーは、選ばれたエリートは高等教育を受けても、保護領で責任あるポストからは外されており、彼らはナショナリスト運動の餌食となっていたと述べている。
- 245 ペルヴィエ (2012) p.52. 1949年当時、アルジェリアではアルジェリア・ネイションの定義について、ナショナリスト政党 MTLD (民主的自由の勝利のための運動) の指導部のアラブ・イスラーム主義のイデオロギーとベルベル地域のカビリー (カビール) の活動家の「ベルベル主義」が対立した。
- 246 宮地美江子 (1997) 前掲書 p.280.
- 247 ローガン (2013a) 前掲書 p.354.
- 248 Abun-Nasr op.cit. p.372.
- 249 斎藤 (2018) 前掲書 p.152.
- 250 ローガン (2013a) 前掲書 p.353.
- 251 私市 (2004) 前掲書 p.60.
- 252 同書 p.62.
- 253 Waterbury op.cit. pp.43-45.
- 254 堀内(1991) 前掲論文 pp.102-105. 以下は堀内の説明の要約であるが、シャリーフの血統を有するベルベル人部族による神秘主義教団とアラウィー朝との関係をよく理解することができる。

イドリース 1 世の子孫ユースフは大アトラスのタズロフト村で迎え入れられたが、同村の住人はアイト・アイヤーシュ等ベルベル 9 部族で構成されていた。ユースフの孫、ムハンマドはディラーイー教団でスーフイズムを研鑽し、1634 年にザーウィヤを設立した。ムハンマドはアイト・アイヤーシュ (ベルベル部族) の女性と結婚し、一族はニスバ (出身を示す姓) を「アイヤーシュ」とした。ムハンマドの息子のブ・サレムはディラーイー教団で研鑽し、同教団との関係が確立した。ディラーイー教団はベルベル人のイドラッセン部族のブ・バクルが築いた教団で、アイト・アイヤーシュは同教団を支える主力となっていた。同教団はサアド軍を破り、メクネス、フェズ、サレ等北部モロッコの主要地域を勢力下に置いた。しかし、南部タフィラルトから興ったアラウィー家に圧迫され、1667 年にはフェズを明け渡した。アラウィー家はディラーイー勢力を撃破して各地のザーウィヤ支部を徹底的に破壊した。次にアイト・アイヤーシュに討伐軍を送り込み、フェズに強制移住させた。アラウィー家がシャリーフ勢力であるアイヤーシュを恐れたことによるものである。後に、アイヤーシュは帰還を許され、ブ・サレムの息子のハムザがザーウィヤを引き継ぎ、神秘主義集団「タリーカ・ハムザーウィヤ」が成立した。アイト・アイヤーシュ族は 1803 年ごろ、アラウィー朝によるイドラッセン部族連合攻撃の際に解体・四散したが、1920 年初頭には、他に先駆けてフランスの保護領当局に対し協力姿勢をとり、地域の政治的リーダーシップを取るようになった²⁴

-
- 255 Vinogradov and Waterbury op.cit. p.52.
- 256 ibid. p.53 イスティクラール党は保護領当局だけでなく、グラウイなどの先住民の同盟すべてを攻撃したと述べている。
- 257 Abun-Nasr op.cit. p.391.
- 258 池田 (2013) 前掲書 p.139 イスティクラール党が率いる集団がカサブランカで武装蜂起し、フランス人 8 名が虐殺され、数多くのモロッコ人が警察と軍隊に殺害された。フランス当局は、イスティクラール党、モロッコ労働総同盟、共産党のメンバー約 400 名を逮捕し、これらの団体を非合法化した。
- 259 同書 p.143.
- 260 同書 p.147. 池田は神秘主義教団について、「モロッコには 7 つの有力神秘主義同胞団があった。スルタンは自分の立場を脅かす存在として抑圧し、スルタンとの対立が激化していた」との注を付している。池田は、Maxwell Lords,p.218 を参照。
- 261 同書 pp.146.147.
- 262 同書 p.147.
- 263 同書 p.148.
- 264 宮地 (1978) 前掲書 p.146.
- 265 池田 (2013) 前掲書 p.148.
- 266 同書 p.150. 池田は、この時点では、ギョームはムハンマドが反スルタン運動に屈してフランスが要求する地方行政等の改革案を受け入れることを期待したと見ている。
- 267 同書 p.150.
- 268 同書 p.151.(注 64) 池田は、MAE. Maroc 1950-1955.vol.86, Situation politique au Maroc, 6.1953.を参照。
- 269 同書 p.151.
- 270 同書 pp.151.152.
- 271 同書 p.153.
- 272 同書 p.153.
- 273 同書 p.154.
- 274 同書 p.154.
- 275 同書 p.155.
- 276 同書 p.158.
- 277 同書 pp.158,159.
- 278 同書 p.159
- 279 宮地 (1978) 前掲書 pp.145,146.
- 280 池田 (2013) 前掲書 p.159.
- 281 いとことする資料が多いが、おじとする資料もある。19 世紀末のスルタン・ムハンマド 4 世はアラファの祖父、ムハンマドの曾祖父にあたる。また、ムハンマドの妻とアラファの妻は実の姉妹である。アラファの母、ララ・ヌフィサはグラウイのいとこである。

- 282 池田 (2013) 前掲書 p.156. 池田は、「フランスからスルタンとしての了承を得られず、やむなくイマームに選出するにとどめたのである」、そして、「グラウィ自身が、『イマームとは、モロッコにおける最高宗教指導者であり、これまでスルタンが保持してきた宗教的権威を持つ』と説明している」、「アラファをイマームとしたのは暫定措置であり、スルタンとする布石であった」、しかし、モロッコでは、「スルタンは本来、宗教権威と世俗権威の双方を保持するのであって、スルタンが世俗権威をイマームが宗教権威をそれぞれ持つのは論理的に不可能であった」としている。
- 283 ギアーツ 前掲書 p.128.
- 284 同書 p.129.
- 285 同書 p.130.
- 286 同書 p.130.
- 287 同書 p.131.
- 288 同書 p.132.
- 289 同書 p.133.
- 290 池田 (2013) 前掲書 p.156.
- 291 ローガン(2013b) p.32.
- 292 Pennell (2000) op.cit. p.283. ペネルは、おとなしい多数のモスクのウラマーはアラファを認めたとしたとしている。
- 293 宮地 (1978) 前掲書 p.146.
- 294 池田 (2013) 前掲書 p.243. 1955年8月、グランヴァル総督は本国の指示によりアラファに主要な政治勢力を結集した内閣を発足させるよう要請したが、アラファは、そのような組閣は無理であるとして応諾せず。
- 295 同書 p.256 (注 163. p.277) 池田は L'année politique (1955) pp.273-275,283,284.を参照して、後任指名することでアラファは王位評議会の正統性を否認したとしている。
- 296 Pennell (2000) op.cit. p.283. ペネルによると、マフゼンのグラン・ヴィジール、エル・モクリが新スルタン・アラファの即位を宣言した。フェズのウラマーは反対したが、気の弱い多くのモスクの聖職者が同意した。
- 297 Abun-Nasr op.cit. p.392. アラファの名の下で金曜礼拝を行った聖職者は過激派によるテロの対象となった。
- 298 ベッカイはセフルーのパシャであったが、廃位前にムハンマド支持を表明し、その後パシャを辞任していた。
- 299 池田 (2013) 前掲書 p.221.
- 300 同書 pp.221,222
- 301 元フェズのパシャ (アラブ人) でムハンマドに忠誠、独立後は中東諸国の大使を歴任。
- 302 池田 (2013) 前掲書 pp.221,222.
- 303 イスティクラール党の中では非急進派、アラル・ファシーの方針とは一線を画した。ラバトの名門一族出身で、パリのソルボンヌ大学等で学んだ。独立後は、ベッカイ内閣で外務大臣を務めた。

-
- 304 池田 (2013) 前掲書 p.222.
- 305 同書 p.223.
- 306 同書 p.225.
- 307 同書 pp.229,230.
- 308 池田 (2007) p.457.
- 309 同論文 p.458 注(22) 池田は George Izard “Le Secret” d’Antsirabe in Etude
Mediterranees.no.4 (printemp 1958)を参照
- 310 池田 (2013) 前掲書 p.232.
- 311 同書 p.235.
- 312 同書 p.237.
- 313 ベルベル部族が多い地域である。
- 314 池田 (2013) 前掲書 p.237.
- 315 同書 p.237.
- 316 同書 p.246.
- 317 池田 (2007) 前掲論文 p.461.
- 318 同論文 pp.461,462. 池田は、ムハンマドが復位しないとの約束については、P.462
の注(41)で DDF1955.doc185 を参照している。
- 319 池田 (2013) 前掲書 p.250.
- 320 同書 p.245.
- 321 池田 (2007) 前掲論文 p.461.
- 322 同論文 p.460.
- 323 池田 (2013) 前掲書 pp.254,262.
- 324 10月には、同党のアラル・ファシーが解放軍設置を宣言し、また、党としてエクス・
レ・バン会議の合意事項の否定に転じた。これにより仏は同党と再び距離を置いた。
- 325 池田 (2013) 前掲書 p.249.
- 326 同書 pp.262,263.
- 327 同書 pp.258,259.
- 328 フランスはエクス・レ・バン会議に反発したスペイン側からリーフ反乱軍に武器が提
供されていると疑った。
- 329 Vinogradov and Waterbury op.cit. p.54. この運動は、多くのモロッコ人を巻き込むこ
とができなかったとの見解を述べている。
- 330 Maddy-Weitsman (2011) 位置 1292/7800. (p.88) 反乱はベルベル人地域であった
が、司令官は他の地域から来たアラブ人であった。イスティクルール党は様々な地域
からベルベル人を徴募した。しかし、独立後、同党は反ベルベル主義を宣言した。
- 331 池田 (2013) 前掲書 pp.260,261.
- 332 同書 p.261.
- 333 同書 p.261. 党としては中立主義政策に対して曖昧な態度を取り続けた。
- 334 同書 p.295. 1955年12月、バラフレイは、アラル・ファシーは党内では傍流
であると発言している。(池田は DDF 1955.12.21 を参照)

-
- 335 同書 p.264 (注 194) 池田は、L'Annee politique, 1955 pp.288,289.から引用
- 336 同書 p.265.
- 337 76 または 77 歳にて死去、胃がんを患っていたとされる。
- 338 池田 (2013) 前掲書 pp.289,290,298. 池田は、ムハンマドにとって仏が「最も無難」な勢力であったとし、仏は、ムハンマドにとって自分の権威確立が最大の関心事であり、主導権をイスティクラール党に奪われることを恐れていると認識し、彼に独立獲得による権威を与える方針をとったという見方をしている。
- 339 同書 p.289. 池田は「最小悪の選択」としている。
- 340 同書 p.293.
- 341 同書 pp.293,294.
- 342 同書 pp.295,296.
- 343 同書 p.297. 池田は、「パシャ等伝統主義者の権力を排除するべき」とのイスティクラール党の主張をフランスが退けたという意味を持つとしている。
- 344 1956 年 3 月 2 日の独立協定後、ムハンマドが国王軍の創設を最優先課題として実施したのはこうした事情によるものであろう。
- 345 池田 (2013) 前掲書 p.301.
- 346 同書 p.306.
- 347 Waterbury op.cit. p.54.
- 348 池田 (2013) 前掲書 pp.308,309. 解放軍はモロッコ人とアルジェリア人から成っており、アルジェリア人グループは反乱を継続し、国境付近ではその後も不穏な情勢が続いた。
- 349 ギアーツ 前掲書 p.138.
- 350 Waterbury op.cit. p.37.
- 351 Ibid.p.47.
- 352 ibid.p.47.
- 353 ibid.p.48.
- 354 Vinogradov and Waterbury op.cit. p.58.
- 355 Waterbury op.cit. p.47.ウォーターベリーは、イスティクラール党は王(スルタン)への献身のイメージを打ち出した。スローガン「王と国民の革命」のイメージは、独立前はイスティクラール党に役立っていたが、独立後はその反対となったと述べている。
- 356 池田 (2013) 前掲書 p.159. 摂政評議会はムハンマド支持派の代表、アラファ支持派の代表、グラウイ等豪族の代表の 3 名で構成する。臨時政府がフランスと交渉し、両国は緊密な関係を保持し、モロッコを立憲君主制の近代国家にしようとするものであった。
- 357 池田 (2007) 前掲論文 p.462. 池田は DDF doc.185. Teitgen to Soucadaux, no.162/166,8.9.195.を参照。
- 358 長沢 前掲書 pp.495,496. エジプトでは、1948 年の第一次中東戦争敗北以降、アラブ民族主義、イスラーム主義、左派勢力や青年将校らが、敗戦は腐敗した王制の責任として批判して体制転覆を狙い、イスラーム主義勢力は外国勢力排斥運動を展開した 128

1953年6月、ナセル等の自由将校団によるクーデターによって、約150年続いたムハンマド・アリー朝が倒され、共和制となった。

パーキンズ (2015) pp.189,192 チュニジアでは、モロッコと同時期に独立を達成したが、翌年1957年7月には王制（フサイン朝チュニジア王国）が廃止されて共和制に移行した。

359 Vinogradov and Waterbury op.cit. p.54.

360 Pennell (2000) op.cit. p.291.

361 Waterbury op.cit. p.58.

362 宮地 (1978) 前掲書 p.147.

363 労働運動を基盤とする左派が UNFP（人民諸勢力社会主義同盟）として離脱した。

364 池田 (2013) 前掲書 p.159.

365 池田 (2013) 同書 p.167. (注 96)

366 アブデルサク・グラウイ、独立後は各国大使を歴任した。

367 1972年のハサン2世に対するクーデターを企てたとして処刑された。

368 Park and Boum (2016) 位置 A-104.

369 1957年には、解放軍に参加していたベルベル人のアヘルダーネ・マジュービにより、反イスティクラール党、国王支持の立場の MP（人民運動）が結成された。なお、当初は、同党の党员・支持者の大多数はベルベル人であり、党の基盤は地方・農村部であったが、次第に全国組織となっていく。現在でも、ベルベル系、王党派と位置付けられるが、政策はベルベルに偏ったものではない。近年の下院選挙では数十名程度の議員が選出され（政党としては第3-6位程度）、2002年、2007年、2011年の選挙後は、連立与党の一員となった。

370 池田 (2013) 前掲書 p.291.

371 Maddy-Weitzman op.cit. 位置 1809/7800. イスティクラール党の反ベルベル主義は明白であったとしている。

372 池田 (2013) 前掲書 p.223. 池田は DDF 1954 doc.23 より引用

373 Maddy-Weitzman op.cit. 位置 1730/7800 独立当時、モロッコ人全体の90%近くは非識字であった。当時の農村・山岳部のベルベル人の識字率はさらに低いものだったと推測できる。

374 このような「成果による支持獲得」の図式は、ある特定の地域、時代、民族において特徴的に存在したものではなく、一般的なものであり、現代社会でも見られるものである。

375 月村 (2013) pp.175,176

376 同書 pp.194-202.

377 松本 (2013) p.152. 内戦終結時のターイフ合意(1989年)に基づき、様々な宗教が存在する状況に合わせ、公認宗派の人口規模に応じて議会の議席数を割当ててるもの。加えて、大統領はキリスト教マロン派、首相はスンナ派、議会議長はシーア派と主要宗派に要職を振り当ててる（ただし、宗派別人口は敏感な問題であり、1932年以降、宗派ごとの人口調査は実施されていない）。

- 378 同書 p.151. 2003年、イラク戦争後の新憲法で制度改正し、18州による連邦制、クルド人居住地の北部3州全体にクルド自治政府とその議会が設置された。シーア派、スンナ派、クルド人の3者連立によって正副大統領や首相・閣僚ポストを分け合う制度。
- 379 2017年、クルド人自治区では独立の是非を問う住民投票を実施され、9割以上が賛成との結果であったが、イラク中央政府や周辺国を含む国際社会は認めていない（イスラエルのネタニヤフ首相は住民投票実施に対して支持を表明した）。
- 380 1957-59年には、アラブ民族主義的色彩の強いイスティクラール党による支配と独立後の新政府のリーフ地域に対するネグレクトに対する強い不満から生じた紛争が発生したが、これはベルベル人による民族紛争とは言えない。
- 381 Miller op.cit. p.157. 1957のリーフのベルベル人による武装蜂起は王権に対するものではなく、イスティクラール党に対する敵意によるもので、政府や役人の腐敗を攻撃し、ベルベル系政党MP（人民運動、Popular Movement / Mouvement Populaire）も支援した。この反乱は、ハサン皇太子の下にあったベルベル人将軍のオウフキルによって鎮圧され、国王ムハンマド5世は、国内の早期融和のため、首謀者や支持者に恩赦を与え、MPに対しても政治活動への復帰を許した。
- 382 Maddy-Weitzman op.cit. 位置 1801/7800. 長年のモロッコの伝統に沿って、ハサン（2世）は中部アトラスのベルベル部族の女性と結婚した。
- 383 Maddy-Weitzman op.cit. 位置 3365/7800. ザイヤーン部族出身の Lalla Latifa Hamou
- 384 白谷（2017a）前掲書 p.121. 2015年までは、北部モロッコではテトゥアンとタンジェのみ。
- 385 Morocco World News(2017/6/12)、 africanews.com(2017/5/5) リーフ地域のネグレクトに関する記事

参考文献（書籍）

- 池田亮 2013『植民地独立の起源－フランスのチュニジア・モロッコ政策』法政大学出版局
- 井筒俊彦 1957『コーラン（上）』岩波書店
- 石原忠佳／新開正 2006『ベルベル人とベルベル語文法－民族・文化・言語－知られざるベルベル人の全貌』新風舎
- 茨木透 2006「トゥアレグ」綾部恒雄監修、松井健・堀内正樹編『世界の先住民族 04 中東』明石書店
- 岡倉徹志 2000『サウジアラビア現代史』文春新書

-
- 小串敏郎 1996 『王国のサバイバルーアラビア半島 300 年の歴史』 日本国際問題研究所
- 加藤博 2002 「近代のアラブ社会」、佐藤次高 編 『西アジア史 I アラブ』 山川出版社
- 川上洋一 2002 『クルド人 もうひとつの中東問題』 集英社
- 私市正年 2004 『北アフリカ・イスラーム主義運動の歴史』 白水社
- 私市正年 2017 「第 1 章 ナショナリズム論」 私市・浜中・横田 編著『中東・イスラーム研究概説』 明石書店
- 斎藤剛 2018 「第 6 章 先住民化の隘路ーモロッコのアマズィグ人に見る植民地遺産の継承と新たな民族間の創出」 深山直子・丸山淳子・木村真希子 編『先住民から見る現代世界』 昭和堂
- 斎藤剛 2006 「ベルベル」 綾部恒雄監修、松井健・堀内正樹 編『世界の先住民族 04 中東』 明石書店
- 酒井啓子 2001 「中東・アラブ世界における民族主義と宗教」 酒井啓子 編 『民主主義とイスラームー宗教とナショナリズムの相克と調和』 日本貿易振興会 アジア経済研究所
- 酒井啓子 2005 「イスラーム世界におけるナショナリズム概観」 酒井啓子・白杵陽 編 『イスラーム地域の国家とナショナリズム』 東京大学出版会
- 佐藤次高 2004 『イスラームの国家と主権』 岩波書店
- 塩川伸明 2011 『民族とネーションーナショナリズムという難問』 岩波書店
- 嶋田襄平 1977 『イスラムの国家と社会』 岩波書店
- 白谷望 2015 『君主制と民主主義ーモロッコの政治とイスラームの現代』 風響社
- 白谷望 2017a 「第 6 章モロッコ王制の安定性におけるバイア（忠誠の誓い）の儀礼の役割」 石黒大岳編『アラブ君主制国家の存立基盤』 アジア経済研究所
- 白谷望 2017b 「第 14 章 モロッコ」 私市・浜中・横田 編著 『中東・イスラーム研究概説』 明石書店
- 立花亨 2022 『中東体制の生態学ー集権的中東と分権的日本』 日本経済新聞出版
- 月村太郎 2013 『民族紛争』 岩波書店
- 長沢栄治 2002 「現代アラブの国家と社会」、佐藤次高 編 『西アジア史 I アラブ』 山川出版社

-
- 中塚次郎 2009 「第7章 第2共和政と内戦」、立石博高 編『スペイン・ポルトガル史』
山川出版社
- 中堂幸政 1998 「トルコにおける世俗的民主主義－クルド問題とイスラームに揺れるケ
マル主義」廣瀬崇子 編著『イスラーム諸国の民主化と民族問題』未来社
- 平野千果子 2002 『フランス植民地主義の歴史－奴隷制廃止から植民地帝国の崩壊まで』
人文書院
- 福島利之 2017 『クルド人－国なき民族の年代記－老作家と息子が生きた時代』岩波書店
- 深澤安博 2015 『アブドゥルカリームの恐怖－リーフ戦争とスペイン政治・社会の動揺』
論創社
- 松木武彦 2017 『人はなぜ戦うのか－考古学から見た戦争』中央公論新社
- 松本弘 2013 『現代アラブを知るための56章』明石書店
- 松本弘 2015 『アラブ諸国の民主化-2011年政変の課題』山川出版社
- 南村隆夫 1988 『モロッコ近代外交史 1830-1912』勁草書房
- 宮地一雄 1978 『アフリカ現代史V－北アフリカ』山川出版社
- 宮地一雄 2004 「イスラーム世界の民衆運動と民主化」私市正年・栗田禎子編『イスラ
ーム地域の民衆運動と民主化』東京大学出版会
- 宮地美江子 1987 「イスラーム伝統の二側面－マグリブ社会の事例から」伊藤亜人・関本
照夫・船曳建夫 編 『現代の社会人類学3－国家と文明への過程』東京大学出版会
- 宮地美江子 1997 「8 民族を超えるもの－イスラームの宗教共同体と民族」青木保・内堀
基光・梶原景昭・小松和彦・清水昭俊・中林伸浩・福井勝義・船曳建夫・山下晋司 編
『民族の生成と論理』岩波書店
- 宮治美江子 2006 「アマジグ」綾部恒雄監修、松井健・堀内正樹編 『世界の先住民族 04
中東』明石書店
- 森本一夫 2010 『聖なる家族－ムハンマド一族』山川出版社
- 山内昌之 1993 『民族と国家』岩波書店
- 山口昭彦 編著 2019 『クルド人を知るための55章』明石書店
- 余部福三 1992 『アラブとしてのスペイン』第三書館

渡邊祥子 2011 「14 リーフ戦争」私市正年・佐藤健太郎 編著『モロッコを知るための 65 章』明石書店

渡邊駿 2022 『現代アラブ君主制の支配ネットワークと資源分配－非産油国ヨルダンの模索』ナカニシヤ出版

アージュロン・シャルル＝ロベール 2002 『アルジェリア近現代史』私市正年・中島節子 訳 白水社

イブンハルドゥーン 2001a『歴史序説 1』、2001b『歴史序説 2』、2001c『歴史序説 3』、2001d『歴史序説 4』森本公誠訳 岩波書店

ギアーツ クリフォード 1973 『二つのイスラーム社会』林武 訳 岩波書店

ゲルナー アーネスト 1991『イスラム社会』宮地美江子・堀内正樹・田中哲也 訳 紀伊國屋書店

ゲルナー アーネスト 2001 『民族とナショナリズム』加藤節 監訳 岩波書店

スコット C ジェームス 2019 『反穀物の人類史』立木勝 訳 みすず書房

セルヴィエ・ジャン 2021 『ベルベル人』私市正年・白谷望・野口舞子 訳 白水社

パーキンズ・ケネス 2015 『チュニジア近現代史』鹿島正裕 訳 風行社

ペルヴィエ・ギー 2012 『アルジェリア戦争－フランスの植民地支配と民族の解放』渡邊祥子 訳 白水社

メンミ・アルベール 2007 『脱植民地国家の現在－ムスリム・アラブ圏を中心に』菊池昌実・白井成雄 訳 法政大学出版局

ラビノー M. ポール 1980『異文化の理解－モロッコのフィールドワークから』井上順孝 訳 岩波書店

ローガン ユージン 2013a 白須秀子 訳 『アラブ 500 年史 上』白水社

ローガン ユージン 2013b 白須秀子 訳 『アラブ 500 年史 下』白水社

参考文献（書籍 外国語）

Abitbol Michel, *Histoire du Maroc*. Paris, Perrin, 2007.

-
- Abun-Nasr, *A History of the Maghrib in the Islamic Period*. New York, Cambridge University Press, 1993.
- Burke Edmund, *Prelude to Protectorate in Morocco*. London, The University of Chicago Press, 1976.
- Hammoudi Abdellar, *Master and Disciple*. London, The University of Chicago Press, 1997.
- Maddy-Weitzman Bruce, *The Berber Identity Movement and Challenge to North African States*. University of Texas Press(Kindle), 2011.
- Miller Susan Gilson and Hoffman E.Katherine, eds. *Berber and Others*. Bloomington, Indiana University Press, 2010.
- Miller Susan Gilson, *A History of Modern Morocco*. New York, Cambridge University Press, 2013.
- Park K. Thomas and Boum Aomar, *Historical Dictionary of Morocco*. Rowman & Littlefield(Google e-book), 2016.
- Pennell C.R., *Morocco since 1830*. New York, New York University Press, 2000.
- Pennell C.R., *Morocco, from Empire to Independence*. Oneworld(Google e-book), 2013.
- Waterbury John, *The Commander of The Faithful: The Moroccan Political Elite -A Study in Segment Politics*, New York, Columbia University Press, 1970.

参考文献（論文等）

- 安藤勝美 1966 「モロッコ憲法に関する一考察」、アジア経済研究所 『中東－政治・社会』
1991年 pp.99-115
https://ir.ide.go.jp/?action=pages_view_main&active_action=repository_view_main_item_detail&item_id=31132&item_no=1&page_id=39&block_id=158 2021.6.2 閲覧
- 飯島みどり 1993 「イスパノアフリカ試論：20世紀スペインの植民地問題を手がかりに」 岐阜大学教養学部研究報告 vol.29 pp.27-44
reg_040029003.pdf (gifu-u.ac.jp) 2021.6.2 閲覧

池田亮 2007 「フランスとモロッコ独立－「公式の帝国」から「非公式の帝国」へ」

一橋法学 第6巻第1号 2007年3月 pp.451-472

<https://hermes-ir.lib.hit-u.ac.jp/hermes/ir/re/13652/hogaku0060104510.pdf>

2021.6.2 閲覧

石原忠佳 2012 「北アフリカ史の中のベルベル語－言語的側面からの検証1」

創価大学人間論集 第5号 2012年3月 pp.21-37

[file:///C:/Users/NK/Downloads/sokaningengakuronsyu0_5_3%20\(1\).pdf](file:///C:/Users/NK/Downloads/sokaningengakuronsyu0_5_3%20(1).pdf) 2021/6/2 閲覧

石原忠佳 2013 「北アフリカ史の中のベルベル語－言語的側面からの検証2」

創価大学人間論集 第6号 2013年3月 pp.41-60

file:///C:/Users/NK/Downloads/sokaningengakuronsyu0_6_3.pdf 2021/6/2 閲覧

石原忠佳 2015 「北アフリカ史の中のベルベル語－言語的側面からの検証3」

創価大学人間論集 第8号 2015年3月 pp.71-93

sokaningengakuronsyu0_8_3.pdf 2021/6/2 閲覧

私市正年 2016 「モロッコの「政治的安定」とイスラーム急進派の活動」

日本国際問題研究所 Radical Islamist Research Report Vol.5 2016/3/31 pp.1-13

[モロッコの「政治的安定」とイスラーム急進派の活動 \(jiia.or.jp\)](モロッコの「政治的安定」とイスラーム急進派の活動 (jiia.or.jp)) 2021/6/2 閲覧

斉藤剛 2010 「聖者信仰の「本質化」を超えて-モロッコにおけるフキーの治療の事例から」 Journal of Asian and African Studies No.80 2010 pp.61-96

http://repository.tufts.ac.jp/bitstream/10108/59596/1/jaas080004_ful.pdf

2021/6/22 閲覧

白谷望 2014 「モロッコにおける権威主義体制持続のための新たな戦略

－2011年国民議会選挙と名目的な政権交代」 AJAMES no.30-1 2014 pp.96-128

https://www.jstage.jst.go.jp/article/ajames/30/1/30_KJ00009396388/_pdf/-char/ja

2021/6/2 閲覧

中川恵 2005 「中東の権力構造－19世紀から21世紀のモロッコを事例として－」

京都大学経済論集 第176巻3号 2005-09 pp.108-127

https://repository.kulib.kyotou.ac.jp/dspace/bitstream/2433/66316/1/kronso_176_3_3

[84.pdf](#) 2021/6/2 閲覧

浜中信吾・白谷望 2015 「正統性をめぐるパズルーモロッコにおける君主制と議会政治」
比較政治研究 2015 1巻 pp.1-19

[正統性をめぐるパズル \(jst.go.jp\)](#) 2021/6/2 閲覧

深澤安博 2000a 「スペイン内戦とモロッコ (上)」 茨城大学 『人文学科論集』 33
pp.43-66

https://roseibadai.repo.nii.ac.jp/?action=pages_view_main&active_action=repository_view_main_item_detail&item_id=10757&item_no=1&page_id=13&block_id=21

2021.6.2 閲覧

深澤安博 2000b 「スペイン内戦とモロッコ (中)」 茨城大学 『人文学科論集』 34
pp.1-26

https://roseibadai.repo.nii.ac.jp/?action=pages_view_main&active_action=repository_view_main_item_detail&item_id=10763&item_no=1&page_id=13&block_id=21

2021.6.2 閲覧

深澤安博 2001 「スペイン内戦とモロッコ (下)」 茨城大学 『人文学科論集』 35
pp.29-50

https://roseibadai.repo.nii.ac.jp/?action=pages_view_main&active_action=repository_view_main_item_detail&item_id=10767&item_no=1&page_id=13&block_id=21

2021.6.2 閲覧

深澤安博 2002a 「20世紀初頭のスペインのアフリカニスマー1898年の破局から帝国の復活へ (上)」 茨城大学 『人文学科論集』 37 pp.21-49

https://roseibadai.repo.nii.ac.jp/?action=pages_view_main&active_action=repository_view_main_item_detail&item_id=10692&item_no=1&page_id=13&block_id=21

2021.6.2 閲覧

深澤安博 2002b 「20世紀初頭のスペインのアフリカニスマー1898年の破局から帝国の復活へ (下)」 茨城大学 『人文学科論集』 38 pp.1-31

https://roseibadai.repo.nii.ac.jp/?action=pages_view_main&active_action=repository_view_main_item_detail&item_id=10693&item_no=1&page_id=13&block_id=21

[view_main_item_detail&item_id=9281&item_no=1&page_id=13&block_id=21](#)

2021.6.2 閲覧

深澤安博 2005 「20世紀初頭のスペインの政治・社会と植民地モロッコ－帝国復活／モロコ人の恐怖／植民地体制の呪縛－」東京外国語大学史資料ハブ地域文化研究拠点 印刷媒体資料班 研究会活動 4-II-2005

http://www.tufs.ac.jp/21coe/area/insatsu/pmg_workshop_050204_fukazawa.pdf

2021.6.2 閲覧

深澤安博 2012 「スペイン領モロッコ植民地の「平定」(1926-1931年)－「原住民」統治／軍事基地／軍アフリカ派」茨城大学 『人文学科論集』12 pp.11-45

https://roseibadai.repo.nii.ac.jp/?action=pages_view_main&active_action=repository_view_main_item_detail&item_id=11531&item_no=1&page_id=13&block_id=21

2021.6.2 閲覧

堀内正樹 1991 「モロッコにおける聖者をめぐる社会意識」雑誌名『中東の民衆と社会意識』アジア経済研究所研究双書 405 pp.85-125

https://ir.ide.go.jp/?action=pages_view_main&active_action=repository_view_main_item_detail&item_id=44468&item_no=1&page_id=39&block_id=158

2021.6.2 閲覧

松本弘 2006 「第3章イエメン：政党政治の成立と亀裂」 研究双書 555『西・中央アジアにおける亀裂構造と政治体制』日本貿易振興機構アジア経済研究所

松本弘 2017 「モロッコの多党制－その特質と要因」 『大東アジア学論集』第17号 (2017年3月) pp.61-85

宮地一雄 1991 「中東エスニック紛争と統合の展望」アジア経済研究所 地域研究シリーズ 10 pp.187-206 <https://core.ac.uk/download/pdf/288449958.pdf> 2021.6.2 閲覧

渡邊駿 2018 「現代における君主制とそのグローバルな類型化をめぐる政治的考察－アラブ君主制国家群とその系譜的正統性の解析へ向けて－」

京都大学学術情報リポジトリ イスラーム世界研究 2018 第11巻 (2018年3月号) pp.256-303

https://repository.kulib.kyotou.ac.jp/dspace/bitstream/2433/230464/1/I.A.S_011_256.pdf 2021.6.2 閲覧

参考文献（論文等 外国語）

Felipe Helena, *The Berber in Spanish Colonial Discourse* Journal of Mediterranean Studies, Nov.02.2016 Vol 25 PP.189-201, pp.189-202 Published by Mediterranean Institute, University of Malta, 2016.

[\(PDF\) The Berbers in Spanish colonial discourse \(researchgate.net\)](#) 2021/11/10 閲覧

Vinogradov Amal and Waterbury John, *Situations of Contested Legitimacy in Morocco: An Alternative Framework*, Comparative Studies in Society and History Vol.13 No.1 (Jan.1971) pp.32-59, Cambridge University Press, 1971.

[Situations of Contested Legitimacy in Morocco: An Alternative Framework on JSTOR](#)
2021.6.2 閲覧

参考資料（News 記事 その他）

中東かわら版 2017 中東調査会 2017 No43 2017/05/31

No.43 モロッコ：リーフ地方で社会経済的不満による抗議デモ

https://www.meij.or.jp/kawara/2017_043.html 2021/6/2 閲覧

広瀬晴子 2011 「モロッコー今も安定し、改革の進む北アフリカの親日国(トレンドリポート)」 日本貿易振興機構アジア経済研究所 『アジ研ワールドトレンド』 2011-09 pp.30-33 [288464903.pdf \(core.ac.uk\)](#) 2021/6/2 閲覧

AFP BB ニュース (2019/6/12)

<https://www.afpbb.com/articles/-/3229632?pid=21362424> 2021/6/2 閲覧

Africanews.com (2017/5/5) -Tension brews in Morocco's neglected Rif region

[Tension brews in Morocco's neglected Rif region | Africanews](#) 2022/4/17 閲覧

Morocco World News (2017/6/12) Neglect in Harsh Soil:The Deep Roots of the Rif Crisis
[Neglect in Harsh Soil: The Deep Roots of the Rif Crisis \(moroccoworldnews.com\)](#)

2022/4/17 閲覧

Moroccan Tribes

[Moroccan Tribes \(free.fr\)](#) 2021/6/2 閲覧

The Moroccan ethnic groups of Morocco Mahraj Mohsine The Moroccan Ethnic Groups-An Historical Perspective

[The moroccan ethnic groups of Morocco \(slideshare.net\)](#) 2021/6/2 閲覧

New Sultan of Morocco(Alafa enthroned) (British Pathe ニュース動画)

[New Sultan Of Morocco \(1953\) - YouTube](#) 2021/11/16 閲覧

Morocco riots:Terror mounts in revolt of Arabs (1955) (Universal International News ニュース動画)

[Morocco riots : Terror mounts in revolt of Arabs \(1955\) Algerian War - YouTube](#)
2021/11/16 閲覧

Sultan Escapes Assassination (1954) (British Pathe ニュース動画)

[Morocco - Sultan Escapes Assassination \(1954\) - YouTube](#) 2021/11/16 閲覧

[Morocco - Sultan Escapes Assassination \[4K-COLORIZED\] - YouTube](#) 2021/11/16 閲覧

The Alawi Dynasty GENEALOGY Morocco8-14 (モロッコ、アラウイー朝の系譜 8-14) , royalark.net

[index \(royalark.net\)](#)

[MOROCCO8 \(royalark.net\)](#)

[MOROCCO9 \(royalark.net\)](#)

[MOROCCO10 \(royalark.net\)](#)

[MOROCCO11 \(royalark.net\)](#)

[MOROCCO12 \(royalark.net\)](#)

[MOROCCO13 \(royalark.net\)](#)

[MOROCCO14 \(royalark.net\)](#)

2021/11/16 閲覧

Wikipedia: Alawi dynasty (アラウイー朝)

['Alawi dynasty - Wikipedia](#)

2021/11/16 閲覧

Wikipedia: Beni-Snassen (ベニ・スナッセン、アイト・イズナッセン)

[https://fr.wikipedia.org/wiki/B%C3%A9ni-Snassen_\(ethnie\)](https://fr.wikipedia.org/wiki/B%C3%A9ni-Snassen_(ethnie)) 2021/11/16 閲覧

Wikipedia: Jebala people (ジェバーラ人)

https://en.wikipedia.org/wiki/Jebala_people 2021/11/16 閲覧

Wikipedia; Mbarek Bekkay (ムバレク・ベッカイ)

https://en.wikipedia.org/wiki/Mbarek_Bekkay 2021/11/16 閲覧

Wikipedia: Popular Movement (Morocco)

[Popular Movement \(Morocco\) - Wikipedia](#) 2021/11/16 閲覧

Wikipedia: Le résident général de France au Maroc 2022/10/17 閲覧